

339  
587



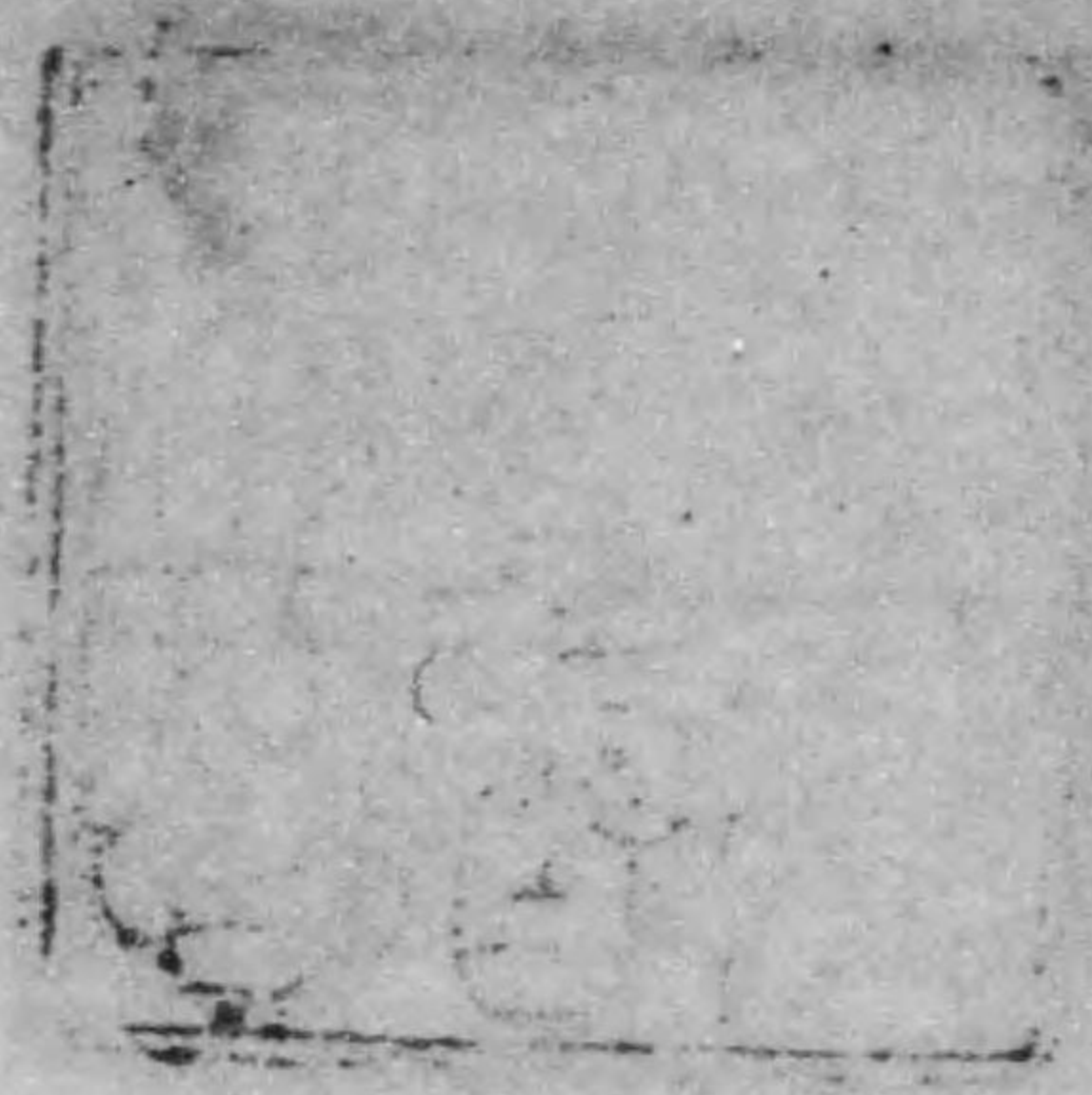
始





典  
義  
解

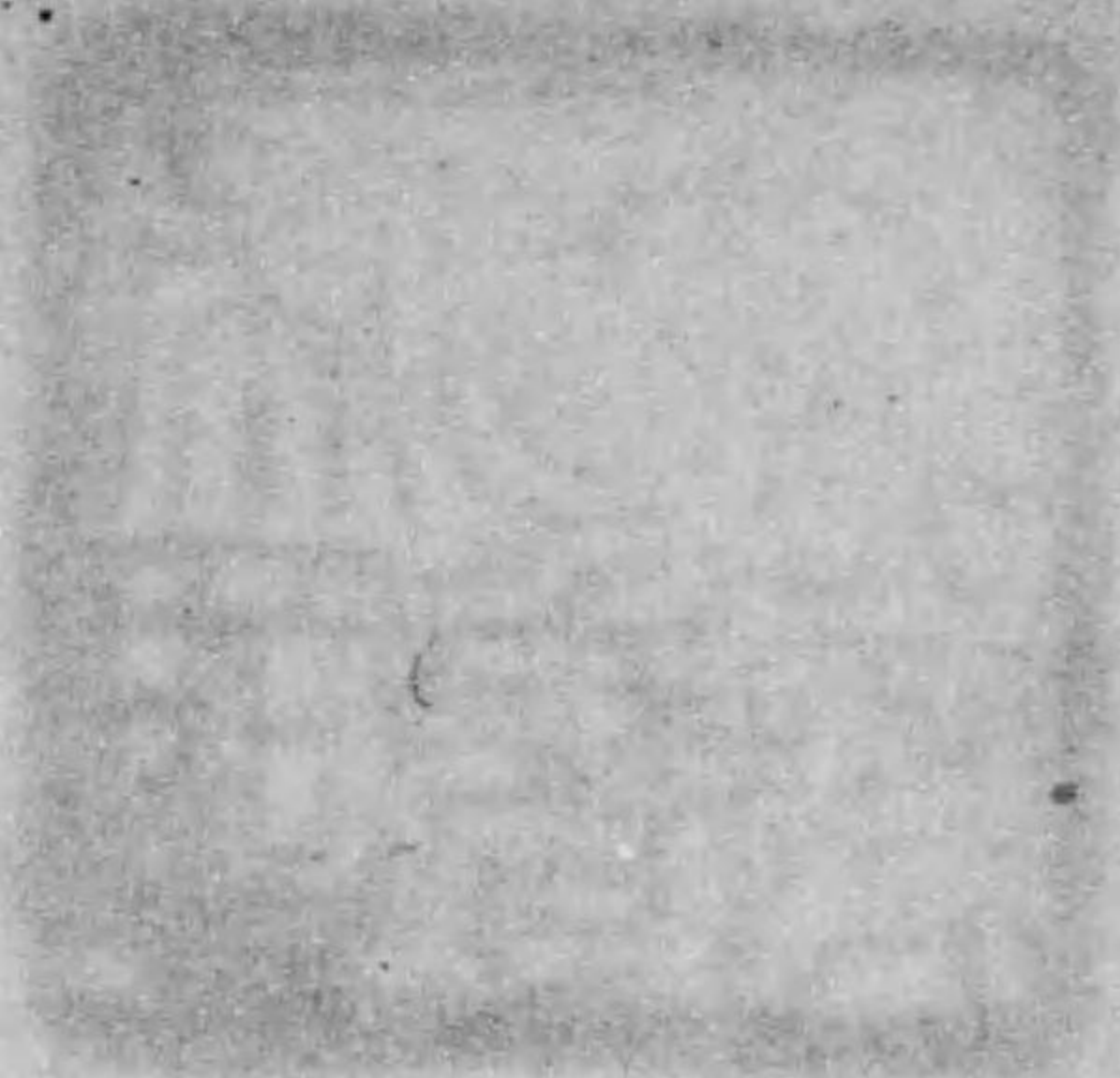
大正  
4. 10. 66  
内交



寶無經祚

大正四年七月

源達孝謹書



◎告示(大正四年四月十九日官報號外)

○即位ノ禮及大嘗祭ノ期日左ノ通定メラル

即位ノ禮 大正四年十一月十日

大嘗祭 同 年同 月十四日

大正四年四月十九日

宮 内 大 臣

國 務 各 大 臣 連 署

## 緒言

一 恭ク惟ルニ即位ノ禮及大嘗祭ハ、至尊一世ノ大禮、國家最高ノ鉅典ニシテ、中外ノ齊ク瞻仰スル所タリ。蓋シ、此ノ典禮タルヤ、其ノ意深遠ニシテ、其ノ儀莊重、大日本建國ノ本義、國體ノ精華、粲然トシテ見ルヘキナリ。而シテ、其ノ制度典式ハ、載セテ登極令ニ備ル。故ニ國民タル者ハ、必、登極令ヲ誦讀シテ、我國體ノ尊嚴ヲ欽仰セサルヘカラス。予深ク此ニ感アリ、淺學ヲ顧ス、謹テ登極令ヲ註釋シ、以テ大典義解ト題ス。

一 本書ハ、登極令ノ條文ニ註解ヲ施シ、附式ニ標註ヲ加ヘ、且、本文ニ傍訓ヲ附シテ、閱讀ニ便ナラシム。庶幾ハ、何人モ一讀

シテ了解スルコトヲ得ムカ。但、本書ハ、専ラ簡明ヲ主トシ、大要ヲ知ラシムルコトヲ旨トシタレハ、其ノ考證沿革ノ如キハ、之ヲ省畧セリ。讀者之ヲ諒セヨ。

一 本書中、物名ノ稱呼ハ、古訓ニ據レリト雖モ、間々、今時普通ノ讀方ヲ參取シタルモノアリ。

一 附圖ハ、正確ナル典故ニ據レリト雖モ、唯其ノ一斑ヲ示スニ止メ、讀者温故知新ノ料タラシムルニ過キサレハ、必シモ、之ヲ以テ、今回ノ御大禮ニ實用セラルルモノト、速了セサラムコトヲ望ム。

一 本書ハ、予曩ニ、圖書寮編修官奉職中、公務ノ餘暇ヲ以テ、編

述セシ所ノモノナリ。而ルニ、當時公務繁忙ニシテ、容易ニ結了ニ至ラス、荏苒日ヲ曠ウセシカ、圖書寮勤務田邊勝哉氏、特ニ助力ヲ與ヘラレタルヲ以テ、完成ヲ告ケタリ。茲ニ、本書ノ刊行ニ臨ミ、其ノ勞ヲ謝ス。

一 侍從次長伯爵德川達孝閣下ハ、題字ヲ賜ハリ。掌典佐伯有義氏ハ、編述ニ付キ助言ヲ與ヘラレ、爲ニ本書ニ、多大ノ光彩ヲ添ヘタリ。謹テ之ヲ謝ス。

大正四年九月

國民  
必携  
大典義解

目次

登極令.....一

附式

第一編 踐祚ノ式

賢所ノ儀.....一九

皇靈殿・神殿ニ奉告ノ儀.....二一

劔璽渡御ノ儀.....二一

踐祚後朝見ノ儀.....二四

第二編 即位禮及大嘗祭ノ儀

賢所ニ期日奉告ノ儀……………二六  
 皇靈殿・神殿ニ期日奉告ノ儀……………三二  
 神宮・神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀……………三二  
 神宮ニ奉幣ノ儀……………三五  
 神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ奉幣ノ儀……………三六  
 齋田點定ノ儀……………三七  
 齋田拔穂ノ儀……………三八  
 京都ニ行幸ノ儀……………三九  
 賢所春興殿ニ渡御ノ儀……………四二  
 卽位禮當日皇靈殿・神殿ニ奉告ノ儀……………四三  
 卽位禮當日賢所大前ノ儀……………四五  
 卽位禮當日紫宸殿ノ儀……………五三

卽位禮後一日賢所御神樂ノ儀……………六二  
 大嘗祭前一日鎮魂ノ儀……………六五  
 神宮・皇靈殿・神殿竝官國幣社ニ勅使發遣ノ儀……………六七  
 大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ儀……………六七  
 大嘗祭當日皇靈殿・神殿ニ奉幣ノ儀……………六七  
 大嘗祭當日賢所大御饌供進ノ儀……………六八  
 大嘗宮ノ儀……………六九  
 悠紀殿供饌ノ儀……………七三  
 主基殿供饌ノ儀……………八四  
 卽位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀……………八四  
 卽位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀……………九一  
 卽位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀……………九二



四

即位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀……………九四

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ親謁ノ儀……………九七

東京ニ還幸ノ儀……………九九

賢所温明殿ニ還御ノ儀……………九九

東京還幸後賢所御神樂ノ儀……………一〇〇

還幸後皇靈殿・神殿ニ親謁ノ儀……………一〇一

附録

大禮使彙報……………一〇五

踐祚(受禪)即位大嘗祭一覽……………一一五

目次終

國民必携 大典義解

神谷初之助謹述

登極令(明治四十二年 皇室令第一號)

第一條 天皇踐祚ノ時ハ即チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿・神殿ニ奉告セシム

恭て按ずるに、上古は、踐祚即ち即位にして、其の區別なかりしが、後世に至りて、踐祚の後、更に即位の禮を行はせらるゝことゝなれり。即ち天應元年四月三日、桓武天皇は



二年二月十一日皇室令第一號を以て公布せられたるものなり。皇室令とは皇室(天皇の御いへ)に關する法令なり。公式令第

五條に、皇室典範ニ基ツク規則、宮内官制其ノ他皇室ノ事務ニ關シ、勅定ヲ經タル規定ニシテ、發表ヲ要スルモノハ、皇室令トシテ上諭ヲ附シテ之ヲ公布スルモある是なり。

○踐祚 アマツヒツギシロシメスミ和訓し、即ち天津日嗣知食すの義にて天皇の御位を踐み給ふをいふ。

○掌典長 式部職掌典部の長官をいふ。明治四十年皇室令第三號宮内省官制に、掌典長ハ一人勅任トス。部務ヲ掌理シ所部職員ヲ監督スルことあり。



光仁天皇の讓を受けて即位あらせられ、同十五日に其の式を行はれてより、踐祚と即位と、其の日を異にするの端を發し、其の後、朱雀院天皇に至りて、踐祚の後、更に歲月を隔て、即位の大禮を擧げさせられ、以て定例と爲し給へり。本條は、皇室典範第十條に、天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク、とあるに基づきたる規定にして、天皇、皇位の御守たる三種の神器を承け給ひ、賢所に於て三日間祭典を行はれ、併せて、皇靈殿・神殿に踐祚の由を奉告せらるゝの儀を明かにせり。茲に掌典長をして祭典及奉告の事に當らしむるは、蓋し、天皇踐祚の時は、即ち、大喪に丁らせ給ひ、御親祭を行はせ給ふこと能はざる爲ならんか。

### 第二條 天皇踐祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム

元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス

恭て按ずるに、我國にて年號を建てられしは、孝徳天皇の大化を以て始とし、文徳天皇の大寶以來、歴代の例制となり。其の改元には、御代始の改元、祥瑞に因る改元、災異に因る改元等、其の他種々あり。中世に至りては、一世の間數々年號を改め、其の煩雜なることは、史乘に徴して明かなり。明治元年に至りて、一世一元の制を定め、以て永制とせり。明治元年九月八日の詔及布告は左の如し。

詔 體ニ大乙ニ而登レ位、膺ニ景命一以改レ元、洵聖代之典型、而萬世之標準也。朕雖ニ菲徳、幸賴ニ祖宗之靈、祇承ニ鴻緒、躬親ニ萬機之政、乃改元欲下與ニ海内

○賢所 カシコドコロミ訓み、皇祖天照皇大神の御靈代なる寶鏡(八咫鏡)を奉安し給ふ所なり。其の名義は、かしこみも敬ひ奉る所と申すことなり。宮城吹上御苑の辰巳の方に在り。

○皇靈殿 賢所の西(右方)の御殿にて、神武天皇を始め奉り、御歴代天皇、皇后、皇妃並に皇親の御靈を鎮め祭り給ふ所なり。

○神殿 八神(神魂、高御魂、生魂、足魂、玉留魂、大宮乃實、大御膳都神、辭代主神)及天神、地祇八百萬

神を祭らせ給ふ御殿にて賢所の東(左方)に在り(以上第一圖を見よ)

○元號 年號をいふ。

○樞密顧問 樞密院官制の規定に依り、天皇の諮詢に應へ、重要な國務を審議する憲法上の機關なり樞密院は、天皇の諮詢に應じて、重要な國務を審議する最高の顧問府なり。

億兆一更始一 新上 其 改 慶應四年一爲明治元年一自今以後 後 革 易 舊 制 一 世 一 元 一 以 爲 永 式 一 主 者 施 行 一

今般御即位御大禮被爲濟先例之通被爲改二年號一候 就テハ是迄吉凶之象兆ニ從ヒ屢 改號有之候へ共自今御 一代一號ニ被定候 依之 改 慶應四年一可爲明治元 年一旨被仰出一候事

古は改元の時には、文章博士其の他有識の公卿をして、經史に據りて好字を撰びたる勘文を奉らしめ、諸卿をして其の優劣を論議せしめたり。之を難陳と謂ふ。其の難陳の語を奏聞し、勅裁を仰ぎて之を決せり。改元の事は、斯くの如く古來朝廷の重事としたるを以て、本條に於て、元號は樞密顧問に諮詢すること、定められたるは、蓋し、古典に

準則して、其の事を鄭重にせられたるものならん。

### 第三條 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

恭て按ずるに、改元は國家の重事たること、前に云へる如くなれば、其の公布の形式も、従つて之を鄭重にし、詔書を以て之を公布するなり。古より改元の時には、詔書式を以てせること、古書に徴して明かなり。大正改元の詔書は左の如し。

#### 詔書

朕菲德ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ誥ケテ萬機ノ政ヲ行フ茲ニ

先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト爲ス主者施行セヨ

○詔書 勅旨を記して、天下に宣誥する文書をいふ。公式令第一條に、皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣誥スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス」詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ、其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ、宮内大臣年月日ヲ記入シ、内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス。其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ、内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ、又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ

副署ス。とあり。

○即位ノ禮 即位ニ、天皇高御座に即きて、天日嗣しろしめすを百官庶民に告げ給ふをいふ。こゝにいふ即位ノ禮とは即位禮當日皇靈殿・神殿ニ奉告ノ儀、賢所大前ノ儀、紫宸殿ノ儀、即位禮後一日賢所御神樂ノ儀を總稱していへり。(別式参照すべし)  
○大嘗祭 字音にてダイ

御名 御璽

明治四十五年七月三十日

内閣總理大臣  
以下國務各大臣

#### 第四條

即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之

ヲ行フ

大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ

恭て按ずるに、上代は踐祚即ち即位にして、其の區別なかりしが、後世は、踐祚の後、更に即位の禮を行ふことゝなれり。天智天皇は、先帝即ち齊明天皇の崩後七年を歴て即位し給ひ、其れより歴代相因るの大典となれり。抑、即位の

シヤウサイと訓み、古言にはオホニヘマツリと云へり。ニへは新饗の約言にて、嘗は支那にて秋祭といふ義なれば、それを借りたるなり。即ち天皇即位の後、初めて親ら新穀を以て、天照大神及天神地祇を奉祭し、且親らも開食す一代一度の新嘗祭のことなり。その之を大嘗祭といふは、年々の新嘗祭に分たんが爲にして、天武天皇の頃より毎年行ふを新嘗祭とし、一代に一度行ふを大嘗祭とせし。

儀式は、神武天皇以後、孝德天皇・持統天皇等の朝を経て大に整頓し、清和天皇の朝に至りて、我國固有の儀式に唐制を折衷して盛觀を呈せり。中世以降、其の舊觀を失ひしと雖も、其の大體に於ては毫も變ずることなし、斯くて維新の後、明治元年八月二十七日、明治天皇即位の禮を舉行せられ、臣民再び其の大典を仰望することを得たり。

大嘗祭は、古來諸祭祀中の大祀として、最も重んぜられ、神武天皇以來行はせられて、即位と相因るの大典なり。然るに、中世以降、此の儀久しく廢絶したりしが、東山院天皇の貞享四年に至りて再興せられ、其の後又行はれざりしを櫻町院天皇の元文三年に至りて舉行せられ、明治天皇は、即位の後、明治四年十一月十七日、宮城吹上御苑にて舉行

○大禮使 大禮使ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ即位ノ禮及大嘗祭ニ關スル事務ヲ掌ル。總裁一人皇族ノ中ヨリ勅命ス。長官一人、次官二人、參事官事務官、典儀官、書記、各若干人ノ職員ヲ置キ、必要アルトキハ更ニ御用掛ヲ置クコトヲ得。(大正四

せられたり。本條に秋冬の間に於て之を行ふとせられたるは、本條第二項に、即位の禮を訖りたる後續て大嘗祭を行ふこと、規定せられたる爲ならん。即ち、大嘗祭は、新穀成熟の日に於て行ふべきが故に、茲に兩大禮共に、一時に秋冬の間に於て行ふこと、せられたるものならんか。

第五條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大禮使ヲ置ク  
大禮使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム

恭て按ずるに、即位ノ禮と大嘗祭とは、國家の大禮なるを以て、一切の事務を掌理せしむる爲に、特に官制を設くるなり。即ち、宮中に大禮使を置き、長官・次官以下高等官・判

年二月十二日公布大禮使官制抄)

○宮内大臣 明治四十年皇室令第三號宮内省官制に、第一條、宮内大臣ハ親任トス、皇室一切ノ事務ニ付キ輔弼ノ責ニ任ス、第二條、宮内大臣ハ所部ノ職員ヲ統督シ兼テ華族及朝鮮貴族ヲ監督ス(以下略之)とあり。  
○國務大臣 君主を輔弼する機關にして、内閣總理大臣及外務大臣、内務大臣、大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣、司法大臣、文部大臣、農商務大臣、逓信大臣の十大臣をいふ  
○勅使 勅命によりて遣

任官の職員を置かる、こと、上欄に示すが如し。而して、其の大禮使の官制は、別に之を定めらる。

第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務各大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス

恭て按ずるに、此の條は、即位ノ禮及大嘗祭を行ふ期日公告の手續を規定せるものにて、此の兩大禮は、皇室の盛儀、國家の大典たるが故に、宮内大臣・國務各大臣の連署を以て、之を天下に公告せらるゝなり。

第七條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ之ヲ賢所・皇靈殿・神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮・神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ奉

さる、使をいふ。  
○神宮 皇大神宮、豊受大神宮を申し奉る。皇大神宮は内宮とも稱し、三重縣伊勢國宇治山田市宇治五十鈴川上に在り。豊受大神宮は外宮とも稱し、同市山田に在り。  
○神武天皇山陵 奈良縣大和國高市郡白檮村大字洞に在り。畝傍山 東 北 陵 と稱す。山陵とは、歴代の天皇皇後の御墓所をいふ。其の規模廣大にして、山の如く陵の如し、故に山陵といふ。  
○前帝四代ノ山陵 明治天皇(御父)、孝明天皇(御

幣セシム

恭て按ずるに、即位ノ禮及大嘗祭は、最も重大の典禮なるを以て、其の期日確定したるときは、之を賢所及祖宗の神靈に奉告し、宗社たる伊勢神宮・神武天皇及前帝四代の山陵に勅使を發遣して奉幣せしむるなり。蓋し、大禮大儀を行ふに當り、事に先だちて、神祇を奉祭し、祖宗に告ぐるは、我國古來の常例にして、忠孝の道由て起る所以なりとす。

第八條 大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ悠紀ノ地方トシ 京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ 其ノ地方ハ之ヲ勅定ス

祖父(仁孝天皇(御曾祖父)、光格天皇(御高祖父)の御陵をいふ。光格天皇山陵(後月輪陵)、仁孝天皇山陵(後月輪陵)、孝明天皇山陵(後月輪陵)、山陵)は共に、京都府山城國京都市下京區今熊野町に在り。明治天皇山陵(伏見桃山陵)は、京都府山城國紀伊郡堀内村大字堀内字古城山に在り。  
○齋田 大嘗祭に供進の稻を作る齋み清まはれたる田をいふ。義なり。  
○悠紀主基 共に潔齋の義にて、悠紀は忌清の義、主基は濯清の義な

恭て按ずるに、神祇を祭るには清潔を主とす。殊に大嘗祭は、最も重き祭儀なれば、一層潔齋せざるべからず。されば新穀を供納する地方を豫め勅定するなり。古は龜卜の法(波々賀を以て龜の甲を焼き、龜裂の方向に據りて定むる法なり)に依りて、其の國郡を卜定す。之を國郡卜定と謂ふ、中世以後は、郡のみを卜して國を卜せず、毎に近江國を悠紀とし、丹波と備中との二國を、代毎に更々主基と定めたりしが、本條に於ては、大禮の舉行地なる京都を中心として、之を以東以南と以西以北とに分し、其の地方を勅定せらるゝなり。

第九條 悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ地方長官ヲシテ齋田ヲ定メ其ノ所有

リ(本居宣長翁の説)。共  
に大嘗祭に神に献り給ふ  
二回の御饌の名にて、先  
に献り給ふを悠紀の御饌  
と稱し、次に献り給ふを  
主基の御饌といふ。その  
御饌を献り給ふ爲に、二  
の宮殿を設けらる。之を  
悠紀殿・主基殿といふ。そ  
の悠紀の方を擔任する國  
を悠紀の國といひ、主基  
の方を擔任する國を主基  
の國といふ。而して、その  
祭神は、共に天照大神天  
神地祇を祭らるゝなり。  
○地方長官 道廳長官  
及府縣知事をいふ。  
○拔穂ノ式 齋田に至り  
て、御饌御酒等を造るべ

者ニ對シ新穀ヲ供納スルノ手續ヲ爲サシム

恭て按ずるに、悠紀主基に當る地方の勅定せられたるとき  
は、更に宮内大臣は、地方長官に命じて齋田を定めしめ、  
其の所有者をして、新穀を供納する手續を爲さしむるなり。  
古は、悠紀主基共に、齋田は六段歩にて、百姓の營田を用  
ひられたり。

第十條 稻實成熟ノ期至リタルトキハ勅使ヲ發遣シ齋田ニ就キ拔穂ノ式ヲ行ハシム

恭て按ずるに、稻實既に成熟の時期に至れる時は、勅使を  
悠紀・主基の二國に發遣し、其の齋田に就き、別式に定めた  
る儀に據りて、拔穂ノ式を行ふなり。古は八月下旬、悠紀

き稻を抜き取る式をいふ  
その儀式は、別式齋田拔  
穂ノ儀に見えたり。古は  
稻四束を抜き取れるなり  
○神器ヲ奉シ 劍璽を始  
め賢所をも奉遷し奉る  
をいふ。神器とは、鏡・  
劍・璽の三なり。鏡は  
八咫鏡を申す。こは伊勢  
神宮に奉齋し、宮中に在  
すは、崇神天皇の御時、  
新に造り給ひしものなり  
にして、今熱田神宮に奉  
祭す。崇神天皇の御時造  
られたる御劍は、壽永の  
亂に海底に沈みたれば、  
後世土御門院天皇の初、  
伊勢神宮より奉られたる

主基の拔穂使を卜定して兩齋國に發遣す。拔穂使には、宮主  
ト部を以てし、各其の齋郡に至り、國司と共に薦享酒饌の  
料稻を抜き取り、九月下旬(或は十月上旬)歸京して、之を  
齋場に納めしなり。

第十一條 即位ノ禮ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ皇宮ニ移御ス

恭て按ずるに、三種の神器(鏡・劍・璽)を以て、皇位の御守と  
爲し給ふは、神祖以來變ることなく、歷代踐祚の時は、必  
ず神器を傳承するを以て恒例とし、神器は皇位と一日も離  
るべからざるものなり。されば、天皇は即位の大禮を行ふ  
期日前に、神器を奉じて、皇后と共に京都の皇宮に移御あら

を神劍さなし給ふ。璽たまたまは八坂瓊曲玉にして、天祖天岩戸に隠らせ給ひし時、天明玉命あめのみかるとたまひるみことに命じて作らしめ給ひしものなり。

○皇宮 京都の御所を稱す。

○官國幣社 神社の社格にして、官幣社は、昔時神祇官より幣帛を奉りし社をいふ。明治四年五月十四日、更に官幣社を分ちて大、中、小、別格の四等とせり。現時に於ける官幣社は、官幣大社明治神宮を始めとして九十八社あり。國幣社は、昔時國司より幣帛を奉りし社

せらるゝなり。而して、京都に移御あらせらるゝは、皇室典範第十一條に、即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」こと定められたるに基づけらるゝなり。

第十二條 即位ノ禮ヲ行フ當日勅使ヲシテ之ヲ

皇靈殿・神殿ニ奉告セシム

大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮・皇靈殿・神殿

竝官國幣社ニ奉幣セシム

恭て按ずるに、天皇即位の大禮を擧げ給ふ當日、之を列聖れつせい及神祇およびじんぎに奉告するは、崇敬の意を申ね給ふなり。又大嘗祭おほなごほひは、神祇令じんぎりやうに、凡天皇即位惣祭おほなごほひ天神地祇てんしんぢぎとあるが如く、古は其の當日、全國の諸社に奉幣使ほうはいしを發遣せられしが

をいひ、官幣社の次に位す。明治四年五月十四日、更に國幣社を大、中、小の三等に分ち、國庫こくこより其の幣帛を奉ることとせり。現時の國幣社は、國幣中社政國神社こくへいちゅうしゃせいこくじんしやを始はとして七十二社あり。(但し大社なし)

○鎮魂ノ式 鎮魂はタマシツメたましづめといふ。天皇の御魂を鎮安おほほろひして、大御命おほみことの長壽を祈り、大御世おほみよを壽ことほぎ奉る祭なり。祭神は神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御饌神、辭代主の八神にして其の次第は笛を吹き、琴を弾じ、歌に和し、拍子

本令に於ても、其の當日勅使を遣して、神宮・皇靈殿・神殿竝に全國の官國幣社にまで、奉幣の儀あらせらるゝなり。而して、本條兩項共に、皇靈殿・神殿とありて、賢所に及ばざるは、賢所は、至尊しそん之を奉じて京都の皇宮に移御し給ひ皇靈殿・神殿は東京の宮城みやしろに在せばなり。

第十三條 大嘗祭ヲ行フ前一日鎮魂ノ式ヲ行フ

恭て按ずるに、大祀たいしに先だちて鎮魂祭ちんこんさいを行ふは、古の遺典にして、此の祭は、神武天皇元年、宇摩志麻治命うましあぢのみこと、其の父饒速日命はやひのみこと、天より將來しやうらいせし十種の瑞寶みづからを獻せしを以て起原きげんとし、史乘しじやうに見ゆるは、天武天皇以來の事なり。此の式、後花園院天皇以後中絶せしを、光格天皇の寛政九年くわうかくのくわんせいくわんねんに至り再興せられたり。毎年新嘗祭の前日に行はるゝこと、古來



に隨ひて舞ひ、宇氣槽を覆せて、其の上に立ち、鉦を以て撞くこと十度、その度毎に御魂緒の糸を結ぶ、また節に應じて御衣の笛を振り動かすなり。

○大饗 大に饗宴するといふ義にして、文武高官、有爵者、優遇者並夫人及外國交際官並夫人、供奉の諸員其他に饗宴を賜はるゝをいふ。即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀(豊樂殿)、第二日ノ儀(二

の慣例なれば、大嘗祭を行ふに當りても、其の前日に於て此の式を行はせ給ふなり。

第十四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

恭て按ずるに、本條附式とは、本令第二編即位禮及大嘗祭の式をいふ。

第十五條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ大饗ヲ賜フ

恭て按ずるに、大饗は、古の所謂大嘗會なり、古は十一月卯日に大嘗祭あり、其れより辰・巳兩日の節會・午日・豊明節會ありて、全く其の式を終るなり。本令の大饗は、其等

條離宮)、即位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀、(二條離宮)の三儀をいふ。

三日に亘れる節會を、取捨折衷せるものかご察せらるゝなり。蓋し、大饗とは、大饗宴の義にして、内外の臣僚汎く賜饌の榮に霑ふ謂ならんか。

第十六條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ天皇・皇后ト共ニ神宮・神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ謁ス

第十七條 即位ノ禮及大嘗祭訖リテ東京ノ宮城ニ還幸シタルトキハ天皇・皇后ト共ニ皇靈殿・神殿ニ謁ス

恭て按ずるに、此の二條は、天皇親しく陵廟に謁して、大禮慶成を告げ給ひ、敬神尊祖報本反始の義を明かにし、大

孝を申へ給ふ所以にして、我が國體の萬國に卓越せるを表  
示せるものと謂ふべし。以上親調の事畢り、登極の儀茲に  
完了を告ぐるなり。

第十八條 諒闇中ハ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハス

恭て按ずるに、古語に、皇位は一日も曠うすべからず、と  
云へるが如く、先帝崩すれば、皇嗣直に祖宗の神器を承け  
て踐祚し給ふと雖も、諒闇中(滿一年間)は慶賀を表する即  
位、潔齋を要する大嘗祭は行はせ給はざるなり。

○諒闇 諒に闇き義。天  
皇が御父母の喪に服し給  
ふ期間をいふ。皇室服喪  
令第一條に、父母夫ノ喪  
ハ一年トス、又第十九條  
に、天皇・大行天皇・太皇  
太后・皇太后・皇后ノ喪ニ  
丁ルトキハ大喪トス。又  
第二十一條に、大行天皇  
及皇太后ノ爲ニスル大喪  
ヲ諒闇トス。皇妣タル太  
皇太后ノ爲ニスル大喪亦  
同シ。とあり。

附式

第一編 踐祚ノ式

賢所ノ儀 三日間之ヲ行フ。但シ、第二日  
第三日ノ儀ハ御告文ナシ。

時刻、御殿ヲ裝飾ス。

次ニ、御扉ヲ開ク。

次ニ、神饌 色目時ニ臨ミ之ヲ定ム。以下神饌又ハ幣物ニ付  
ヲ供ス。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、御鈴ノ儀アリ。内掌典  
奉仕。

次ニ、天皇御代拜。掌典長奉仕。  
御告文ヲ奏ス。

次ニ、皇后御代拜。掌典奉仕。  
衣冠單。

次ニ、神饌ヲ撤ス。

次ニ、御扉ヲ閉ツ。

次ニ、各退下。

○附式、附屬したる儀式をいふ。

○御告文、天皇陛下の御親祭し給ふ時、神に告げさせたまふ文をいふ。

○御殿、賢所の御殿をいふ。

○神饌、神膳と云ふに同じ、神に供へ奉る飲食物をいふ。

○色目、品物の名目をいふ。

○幣物、ミテガラと和訓す。布帛兵器などの類の、神に供へ奉る物をいふ。

○祝詞、神に告げ申す詞をいふ。

○御鈴ノ儀、賢所の御内陣に置かせらるゝ御鈴を振り動かす儀式をいふ。

○内掌典、宮内省式部職掌典部の職員にして、女子を以て之に補す。宮内省官制に、「内掌典ハ判任トス。内一人ヲ奏任ト爲スコトヲ得。祭典ニ従事ス」とあり。

○衣冠單、衣冠は朝服(朝參の服)の略装にして、冠をかぶり、袍(縫腋の袍)を着、指貫をはきたり。(第七圖を見よ)。即ち衣冠單とは、袍、衣(直衣、狩衣の下に重ね着るもの)、單(袍、直衣を着する時に、帷の上へ重ね着るもの)、帷を重ねて、奴袴(裾を糸にて指貫きて、足に括りつくる袴の一種なり)(第八圖を見よ)をばき、帛帶を用ふるをいふ。

皇靈殿・神殿ニ奉告ノ儀

其ノ儀、賢所第一日ノ式ノ如シ。御鈴ノ儀ナシ。

劍璽渡御ノ儀

時刻、賢所第一日ノ式、大勳位・國務各大臣・樞密院議長・元帥、便殿ニ班列ス。ナ行フト同時。

但シ、服装通常服。關係諸員亦同シ。

次ニ、出御。御通常服、御椅子ニ著御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後ニ候シ、皇太子 又ハ皇太孫、以 親王・王供奉ス。

次ニ、劍璽渡御。侍從奉ニ從フ。内大臣祕書官捧持。

式部次官・内大臣前行シ、侍從武官扈從ス。

次ニ、内大臣劍璽ヲ御前ノ案上ニ奉安ス。

次ニ、内大臣國璽・御璽ヲ御前ノ案上ニ安ク。

次ニ、入御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從劔璽ヲ奉シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官  
御後ニ候シ、皇太子・親王・王供奉ス。

次ニ、内大臣、國璽・御璽ヲ奉シテ  
次ニ、各退下。

〔注意〕天皇未成年ナルトキハ、供奉員中、親王ノ上ニ攝政ヲ加ヘ、襴褌ニ在ル  
トキハ、女官奉抱シ、攝政奉扶ス。以下之ニ倣フ。

○劔璽 三種の神器の中なる寶劔と神璽（八坂瓊曲玉）との二種を申す。

○大勳位 最上の勳位なり。

○樞密院議長 親任官の一。樞密院に屬する一切の事務を總管シ、會議には首席となりて、議事を整理するを職とす。

○元帥 我國軍事上の最高顧問府なる元帥府に列せら

る、陸海軍大將に賜はれる稱號なり。

○便殿 便宜の御殿をいふ。

○式部長官 式部職の長官をいふ。宮内省官制に、式部長官ハ親任又ハ勅任トス、典式ニ奉任シ、式部職ヲ統轄ス」とあり。

○侍從長 侍從職の長官をいふ。宮内省官制に、侍從長ハ親任又ハ勅任トス。常侍奉仕シ、侍從職ヲ統轄シ、

便宜事ヲ奏シ、旨ヲ宣ス」とあり。

○侍從 侍從ハ十四人、奏任トス。側近ノ事ヲ分掌ス

（宮内省官制）

○侍從武官長侍從武官 侍從武官長ハ陸軍大中將、又ハ海軍大中將ヲ以テ之ニ親補ス。侍從武官ハ陸軍將校又ハ海軍將校ヲ以テ之ニ補ス。侍從武官長及侍從武官ハ天皇ニ常侍奉仕シ、軍事ニ關スル奏上奉答及命令ノ傳達ニ任シ、觀兵演習行幸、其ノ他祭儀禮典宴會謁見等ニ陪從扈從ス。（侍從武官府官制）

○皇太子皇太孫 天皇の御世嗣なり。皇室典範第十五條に、儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス。皇太子在ラザルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス」とあり。

○親王 皇族男子の稱號なり。皇室典範第三十一條に、皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテ男ヲ親王、女ヲ内親王トシ、五世以下ハ男ヲ王、女ヲ女王トス」とあり。

○國璽 對外國書又は勅記に鈐する印璽なり。金材に

して方二寸九分。大日本國璽の五字を篆文にて表せり

○御璽 専ら朝廷の大事に用ふ。方三寸にして、同じく金材。天皇御璽の四字を篆文にて表せり。

○内大臣祕書官 内大臣府ニ於テハ御璽・國璽ヲ尙藏シ、及詔書勅書其ノ他内廷ノ文書ニ關スル事務ヲ掌ル。祕書官ハ專任二人奏任トス。文書ノ事及庶務ヲ分掌ス。（内大臣府官制）

○式部次官 式部次官ハ一人勅任トス。式部長官ヲ輔ケ、式部長官事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス。（宮内省官制）

○内大臣 内大臣ハ親任トス。常侍輔弼シ、内大臣府ヲ統轄ス。（内大臣府官制）

○未成年 皇室典範第十三條に、天皇及皇太子皇太孫ハ、滿十八年ヲ以テ成年トス」とあれば、十八年未滿をいへるなり。

○攝政 天皇を輔佐して政事を攝する職なり。皇室典

範第十九條に、天皇未ダ成年ニ達セザルトキハ攝政ヲ置ク、天皇久シキニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラス

ルコト能ハザルトキハ、皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク」ニあり。

踐祚後朝見ノ儀

當日何時、文武高官・有爵者・優遇者・朝集所ニ參集ス。召スヘキ者ハ、時ニ臨ミ之ヲ定ム。以下別ニ分注ヲ施サ、ルモノハ、皆之ニ倣フ。  
但シ、服裝、男子ハ大禮服、正裝、正服、服制ナキ者ハ通常禮服、女子ハ中禮服。  
關係諸員亦同シ。

次ニ、式部官前導、諸員正殿ニ參進、本位ニ就ク。

次ニ、式部官、警蹕ヲ稱フ。

次ニ、天皇、御正裝。出御。御椅子ニ著御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從劍璽ヲ奉シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後ニ候シ、皇太子・親王・王供奉ス。

次ニ、皇后、御中禮服。出御。御椅子ニ著御。

皇后宮大夫前行シ、女官御後ニ候シ、皇太子妃又ハ皇太孫妃、以下之ニ倣フ。・親王妃・內親王・王妃・女王供奉ス。

次ニ、勅語アリ。

次ニ、內閣總理大臣御前ニ參進奉對ス。ほうたいおこなへまをす

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉、警蹕、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、各退下。

〔注意〕天皇未成年ナルトキハ、勅語ノ項ヲ「攝政御座ノ前面ニ參進、東方ニ侍立シ、勅語ヲ傳宣ス」トス。

○朝見、參朝して謁見するをいふ。

○文武高官、高等の文官武官をいふ。

○有爵者、公侯伯子男の爵位を有する華族をいふ。

○優遇者、高等の待遇を受くるものをいふ。

○朝集所、參朝の者の集合する所。即ち控所なり。

○正裝、陸軍軍人の服裝にして、明治四十五年勅令第

十號陸軍服制及軍令陸軍第一號陸軍服裝規則に詳なり。

○正服、海軍軍人の服裝なりしが、大正三年二月二十

七日の官報を以て正装と改定せり。勅令第二十三號海軍服制及勅令第二十四號海軍服装令に詳なり。

○通常禮服 燕尾服をいふ。

○中禮服 女子の禮服にして、洋名を「ローブデコールター」と稱す。(第九圖を見よ)

○式部官 式部職の職員。式部官ハ專任二十人、内四人ヲ勅任、十六人ヲ奏任トシ、名譽官ト爲スコトヲ得。典式及接待ノ事ヲ分掌ス。(宮内省官制)

○警蹕 主上の出入し給ふ時、先拂して人を警むるをいふ。

○皇后宮大夫 皇后宮職の長官。皇后宮職官制に、皇

后宮職は、宮内大臣ノ管理ニ屬シ、皇后宮ニ關スル事務ヲ掌ル。大夫ハ一人勅任トス。宮事ヲ掌理シ、所部職員ヲ監督シ、便宜事ヲ啓シ旨ヲ宣ス」とあり。

○皇太子妃 皇太子の御配偶をいふ。

○内親王女王 皇族女子の稱號なり。皇室典範第三十條に、皇子ヨリ皇支孫ニ至ルマテ男ヲ親王、女ヲ内親王トシ、五世以下ハ男ヲ王、女ヲ女王トス」とあり。

○内閣總理大臣 國務各大臣の首班に在りて職務を奏宣し、聖旨を承けて行政各部の統一を保持する最高の行政官なり。

### 第二編 即位禮及大嘗祭ノ式

賢所ニ期日奉告ノ儀

當日何時、御殿ヲ裝飾ス。

時刻、文武高官・有爵者・優遇者・朝集所ニ參集ス。

但シ、服装、男子ハ大禮服、正装、正服、服制ナキ者ハ、通常禮服、女子ハ中禮服

桂 袴 ナ以テ之ニ 關係諸員亦同シ。 式部職 掌典部 樂部職員中、掌典長・掌典次 代フルコトヲ得。 長・掌典・樂官ハ衣冠單。其ノ他ハ布衣單。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王、綾綺殿ニ參入ス。

次ニ、天皇・皇后、綾綺殿ニ渡御。

次ニ、天皇ニ御服 御東帶、黃縷染御袍。未成年ナルトキハ、空頂御黑幘。ヲ供ス。侍從奉仕。

次ニ、天皇ニ御手水ヲ供ス。同上。

次ニ、天皇ニ御笏ヲ供ス。同上。

次ニ、皇后ニ御服 御五衣、御小衣、御長袴。ヲ供ス。女官奉仕。

次ニ、皇后ニ御手水ヲ供ス。同上。

次ニ、皇后ニ御檜扇ヲ供ス。同上。

此ノ間、供奉諸員

皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・宮内大臣・侍從長・大禮使長官・式部長官・侍從・皇后宮大夫・大禮使次官・女官。 服裝ヲ易フ。

男子ハ衣冠單いぐわんひだま。

女子ハ桂袴けいばかま。

次ニ、大禮使高等官著床。

次ニ、式部官前導、諸員參進、本位ニ就ク。

次ニ、御扉ヲ開ク。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌・幣物ヲ供ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇出御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從劔璽ヲ奉シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後ニ候シ、皇太子・親王・王・大禮使長官供奉ス。

次ニ、皇后出御。

皇后宮大夫前行シ、女官御後ニ候シ、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・大禮使

次官供奉ス。

次ニ、天皇内陣ノ御座ニ着御、侍從劔璽ヲ奉シ外陣ニ候ス。

次ニ、皇后内陣ノ御座ニ着御、女官外陣ニ候ス。

次ニ、天皇御拜禮、御告文ヲ奏ス。御鈴、内掌典奉仕。

次ニ、皇后御拜禮。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮。

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉出御ノ時ノ如シ。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、幣物・神饌ヲ撤ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御屏ヲ閉ツ。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、各退下。

〔法意〕天皇襟裾ニ在ルトキハ、天皇・皇后ニ關スル儀注ヲ除キ、御屏ヲ開クノ前

ニ、「式部官前導、攝政<sup>東</sup>及親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王參進本位

ニ就ク」ノ項ヲ加ヘ、掌典長祝詞ヲ奏スノ次ニ「御鈴ノ儀アリ<sup>内掌典</sup>及<sup>奉任</sup>

「攝政拜禮御告文ヲ奏ス」ノ二項ヲ加フ。

○袴袴 女子の普通の装束にて、小袖の上に緋の袴をばき、袴を羽織りたるなり。(第十圖を見よ) 袴はまた袴を用ふ。婦人の上衣なり。今の羽織の如く、打ち掛けて著る服なれば名づく。着用は打衣と單とを下に重ねる例にて、その重ね様は、次第に上を短くする

なり。袴は晴(公)にも、襲(通常)にも、紅の袴を著くこと常なれば、こゝも紅の袴なり。(第十一圖を見よ) 祝の時は濃き張袴なり。

○掌典部樂部 式部職ニ掌典部及樂部ヲ置ク。掌典部ニ於テハ祭事ヲ掌リ、樂部ニ於テハ樂事ヲ掌ル。(宮内

省官制)

○掌典次長 掌典次長ハ一人、勅任又ハ奏任トス。掌典長ヲ助ケ、掌典長事故アルトキハ、其ノ職務ヲ代理ス。(宮内省官制)

○掌典 掌典ハ八人、奏任トシ、(本年ハ九人ヲ増員ス)名譽官ト爲スコトヲ得。祭事ヲ分掌ス。(宮内省官制)

○樂官 樂部の職員。樂長をいふ。樂長ハ二人、奏任トス。樂事ヲ分掌ス。(宮内省官制)

○和衣單 狩衣に同じ。麻にて製るを以て、一名を布衣ともいへり。胸腋の袍に似て、腋は明きたれど、後身前身一幅にして、袖の端に括紐あり、無紋のものなり。(第十二圖を見よ)

○綾綺殿 神殿の背後に在る御殿にして、主上以下、御服其の他の支度を遊ばざる所なり。

○御束帶 朝服の正装なり。冠をかぶり、袍を著、その下に單、袴、下裳などを重ね、大口の袴、裳に霞

(市松の紋様あるを霞といひ、霞の間に丸形の紋様あるを窠といふ)などの表袴をばき、袍の上に石帯を締め、襷をばき、笏を持つをいふ。(第十三圖を見よ)

○黄櫨染御袍 天皇著御の御袍なり。黄櫨染は染色の名にして、黄櫨、蘇芳、米、酢、灰等にて染め、色は黄に赤味を帯びたり。御紋は桐、竹、鳳凰、麒麟なり。(第十四圖を見よ)

○網腋御袍 腋を縫はざる袍をいふ。兩腋の縫ひなく、縫ひたるが如きなり。これ古の武官の服なり。腋の下を縫ひ縫ひ合せたるを縫腋といふ。(第十五圖を見よ)

○空頂御黒幘 幘(ひたひのかぶり、額の冠の義なり)の黒色にして、頂なきものをいふ。(第十六圖を見よ)

○御笏 中古以來、禮服の時は牙笏を把れり。(第十七圖を見よ)



○御五衣 袿を幾重も重ねたるが如きものにて、同色の衣、或は異色の衣五領を重ねたるをいふ。(第十八圖を見よ)

○御小袿 婦人専用の服にして、裳、唐衣を著せざる時に表衣として着用す。近世のは大かた五衣の表衣に異ならず。(第十九圖を見よ)

○御長袴 紅の袴なり。  
○御櫛扇 裝束したる時把る扇にて、一に袖扇、又杉目扇ともいふ。櫛の木片を以て造り、絲を以て編む。面に金銀泥を塗り、花鳥草木等の彩畫

皇靈殿・神殿ニ期日奉告ノ儀

其ノ儀、賢所ノ式ノ如シ。御鈴ノ儀ナシ。

神宮・神武天皇山陵・竝前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀

當日何時、御殿ヲ裝飾ス。

あり。又綴絲の餘りを垂る、婦人の用ふるは三十九枚なり。冬季之を持つ。(第二十圖を見よ)

○神樂歌 神樂に合せて歌ふ歌にて、凡そ三十七曲ありといふ。然れども、其の多くは亡びて、今は十二三曲に過ぎず。其の内の一なる庭燎といふは下の如し。「ミヤマニハアラフルラシ、トヤマナル、マサキノカツラ、イロツキニケリ」

○内陣 賢所の奥の方にて、外陣に對して、其の内の方をいふ。  
○外陣 内陣より外の陣をいふ。

時刻、大禮使高等官・式部官著床。

但シ、服裝、小禮服・禮裝・禮服・通常禮服。關係諸員式部職掌典部職員ヲ除ク。亦同シ。

次ニ、内閣總理大臣著床。

次ニ、勅使衣冠單、帶劍、笏、烏皮履。著床。

次ニ、式部官警蹕ヲ稱フ。

次ニ、出御。御引直衣。

式部長官冠衣・宮内大臣冠衣 前行シ、侍從同 御劔ヲ奉シ、侍從長同・侍從同・侍從同

武官長・侍從武官御後ニ候ス。

次ニ、幣物御覽。學典長侍立。

次ニ、神宮參向ノ勅使ヲ召ス。

次ニ、御祭文ヲ勅使ニ授ク。宮内大臣奉仕。

次ニ、勅語アリ。勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ。

次ニ、幣物ヲ辛櫃ニ納ム。

次ニ、勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス。

此ノ時、式部官警蹕ヲ稱フ。

次ニ、神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵參向ノ勅使ヲ、順次ニ召ス。

次ニ、御祭文ヲ勅使ニ授ク。宮内大臣 奉仕。勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ。

次ニ、幣物ヲ辛櫃ニ納ム。

次ニ、勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス。

此ノ時、式部官警蹕ヲ稱フ。

次ニ、入御。

供奉、警蹕、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、各退下。

〔注意〕天皇襪褌ニ在ルトキハ、天皇ニ關スル儀注ヲ除キ、勅使著床ノ次ニ、

〔攝政衣冠參進、本位ニ就ク。〕及〔攝政幣物ヲ檢ス。掌典長 侍立。〕ノ二項ヲ加ヘ

勅語ノ項ノ「勅語アリ」ヲ「攝政勅語ヲ傳宣ス」トス。

○烏皮履くつ 杏あんの一種。表おもて皮かわを黒塗くろぬりとなし、裏うらに赤地あかぢの錦にしきを張り重ねたる履くつにて、結緒むすびは赤あかの組糸くみいとなり。  
(第二十一圖を見よ)

○御引直衣おんひなひ 天皇、上皇の、髪かみ(尋常じんじょう)の御服おんふくなり。其の製作は、常の直衣ひなひの如くにて、後の裾すそ甚だ長くして曳

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀、神宮ノ祭式ニ依ル。

○神宮ニ奉幣ノ儀(大正四年四月十九日官報抄)

四月二十一日 午前八時 豐受大神宮 勅使神宮齋館ニ參

著ス。午前九時 豐受大神宮 勅使竝祭主以下參進。

午後二時 皇大神宮 勅使竝祭主以下參進。

是ヨリ先、儀仗兵第一鳥居内ニ整列シ、官幣辛櫃出門ノ際、前後ヲ護シ進行ス。

き給ふゆゑに、この名あり。著用の際は、下襪しもざわ、半臂はんべ、御衣おんぎ、御袴おんばか等、常の如し。(第二十二圖を見よ)  
○辛櫃しんこ 脚あしを付けたる櫃こを云ふ。長辛櫃ながしんこは長持ながもちの如く二人して棒ぼうにて擔かふ。脚六本ありて笈あしの脚あしの如し。(第二十三圖を見よ)

次ニ、勅使竝祭主以下、第二鳥居外ニ於テ對揖入。

次ニ、修祓ノ儀アリ。

次ニ、進テ板垣御門ニ參入ス。

儀仗兵ハ同門外ニ整列ス。

次ニ、四丈殿ニ於テ幣物ヲ點檢ス。

次ニ、重重御門ヲ開ク。  
次ニ、幣案ヲ昇キ、進テ正殿階下ノ中央ニ安ク。  
次ニ、勅使竝祭主以下、中重石壺ノ版ニ就ク。  
次ニ、御扉ヲ開ク。

此ノ間奏樂。

次ニ、祭主昇階殿内ニ候シ、訖テ版ニ復ス。  
次ニ、官幣ヲ大床ノ案上ニ奉奠ス。  
次ニ、勅使進テ御祭文ヲ奏シ、訖テ少宮司ニ授ク。  
次ニ、大宮司祝詞ヲ奏ス。  
次ニ、祭主昇階殿内ニ候ス。

神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ奉幣ノ儀

其ノ儀、皇室祭祀令附式中、山陵ニ奉幣ノ式ノ如シ。

○山陵ニ奉幣ノ儀

當日早旦、陵所ヲ裝飾ス。  
時刻、儀仗兵陵門外ニ整列ス。

次ニ、大宮司・少宮司昇階、御祭文ヲ殿内ニ納ム。

次ニ、官幣ヲ殿内ニ納ム。

次ニ、祭主降階、勅使ニ反命ス。

次ニ、御扉ヲ閉ツ。

此ノ間奏樂。

次ニ、勅使太玉串ヲ奠ス。

次ニ、祭主以下太玉串ヲ奠ス。

次ニ、勅使竝祭主以下奉拜。

次ニ、重重御門ヲ閉ツ。

次ニ、各退下。

次ニ、勅使衣冠參進。

次ニ、勅使本位ニ就ク。

次ニ、神饌ヲ供ス。

此ノ間奏樂。

次ニ、掌典祝詞ヲ奏ス。

次ニ、幣物ヲ供ス。

次ニ、勅使進テ祭文ヲ奏ス。

齋田點定ノ儀

當日何時、神殿ヲ裝飾ス。

時刻、大禮使高等官著床。

但シ、服裝、神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ。

式部職樂部職員ハ布衣單。

次ニ、御扉ヲ開ク。

此ノ間奏樂ヲ奏ス。

次ニ、神饌ヲ供ス。

此ノ間奏樂ヲ奏ス。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、齋田點定ノ儀アリ。

次ニ、神饌ヲ撤ス。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御屏ヲ閉ツ。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、各退下。

齋田拔穂ノ儀

當日何時、齋場ヲ裝飾ス。

時刻、大禮使高等官・地方高等官著床。

但シ、服裝、神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ。

次ニ、拔穂使衣冠・隨員布衣ヲ從ヘ、齋場ニ參進、本位ニ就ク。

次ニ、神饌・幣物ヲ供ス。拔穂使隨員奉仕。

次ニ、拔穂使祝詞ヲ奏ス。  
次ニ、拔穂ノ儀アリ。  
次ニ、幣物・神饌ヲ撤ス。拔穂使隨員奉仕。  
次ニ、各退下。

京都ニ行幸ノ儀

當日何時、賢所御殿ヲ裝飾ス。

時刻、大禮使高等官著床。

但シ、服裝、大禮服・正裝・正服。關係諸員亦同シ。式部職掌典部、樂部職員ノ中、掌典長・掌典次長・掌典・樂官ハ衣冠單。其ノ他ハ布衣單。

次ニ、御屏ヲ開ク。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌ヲ供ス。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇御代拜。侍從奉仕。衣冠單。以下天皇御代拜ノ項ニ於テ、別二分注ヲ施ササルモノハ、皆本儀ニ同シ。

次ニ、皇后御代拜。女官奉仕。袴。以下皇后御代拜ノ項ニ於テ、別二分注ヲ施ササルモノハ、皆本儀ニ同シ。

次ニ、神僕ヲ撤ス。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御車ヲ御殿ノ南階ニ着ス。

次ニ、賢所、御車ニ乘御。掌典奉仕。

時刻、文武高官・有爵者・優遇者並夫人、停車場ニ參集ス。

但シ、服裝、男子ハ大禮服・正裝・正服。服制ナキ者ハ通常禮服。女子ハ通常服。

關係諸員亦同シ。鹵簿ニ奉仕スル掌典長、掌典ハ衣冠單、帶劍。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王、停車場ニ參著ス。

次ニ、賢所御車宮城出御。

天皇・皇后、宮城出御。

鹵簿ハ、第一公式ヲ用キ、供奉諸員中ニ、大禮使高等官・掌典長・掌典ヲ加フ。

次ニ、停車場ニ著御。

此ノ時諸員奉迎。

次ニ、御發軔。

此ノ時諸員奉送。

次ニ、京都ニ著御。

此ノ時在京都親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・文武高官・有爵者・優遇者並夫人、服裝、奉送諸員ニ同シ。停車場ニ奉迎ス。

次ニ、停車場出御。

鹵簿、宮城出御ノ時ノ如シ。

次ニ、皇宮ニ著御。

○轡、着は車を後じさりさせて殿前に抵るをいふ。——○鹵簿、行幸の行列、車駕扈從の次第をいふ。

○發輓 輓は車のごめぎなり。發輓はごめぎを去りて

車を行るをいふ。即ち御發車に同じ。

賢所 春興殿ニ渡御ノ儀

當日何時、御殿ヲ裝飾ス。

時刻、大禮使高等官著床。

但シ、服裝、京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ。

次ニ、賢所、殿内ニ渡御。掌典奉仕。

次ニ、神饌ヲ供ス。

次ニ、掌典祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇御代拜。

次ニ、皇后御代拜。

次ニ、神饌ヲ撤ス。

次ニ、御扉ヲ閉ツ。

次ニ、各退下。

○春興殿 賢所の大座します御殿なり。名目抄に、賢所(春興殿本殿也、又内侍所)とあり。大内裏考證には、シユンクキヨウチンと訓めれど、今は普通の稱呼に従へり。古里内裏となりてより、賢所を此

に遷し奉れり。此にては京都御所内に於ける賢所を奉安する御殿をいへり。其の構造は詳ならずれど、その位置は、紫宸殿の東、即ちもこ温明殿のありし所なり

即位禮當日皇靈殿・神殿ニ奉告ノ儀

當日何時、御殿ヲ裝飾ス。

時刻、大禮使高等官著床。

但シ、白下服裝、大禮服白下・正裝・正服。關係諸員亦同ジ。式部職掌典部樂部職員中、掌典次長・掌典・樂官ハ衣冠單。其ノ他

次ニ、御扉ヲ開ク。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌・幣物ヲ供ス。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、掌典次長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、勅使侍從奉仕拜禮、御祭文ヲ奏ス。

次ニ、皇后宮使女官奉仕五衣、唐衣、裳拜禮。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、幣物・神饌ヲ撤ス。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御扉ヲ閉ツ。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、各退下。

○唐衣 裳と相具したる婦人禮式の服にして、表著の上うはぎに被る短衣なり。袖は大きく、身は短きものなり。  
(第二十四圖を見よ)

○裳 唐衣と相具したる婦人禮式の服にして、腰部こしより

り以下、後の方のみに蔽おほひ著るものなり。形ヒガあり、長ひびき紐ありて、恰も袴を片かほのみにしたる如くにして紋様あり。(第二十五圖を見よ)

即位禮當日賢所大前ノ儀

當日早旦、御殿ヲ裝飾ス。

其ノ儀、本殿ノ簾、幌、竝ならび壁代あはだヲ更あらたえ、内陣ノ中央ニ、天皇ノ御座短帖たんヲ設ケ、  
其ノ東方ニ、皇后ノ御座短帖たんヲ設ク。  
側ニ、側ニ、短案

時刻、建禮門及建春門ヲ開ク。皇宮警部之ヲ警固ス。

時刻、文武高官・有爵者・優遇者竝夫人・及外國交際官竝夫人、朝集所ニ參集ス。

但シ、服裝、男子ハ大禮服白下正裝・正服。服制ナキ者ハ通常禮服。女子ハ大禮

服。關係諸員亦同シ。  
式部職掌典部、樂部職員中、掌典長・掌典ハ東帶(纒着)、樂官其ノ他ハ衣冠單。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王、宜陽殿ニ參入ス。

次ニ、天皇・皇后、宜陽殿ニ渡御。

次ニ、天皇ニ御服御東帶、帛御袍、未成年ナヲ供ス。侍從奉仕。

次ニ、天皇ニ御手水空寶御黑幘ヲ供ス。上。

次ニ、天皇ニ御笏ヲ供ス。同

次ニ、皇后ニ御服御五衣、御唐衣、御裳ヲ供ス。女官奉仕。

次ニ、皇后ニ御手水ヲ供ス。同上。

次ニ、皇后ニ御檜扇ヲ供ス。同上。

此ノ間、供奉諸員皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・宮内大臣・内大臣・侍從長・大禮使長官・式部長官・侍從・皇后宮大夫・大禮使次官・式部次官・女官。服裝ヲ易フ。

男子ハ東帶(總著)、帶劍。  
女子ハ五衣、唐衣、裳。

次ニ、儀仗兵、建禮門外並建春門外ニ整列ス。

次ニ、大禮使高等官左右各三人、南門外掖ニ參進、衛門ノ本位ニ就ク。

但シ、服裝、束帶、冠卷纏、綬、綬綬、袍綬、綬綬、著、錦、襦、袴、平緒平緒、平胡錄、箭箭、插插、弓、絲鞋。

次ニ、大禮使高等官左右各一人、同判任官左右各六人ヲ率キ、司鉦、司鼓ノ本位ニ就ク。

但シ、服裝、高等官ハ束帶、冠冠、垂纏、緋袍緋、綬、單、下下、綬、劍、平緒平緒、判任官ハ束帶、冠冠、細纏、綬、綬綬、袍綬、綬綬、著、劍、平緒平緒、絲鞋。

次ニ、大禮使高等官左右各二十人、威儀物太刀八口(兩面) 錦囊ニ納ル、弓八張(赤色) 綬囊ニ納ル、壺胡錄八具(紫色) 錦囊ニ納ル、棹八竿、楯八枚ヲ捧持シ參進、本位ニ就ク。

但シ、服裝、束帶、冠冠、垂纏、袍綬、綬、單、下下、綬、劍、平緒平緒、袴。持者は緋袍、棹及楯捧持者ハ綬袍。

次ニ、大禮使高等官左右各十人參進、威儀ノ本位ニ就ク。

但シ、服裝、束帶、冠冠、卷纏、綬、綬綬、袍綬、綬綬、著、掛甲、肩當、劍、平緒平緒、胡錄、箭箭、插插、弓、韉韉。前列者ハ黑袍、平胡錄。後列者ハ緋袍、壺胡錄。

次ニ、鉦及鼓ヲ擊ツ。各三諸員列立。

次ニ、大禮使高等官前導、朝集所ニ參集ノ諸員參進、本位ニ就ク。



次ニ、御扉ヲ開ク。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌しんせん・折敷高坏せきたか六基むつき、幣物へいぶつヲ供ス。

折櫃せぐい四十合しじゅうごう。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇出御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從ざんし劔璽けんじヲ奉ジ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官・

御後ニ候シ、皇太子・親王・王・内閣總理大臣・内大臣・大禮使長官供奉ス。

次ニ、皇后出御。

式部次官・皇后宮大夫前行シ、女官御後ニ候シ、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女

王・大禮使次官供奉ス。

次ニ、天皇、内陣ないぢんノ御座ニ著御。侍從劔璽けんじヲ案上ニ奉安ス。

次ニ、皇后、内陣ノ御座ニ著御。

皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王なんきやう南廂なんさうニ侍立シ、内閣總理大

臣・宮内大臣・内大臣・侍從長・式部長官・侍從・皇后宮大夫・式部次官・女官、其ノ後

ニ侍立ス。侍從武官長・侍從武官べんぎ便宜べんぎノ所ニ候ス。

次ニ、天皇御拜禮、御告文おつげぶんヲ奏ス。御鈴、内掌  
典奉仕。

次ニ、皇后御拜禮。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮。

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、幣物・神饌ヲ撤ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御扉ヲ閉ツ。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、鉦及鼓ヲ擊ツ。各三下。

次ニ、各退下。

〔注意〕天皇極祿ニ在ルトキハ、皇太后  
皇太后ナキトキハ、  
内親王又ハ親王妃。奉抱シ、御座ニ著御。女  
官外陣ニ候ス。皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ。御告文ハ、攝政東く帯た御座  
ノ傍ニ參進之ヲ奏ス。

○本殿 春興殿をいふ。

○簾 通例は萌黄の絹に、黒く窠の紋を染め付けたるものにして、四方に縁をさすなり。

○幌 戸引の義、布帛の類を以て作り、常に扉戸に垂下し、外見を蔽ひ、且明を取るに用ふ。

○壁代 壁に代ふる帳を謂へるにて、表裏兩面同一の絹を用ふ。軟障じやう(トバリの如き物にて松など書きたる物をいふ)の如く御簾に接して、其の内に懸け、其

の裾の餘を簾外に出すなり。(第二十六圖を見よ)

○短帖 帖は疊と通ず。又半疊ともいふ。三尺の短き疊なり。

○建禮門 一に南門といふ。京都御所の正南の門なり。白木造の四脚門にて、屋根は檜皮葺なり。左右に俗にいふ筋塀あり。(第五圖を見よ)

○建春門 一に日御門といふ。京都御所の東方の側門にして、構造は南門に似たり。(第五圖を見よ)

○皇宮警部 列任さす、(三十人)警察ニ従事ス。(宮内省官制)

○外國交際官 我國に駐劄する大使館公使館に在勤する大使公使を始め、其の他の外國官吏をいふ。

○纒著 サイチヤクと訓む。纒おに地に著くといふ義にて、身の丈ほごに著るをいふ。これ立働たちばたらきに便せんが爲なり。

○宜陽殿 天皇・皇后の御服、その他の支度をなさるゝ御殿なり。古は紫宸殿の東南に在りき。

○帛御袍 天皇神祭の御服なり。即ち白地無紋の御袍をいふ。

○儀仗兵 儀式に用ふる武器を儀仗といふ。それを持ちて儀式に列する兵なり。

○掖 正門の傍の小門をいふ。

○卷纒 纒の端を内になるやうにわかれ巻きて、黒く塗りたる木にて挟みおきたるをいふ。これ武官の冠な

り。(第二十七圖を見よ)

○綖 武官の冠の兩耳の上に著くる飾物にて、馬の毛にて作り、菊花を半切したるもの、如し。(第二十七圖を見よ)

○纒袍 纒は淡き藍色をいふ。はないろ、そらいろに同じ。その色に染めたる袍なり。この外緋袍、黒袍などつぎ／＼見ゆるは、位階の高下によりて、色の異なるなり。

○錦襦褌 襦褌は一にウチカケともいふ。昔武官の大儀に用ひたる服にて、脊と胸に當て、著するものなり。但し袖はなし。(第二十八圖を見よ)

○錦攝腰 攝腰はセビエともいふ。コシアテなり。又引敷ともいふ。腰に當て、緒を結ぶものにて、毛皮にて作る。(第二十九圖を見よ)

○單 専ら袍、直衣等を著する時に、帷の上、衣の下に重ぬるものなり。(第三十圖を見よ)

- 下襲 又下重の字を用ふ。袍をウヘノキヌと稱するに對し、袍の下に重ぬる衣なるを以て、この名あり。その製衿は衣の如く、袖は袍の如く、腋は開け、尻は長く地に引く、後世は尻を切り放ちて裾を別にせり。(第三十一圖を見よ)
- 半臂 下襲に重ねて、袍の下に著する半袖の衣なり。襦及忘緒あり。(第三十二圖を見よ)
- 大口袴 大口袴の略稱にて、括なく、口廣く大なればなり。赤地又は白地なり。(第三十三圖を見よ)
- 表袴 下袴中袴等の表に著く。襷積及括緒なく、地は白にて綾絹にて作る。(第三十四圖を見よ)
- 緋腰巾 腰巾は腰穿の略。獸の毛皮にて長さ三尺六寸。一片に製して腰に絡ふなり。(第三十五圖を見よ)
- 平緒 束帯の時、腰より袴の上に垂る、太刀の具なり。即ち平たく組みたる緒なり。(第三十六圖を見よ)
- 平胡録 胡録は、矢を盛りて背に帶ぶる器具の一種

- なり。平胡録は、丈低く平たきものをいふ。多く儀式にのみ用ひて、征戰の具にあらず。壺胡録は單に略して壺といふ。高く細長き故に云ふ。(第三十七圖を見よ)
- 絲鞋 イトノクツとも訓み、俗にシカイといふ。襪の上に著する履なり。絲にて作りたる鞋にて、足袋に似て歩行し易し。(第三十八圖を見よ)
- 垂纒 纒を挽めて後に垂れたるものなり。
- 石帶 イシノオビ。縫腋開腋の別なく、束帯の時着用する革製の帯にて、寶玉白石の類を以て飾る、故に玉帶とも石帶ともいふ。玉石の角なるを巡方、圓なるを丸柄といふ。(第三十九圖を見よ)
- 鞆 靴に同じ。クロノクツといふ。(第四十圖を見よ)
- 細纒 細燕尾ともいふ。鯨の骨ばかり二筋さしたるものにて、六位以下の武官の冠なり。(第二十七圖を見よ)
- 壺胡録 前項平胡録の條を見よ。

- 梓 古の兵器なり。形鎗と大差なし。(第四十一圖を見よ)
- 楯 古の戦具なり。厚板にて作り、身を蔽ひ、敵の矢丸を防ぐに用ふ。(第四十一圖を見よ)
- 挂甲 ウチカケヨロヒとも、カケヨロヒともいふ。昔大禮の時近衛以下關腹の上に著せる甲をいふ。(第四十二圖を見よ)
- 肩當 肩に當る衣なり。
- 折敷 細き木を折りまはして縁としたる盆をいふ。食物又は盃などを載するに用ふ。

- 高杯 カハラケの下に臺の附きたる土器にて鼓の胴の如し。その上に折敷を載するなり。(第五十九圖を見よ)
- 折櫃 櫃の一種にて、檜の薄板を折曲げて筥に作りたるものをいふ。即ち小形の筥に足を打ちたるもの。餅類肴等を盛る具なり。(第五十九圖を見よ)
- 鉦鼓 令義解に、鼓は皮鼓なり。鉦は金鼓なり。以て喧を靜むる所なり」と見えたり。(第四十八圖を見よ)

即位禮當日紫宸殿ノ儀

當日早旦、御殿ヲ裝飾ス。

其ノ儀、本殿ノ南榮ニ日像五綵瑞雲ノ繡帽額ヲ懸ク。母屋ノ中央南面ニ三層繼壇黒漆ヲ立テ、高御座ヲ安ク。其ノ蓋上中央ノ頂ニ大鳳形金一翼、棟上ノ八角ニ小鳳形金



タルモノ亦同シ。

次ニ、大禮使高等官二十人、承明門、日華門、月華門、以上左右各三人。長樂門、永安門、以上左右各二人。

及左掖門、右掖門、以上左右各一人。外掖壇下ニ參進、衛門ノ本位ニ就ク。

次ニ、大禮使高等官左右各一人、同判任官左右各六人ヲ率キ、日華門及月華門ヨリ參入シ、司鉦・司鼓ノ本位ニ就ク。

次ニ、大禮使高等官左右各二十人、威儀物ヲ捧持シ、日華門及月華門ヨリ參入シ、中錦旛ノ前面ニ參進、本位ニ就ク。

次ニ、大禮使高等官左右各十人、日華門及月華門ヨリ參入シ、南庭櫻橋ノ前面ニ參進、威儀ノ本位ニ就ク。

次ニ、鉦及鼓ヲ擊ツ。各三下。諸員列立。

次ニ、大禮使高等官前導、門外列立ノ諸員、殿上ノ東廂、又ハ軒廊ニ參進、東廂參進者ハ入り、軒廊參進者ハ承明門東、西兩廂ヨリ入ル。各其ノ本位ニ就ク。

次ニ、式部長官・式部次官、殿上ノ南廂ニ參進、本位ニ就ク。式部官東帶之ニ從フ。

次ニ、大禮使長官・大禮使次官、殿上ノ南廂ニ參進、式部長官・式部次官ノ上班ニ就ク。

次ニ、内閣總理大臣・宮内大臣、殿上ノ南廂ニ參進、大禮使長官・大禮使次官ノ上班ニ就ク。

次ニ、皇太子・親王・王、高御座前面ノ壇下ニ參進、本位ニ就ク。

次ニ、式部官警蹕ヲ稱フ。

次ニ、天皇、御服、賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ。以下天皇ノ御座北階ヨリ昇御。侍從劍璽ヲ御

帳中ノ案上ニ奉安シ、御笏ヲ供ス。

内大臣高御座ニ昇リ、御帳外東北隅ニ候シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官、

高御座後面ノ壇下ニ侍立ス。

次ニ、皇后、御服、即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ。以下皇后ノ御座北階ヨリ昇御。女官御楯扇ヲ

供ス。

皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王、御帳臺前面壇下ニ參進、本位ニ就キ、皇后宮大夫・女官、御帳臺ノ後面ノ壇下ニ侍立ス。

次ニ、侍從二人分進、高御座ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ、御帳ヲ塞ク。訖テ座ニ復ス。

次ニ、女官二人分進、御帳臺ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ、御帳ヲ塞ク、訖テ座ニ復ス。

次ニ、天皇、御笏ヲ端シ立御。

次ニ、皇后、御檜扇ヲ執リ立御。

次ニ、諸員最敬禮。

次ニ、内閣總理大臣西階ヲ降り、南庭ニ北面シテ立ツ。

次ニ、勅語アリ。

次ニ、内閣總理大臣南階ヲ昇リ、南榮ノ下ニ於テ、壽詞ヲ奏シ、南階ヲ降ル。

次ニ、内閣總理大臣萬歲席ノ前面ニ參進、萬歲ヲ稱フ。三 諸員之ニ和ス。訖テ西階ヲ昇リ座ニ復ス。

次ニ、天皇・皇后入御。

警蹕、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、鉦及鼓ヲ撃ツ。各三下。

次ニ、各退下。

〔注意〕天皇襜褕ニ在ルトキハ、皇太后 奉抱シ、高御座帳内ニ御親王、又ハ親王妃。

シ、女官御帳外壇上西北隅ニ候ス。皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ。天皇

未成年ナルトキハ、攝政(總著)御帳外壇上東北隅ニ候シ、内大臣ノ上班

ニ就ク。又勅語ノ項ヲ「攝政御帳ノ前面ニ參進勅語ヲ傳宣ス」トス。

○本殿 紫宸殿のこまなり。○繡帽額 繡ある帽額をいふ。帽額は御帳臺の上、

○南榮 南面の榮なり。説文に、榮屋翼也とありて、又は長押に、横に長く引廻したる幕をいふ。こまは紫

宸殿の南面の榮の下、長押の上に引廻したる幕にて、太陽の像を、五色の雲の繪とありて、綬の錦にて作

○五綵 青、黄、白、赤、黒の五色をいふ。綵は彩文即ちいろなり。

- 母屋 家の中にて主なる處、即ち寢屋の中央をいふ。
- 高御座 古は天津高御座ともいひ、天皇の就き給ふ御座の名、高は尊稱なり。(第四十四圖を見よ)
- 鳳 假想の鳥にて、鳳凰なり。瑞鳥とす。
- 搏風 また破風とも書く、屋根の切棟の端、雙方の山形をなす所をいふ。
- 八花形 周圍の八角なるをいふ。
- 唐草形 蔓草などの、種々なる曲線をなして、這ひまつはる圖樣なり。
- 玉旛 玉もて飾る旛。
- 經綯縁疊 疊の縁の一種。白地に種々の縁を以て、花類を織り付けたる織物にて作れる疊の縁をいふ。(第四十五圖を見よ)
- 大和錦 堅地にて五色の縁を染めて織り、からみなく裏には浮織一面にあり。
- 龍鬘土敷 龍鬘は間草を以て織りたる筵をいふ。

- 蘭の一名を龍鬘草といふより名づく。この筵を土敷といふ。
- 大和軟錦毯代 大和の軟錦にて作れる毯代をいふ。毯代とは布帛を以て作り、毯の代用とせるものなり。毯代は毛席をいふ。(第四十五圖を見よ)
- 倚子 古訓にイシといふ。腰を掛くる具。欄あり、褥を敷く。(第四十六圖を見よ)
- 螺鈿案 螺鈿とは種々の貝の殻の裏面を、種々の形象に切り、器物の面、殊に漆器の面に嵌込みて飾とするものをいひ、色白く紫縁を帯びて美し。この案は銀鬘奉安の料なり。
- 筵道 通路の敷物をいふ。これ御歩の料なり。古筵か敷きて往來の路とせるより、この名あり。
- 御帳臺 室の中、席上に更に座を設けて、上に帳を垂れたる所なり。皇后陛下御座の料なり。(第四十七圖を見よ)

- 厥手 物の形の早蕨の如く巻き曲れるものをいふ。
- 軒廊 紫宸殿の軒より續ける廊下にて、上屋ありて下の土間なる道をいふ。ここは紫宸殿の前庭周圍に在る廻廊のことなり。(第二圖を見よ)
- 綵綾軟障 色ある綾にて作りたる幕なり。軟障とは軟かなる障子の義にて、センシヤウ又はゼシヤウともいふ。白生絹を表となし、紫綾を以て縁となし、白練絹を以て裏となし、紐を付け、綱を具し、帷幕の如く懸くるなり。高松及び四季の景など畫きたり。
- 森旛 ばたをいふ。
- 頭八咫鳥 この頭八咫鳥は、神武天皇御東征の時に出て、嚮導し奉りし靈鳥なるを以て、殊に採り用ひられしものなり。
- 金色靈鴉 これも神武天皇御東征の時に出て、天皇の弓に止まりて、奇瑞を示し、鴉なり。

- 嚴瓮魚形 萬歳の旛に、この二を以てせるは、神武天皇紀に、天皇祈りて曰く、吾今當に嚴瓮を以て、丹生の川に沈めん、如魚大小となく、悉く酔ひて流れんこと、譬へば、彼の葉の浮び流るることくならば、吾必ず能く此の國を定めん云々。頃して魚皆浮び出で、水に隨ひて嘔咽云々。天皇大に喜び云々。以て諸神を祭る。此より始めて嚴瓮の置あり。とある瑞祥の故事に據られしなり。嚴瓮とは、祖事に用ふる陶器なり。
- 金泥 金箔を粉にして、膠の水に溶したるものをいふ。
- 火燭臺 (第四十八圖を見よ)
- 日華門 また中門といふ。紫宸殿前の大庭の東向の門にて、月華門と相對す。(第五圖を見よ)
- 承明門 また閣門と稱す。紫宸殿の南の正面の御門にて、外郭門の建禮門に對す。(第五圖を見よ)

○長樂門 承明門の東方の掖門なり。(第五圖を見よ)  
 ○永安門 承明門の西方の掖門なり。(第五圖を見よ)  
 ○左掖門 承明門内の東方に位し、西、右掖門と相對す。(第五圖を見よ)  
 ○右掖門 承明門内の西方に位し、東、左掖門と相對す。(第五圖を見よ)

即位禮後一日賢所御神樂ノ儀

當日何時、御殿ヲ裝飾ス。

時刻、文武高官・有爵者・優遇者並夫人、朝集所ニ參集ス。

但シ、服裝、賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同ジ。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王、宜陽殿ニ參入ス。

次ニ、天皇・皇后、宜陽殿ニ渡御。以下天皇ニ御服、御手水、御笏、皇后ニ御服、御手水、御櫛屏ヲ供シ及供奉諸員服裝ヲ易フルノ儀アリ。總テ賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同キヲ以

テ、今其ノ項ヲ掲ケス。但シ、供奉員中皇族女子ノ服裝ハ、五衣、小袿、長袴トス。

○月華門 紫宸殿前の大庭の西向の門なり。月華門と相對す。(第五圖を見よ)。以上の諸門は、朱塗にして、瓦葺なり。  
 ○壽詞 ヨゴトと訓む。皇祖の詔を以て、此の大日本帝國を皇孫に授け給ひしことなどを述べて、皇統の無窮、實祚の長久を祝する詞なり。

次ニ、大禮使高等官著床。

次ニ、大禮使高等官前導、諸員參進、本位ニ就ク。

次ニ、御屏ヲ開ク。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌・幣物ヲ供ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇出御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從劍璽ヲ奉シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後ニ候シ、皇太子・親王・王・内大臣・大禮使長官供奉ス。

次ニ、皇后出御。

式部次官・皇后宮大夫前行シ、女官御後ニ候シ、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女



王・大禮使次官供奉ス。

次ニ、天皇内陣ノ御座ニ著御、侍從劍璽ヲ案上ニ奉安ス。

次ニ、皇后内陣ノ御座ニ著御。

次ニ、天皇御拜禮。御鈴、内掌  
典奉仕。

次ニ、皇后御拜禮。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮。

次ニ、御神樂。

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、幣物・神饌ヲ撤ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御扉ヲ閉ツ。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、各退下。

○御神樂 我國に最も古くより傳はれる音樂なり。天祖天照大神の天石窟に隠れたまひし時、天鈿女命、眞辟の葛を靈となし、蘿葛を手織となし手には鐸を著けたる矛を持ちて誓槽を覆せ、庭燎を

たきて歌舞をなしたるに基つき、和琴和笛の樂器に合せて、古く傳へたる歌謡をうたひ、又舞ふなり。かくて歷朝、和舞と共に之を神事に奏せられたり。其の歌曲は凡そ三十八曲ありて、今に傳はれり。

大嘗祭前一日鎮魂ノ儀

其ノ儀、皇室祭祀令附式中、新嘗祭前一日鎮魂ノ式ノ如シ。

但シ、大禮使高等官著床ス。其ノ服裝ハ、總テ齋田點定ノ儀ニ同シ。

○新嘗祭前一日鎮魂ノ儀 其ノ儀、御衣振動及絲結ノ式ヲ行フ

次ニ、神座ヲ舉安ス。  
午後五時掌典長・掌典次長・掌典着床。  
服裝祭服。

鎮魂ノ儀(大正二年十一月二十一日)

十一月二十二日午後四時御殿ヲ裝飾ス。

是ヨリ先キ祓ノ儀アリ。

次ニ、宮内勅任官・宮内奏任官總代各一人著床。

服裝通常禮服。

次ニ、神降。

次ニ、安知女ノ曲ヲ奏ス。

次ニ、八代物ヲ供ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌ヲ供ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、掌典長齋殿ニ昇リ祝詞ヲ奏ス、訖テ掖座ニ著ク。

次ニ、掌典齋殿ニ昇リ絲結ノ座ニ著ク。

次ニ、天皇ノ御衣竝御玉緒渡御。

此ノ時、掌典警蹕ヲ稱フ。

次ニ、掌典長以下八開手ヲ拍ツ。

次ニ、絲結及御衣振動ノ式ヲ行フ。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御衣竝御玉緒入御。

此ノ時、掌典警蹕ヲ稱フ。

次ニ、皇后ノ御衣竝御玉緒渡御。

此ノ時、掌典警蹕ヲ稱フ。

次ニ、絲結及御衣振動ノ式ヲ行フ。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御衣竝御玉緒入御。

此ノ時、掌典警蹕ヲ稱フ。

次ニ、皇太后ノ御衣竝御玉緒渡御。

此ノ時、掌典警蹕ヲ稱フ。

次ニ、絲結及御衣振動ノ式ヲ行フ。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御衣竝御玉緒入御。

此ノ時、掌典警蹕ヲ稱フ。

次ニ、掌典復床。

次ニ、大直歌。

次ニ、倭舞。

次ニ、掌典長以下後手ヲ拍ツ初ノ如シ。

次ニ、掌典長復床。

次ニ、宮内勅任官・宮内奏任官總代拜禮。

次ニ、神饌ヲ撤ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

神宮・皇靈殿・神殿 竝 官國幣社ニ勅使發遣ノ儀

其ノ儀、神宮・神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ勅使發遣ノ式ニ準ス。

但シ、地方長官ニ勅使ヲ命セラレタル場合ニハ、大禮使長官祭文竝幣物ヲ奉受シ、

各地方廳ニ送致ス。

○地方廳 其ノ地方を支配する府縣の官廳をいふ。

大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀、神宮ノ祭式ニ依ル。

大嘗祭當日皇靈殿神殿ニ奉幣ノ儀

其ノ儀、即位禮當日皇靈殿・神殿ニ奉告ノ式ニ準ス。

大嘗祭當日賢所大御饌供進ノ儀

當日早旦、御殿ヲ裝飾ス。

時刻、皇宮警部御殿ノ南門ヲ警固ス。

次ニ、大禮使高等官著床。

但シ、服装、大禮服（白下・袴）・正装・正服、關係諸員亦同シ。

其ノ他ハ  
衣冠單

次ニ、御扉ヲ開ク。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌ヲ供ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

式部職掌典部、樂部職員中、掌典  
長・掌典次長・掌典は束帶、樂官

次ニ、御鈴ノ儀アリ。内掌典  
奉仕。

次ニ、天皇御代拜。侍從奉仕。  
束帶。

次ニ、皇后御代拜。女官奉仕。五  
衣、唐衣、裳。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、神饌ヲ撤ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御扉ヲ閉ツ。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、各退下。

大嘗宮ノ儀

當日早旦、大嘗宮ヲ裝飾ス。

時刻、外門ヲ開ク。皇宮警部之ヲ警固ス。

次ニ、文武高官・有爵者・優遇者並夫人・朝集所ニ參集ス。

但シ、服裝、即位禮當日實所大前ノ儀ニ同シ。女子ハ袿、袴ヲ以テ大禮服ニ代フ。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・頓宮ニ參著ス。

次ニ、天皇・皇后頓宮ニ著御。

時刻、儀仗兵正門外ニ整列ス。

次ニ、大禮使高等官二十人、南北兩面神門、左右各三人。東西兩面神門、左右各三人。外掖ニ參進、衛門ノ本位ニ就ク。

但シ、服裝、束帶、冠、卷、纓、綬、綵、袍、(關腋、纒著)、劍、平緒、平胡、箭、弓、淺沓、小忌衣ヲ加ヘ、日蔭蔓ヲ著ク。

次ニ、大禮使高等官左右各六人、南面ノ神門内掖ニ參進、威儀ノ本位ニ就ク。

但シ、服裝、束帶、冠、卷、纓、綬、綵、袍、(關腋、纒著)、劍、平緒、平胡、箭、弓、淺沓、小忌衣ヲ加ヘ、日蔭蔓ヲ著ク。

次ニ、悠紀・主基兩殿ノ神座ヲ奉安ス。掌典長・掌典次長・掌典及掌典補ヲ率テ、之ヲ奉仕ス。東帶(纒著)者ニ在リテハ、緋袍、其ノ他ノ者ニ在リテハ、纒袍、勅任官及四位以上ノ者ニ在リテハ、黑袍、奏任官及五位ノ者ニ在リテハ、緋袍、其ノ他ノ者ニ在リテハ、纒袍、小忌衣ヲ加ヘ、日蔭蔓ヲ著ク。樂官亦同シ。

次ニ、繪服並、籠服、案上ニテ、各殿ノ神座ニ安ク。掌典長奉仕。

次ニ、各殿ニ齋火ノ燈燎ヲ點ズ。掌典・掌典補ヲ率テ、奉仕ス。

此ノ時、庭燎ヲ燒ク。火炬手・服裝、冠、細、纒、綬、綵、桃、花、染、布、衫、白布單、白布袴、白布帶、菜、藍、巾、麻、鞋。

○大嘗宮 大嘗祭を行はる、建物はいひ、悠紀、主基の兩殿の總稱なり。御殿の構造は共に同一にして、只悠紀殿は、鏝木のソヤ方が外にソギ、主紀殿は外をソ

ガズ下を削るのみの差あり、此の御殿は、南北五間、東西二間、之を二間に仕切り、北方の三間は内陣にして殘の南方二間を外陣と稱す。今回は京都御苑内大宮御

所の廣庭に御造營せらるるといふ。

○頓宮 假宮なり。

○神門 鳥居なり。

○淺沓 裝束着用の時穿く沓なり。桐にて造り、外部を漆塗にしたなり。(第四十九圖を見よ)

○小忌衣 神事節會等の時着用する服はいひ、専ら祭

七二

祀に用ふるによりて齋服さいころもさもいふ。小忌をみはチイミの略言にして、大嘗祭の時にさいかい行ふ齋戒さいがい(ものいみ)をいふ。その小忌の官人着用するによりて、この名あり。白布を張りて山藍の葉を摺附すりつけけ(これを青摺あざすりといふ)、香草又は小鳥等の紋を喪し、寸法は狩衣かりぎぬの如くにして、右の肩に二條の烏蝶を畫ける紅紐あかひもをかけ、兩袖の中央に紙捻こよりを垂るゝなり。小忌衣を加ふさは、束帶そくたいの上に小忌衣を重ねて著るをいふ。(第五十圖を見よ)

○日蔭ひかげ 今普通に用ふるは、石松いししょう、ヒカゲノカツラなど稱して、山地に生ずる蔓草つるくさなり。登極令にては、この日蔭を男子用とし、日蔭ひかげ絲いとを女子用とせり。共に冠の巾子こしに結付けて、兩方に長く垂らすなり。(第五十一圖を見よ)

○神座かみざを奉安す 悠紀主紀兩殿の内陣の中央に、一丈二尺幅三尺の疊を敷き、其の南の方に、更に八重疊を敷きて神座とす。すべて疊は白絲しろへりなり。南の端はしに坂枕さかまくらを置き、

(五十一圖を見よ)を置き、其の北方に錦の御杵一足を置く。又天皇の御座は、神座の東、八重疊の中央の所より、北の方に寄せて東南向に短みぢ疊かさを敷くなり。

○繪服えいふく 絹布きぬの古名なり。にぎは和なる義。たへは絹布の總名。

○鹿服しかふく 布の古名なり。あらは地合の密ならざる義。古は繪服、鹿服、各竹のひげこに入れ、四隅よすみに龍眼りゅうがん木の葉をさして、八脚の案あんに載す。繪服の案は西に鹿服の案は東に置けり。

○齋火さいか 忌火いみびとも書く。新に火を鑽りて、大嘗宮にこそすが故にいふ。

○燈燎とうりょう 大嘗會具釋に、燈燎とうりょうとは、燈はこもしび、燎はたきびなれども、このころにては、黒木の燈樓とうろうをさして燈あかしさいひ、白木の燈臺とうだいを指して燈あかしさいひと見えたり。

○庭燎ていりょう 庭上に燒きて燈あかしに用ふる篝火かくりび。

- 火炬手たいくしゅ 庭燎ていりょうを燒く者ものをいふ。
- 桃花染たいこうしよく 退紅色たいこうしよくなり。紅の淡くして桃色ももいろなるをいふ。
- 布衫ふしん ヒトヘギへぎとさいいふ、普通の白丁はくぢやうの著る上衣うはぎに同じ。
- 葉は 伊弉比いそひハバキはばきとさいいふ。葉の一名をカラムシ

悠紀殿供饌ノ儀

- 時刻、天皇廻立殿ニ渡御。
- 次ニ、小忌御湯ヲ供ス。侍従奉仕。
- 次ニ、御祭服みまつく (未成年ナルトキハ之ヲ供セス)、御齋衣みさいい、御下襲みしたかさね、御袴みはかま、御表袴みうらばかま、御大口みおほくち、御石帶みいしづな、御襪みわらじヲ供ス。同上。
- 次ニ、御手水みんでヲ供ス。同上。
- 次ニ、御笏みしやくヲ供ス。同上。

さいひ、麻に似たる草にて、その皮を剥ぎ取りて絲にするなり。色枯れて赤黒く、少し黄ばみあり。この皮にて編みて造りたる履布はきふなり。履布は脛すねに當て、佩はくもの、今いふ脚絆きゃはんの類なり。(第三十五圖を見よ)

○麻鞋あしざり 麻にて製せる鞋わらじなり。

此ノ間、供奉諸員、

皇太子・親王・王・宮内大臣・内大臣・侍従  
長・大禮使長官・式部長官・侍従・式部官

服装ヲ易フ。

東帶(總著)、帶劍、小忌衣  
ヲ加へ、日蔭蔓ヲ著ク。

次ニ、皇后廻立殿ニ渡御。

次ニ、御服ヲ供ス。女官  
奉仕。

次ニ、御手水ヲ供ス。同  
上。

次ニ、御檜扇ヲ供ス。同  
上。

此ノ間、供奉諸員、

皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・皇后宮女官・  
大夫・大禮使次官・式部次官・式部官・女官

服装ヲ易フ。

男子ハ東帶(總著)、  
帶劍、小忌衣ヲ加へ、

日蔭蔓ヲ著ク。女子ハ五衣、唐衣、裳、小  
忌衣ヲ加へ、日蔭絲立、心葉ヲ著ク。

次ニ、大禮使高等官前導、朝集所ニ參集ノ諸員、南面ノ神門外ノ帷舎ニ參進、本位ニ就  
ク。

次ニ、膳屋ニ稻舂歌ヲ發シ、樂官  
奉仕。神饌ヲ調理ス。掌典・掌典補ヲ率  
井、之ヲ奉仕ス。

次ニ、本殿南庭ノ帳殿ニ、庭積ノ机代物ヲ安ク。掌典・掌典補ヲ率  
井、之ヲ奉仕ス。

次ニ、掌典長本殿ニ參進、祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇、本殿迴立殿ヨリ悠紀殿ニ至ル。迴廊下ノ御  
路ニ布單ヲ鋪キ、其ノ上ニ葉薦ヲ鋪ク。ニ進御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍従左右各一一人御前侍從劍璽ヲ奉シ、御後侍從御菅蓋ヲ  
人脂燭ヲ秉ル。

捧持シ、御綱ヲ張ル。侍従長・侍従・侍従武官長・侍従武官御後ニ候シ、皇太子・親

王・王・國務各大臣・樞密院議長・内大臣・大禮使長官供奉ス。

此ノ時、掌典長、本殿南階ノ下ニ候シ、式部官左右各一人脂燭ヲ秉リ、南階ノ下  
ニ立ツ。

次ニ、侍從劍璽ヲ奉ジ、南階ヲ昇リ、外陣ノ幌内ニ參進、劍璽ヲ案上ニ奉安シ、西面ノ

幌外ニ退下、簀子ニ候ス。

次ニ、天皇外陣ノ御座ニ著御、侍従長、掌典長南階ヲ昇リ、簀子ニ候ス。

此ノ時、皇太子・親王・王・國務各大臣以下供奉諸員、本殿南庭小忌ノ幄舎ニ著床ス。  
次ニ、皇后、本殿南庭ノ帳殿ニ進御。

式部次官・皇后宮大夫前行シ、式部官左右各一人脂燭ヲ乗ル。女官御後ニ候シ、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・大禮使次官供奉ス。

次ニ、皇后、帳殿ノ御座ニ著御。女官殿外ニ候ス。

此ノ時、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王、其ノ他供奉諸員、殿外小忌ノ帳舎ニ著床ス。

次ニ、大禮使高等官、東帶(織者)帶劍、小忌衣、ナ加へ、日蔭蔓ヲ著リ。樂官ヲ率キ、本殿南庭ノ本位ニ就ク。

次ニ、悠紀ノ地方長官、服裝、大禮使高等官ニ同シ。樂官ヲ率キ、大禮使高等官ノ東方ノ本位ニ就ク。

次ニ、國栖ノ古風ヲ奏ス。

次ニ、悠紀地方ノ風俗歌ヲ奏ス。

次ニ、皇后御拜禮。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、皇后、廻立殿ニ還御。

供奉、進御ノ時ノ如シ。

次ニ、皇太子・親王・王・本殿ニ參進、南階ヲ昇リ、簀子ニ候ス。

次ニ、本殿南庭ノ廻廊ニ神饌ヲ行立ス。

其ノ儀、掌典補左右各一人脂燭ヲ秉リ、掌典一人削木ヲ執ル。同一人海老鰯鹽槽ヲ執リ、同一人多志良加ヲ執ル。陪膳女官、五衣、唐衣、裳、小忌衣、ナ加へ、日蔭絲、竝、心葉ヲ著ク。一人、御刀子筥ヲ

執リ、後取女官同上。一人御巾子筥ヲ執ル。女官白色、帛畫衣、唐衣、紅切、袴、青摺、日蔭絲、竝、心葉ヲ著ク、以下皆同シ。

一人神食薦ヲ執リ、同一人御食薦ヲ執ル。同一人御箸筥ヲ執リ、同一人御枚手筥ヲ

執ル。同一人御飯宮ヲ執リ、同一人鮮物宮ヲ執ル。同一人干物宮ヲ執リ、同一人御菓子宮ヲ執ル。掌典一人蛇汁漬ヲ執リ、同一人海藻汁漬ヲ執ル。掌典補二人空盞ヲ執リ、同一人御羹八足机ヲ昇ク。同一人御酒八足机ヲ昇キ、同一人御粥八足机ヲ昇キ、同一人御直會八足机ヲ昇ク。

次ニ、削木ヲ執レル掌典、本殿南階ノ下ニ立チ、警蹕ヲ稱フ。

此ノ時、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、天皇、内陣ノ御座ニ著御。皇太子・親王・王・侍從長（帶劍ヲ解ク）・掌典長、外陣ノ幌内ニ

參入奉侍ス。

次ニ、御手水ヲ供ス。（陪膳女 官奉仕）

次ニ、神饌御親供。

次ニ、御拜禮、御告文ヲ奏ス。

次ニ、御直會。

- 次ニ、神饌撤下。（陪膳女 官奉仕）
- 次ニ、御手水ヲ供ス。（同上）
- 次ニ、神饌膳舍ニ退下。
- 其ノ儀、行立ノ時ノ如シ。
- 次ニ、廻立殿ニ還御。
- 供奉、進御ノ時ノ如シ。
- 次ニ、各退下。

〔注意〕天皇襪履ニ在ルトキハ出御ナシ。神饌ハ掌典長之ヲ供進シ。供奉スヘキ諸員ハ、直ニ小忌帳舎ニ著床ス。

○廻立殿 天皇大嘗宮に出御以前沐浴し給うて、祭服を著け給ふ所なり。名義は、天皇此の所より悠紀殿へ幸し給ひ、還御の後、更に主基殿に幸し給ひ、復此の所に還御し給ふによりて廻立といふなり。大嘗宮の外

に東北に當つて立つ、構造は、南北三間、東西五間を五間に仕切り、西の三間を一間として、其の中の二間四方に疊を敷き、東の方二間を一間として、竹の簀子を敷く。



○小忌御湯 嚴肅なる齋戒をなす小忌といふ。即ち御淨めの御湯を召さるゝなり。

○御幟 神事に際して、天皇の冠の飾となす白き絹をいふ。御冠の纒を、後より巾子の前へ二折にして、白絹を以て結び、その末を後へ垂らすをいふ。(第五十二圖を見よ)

○御齊衣 齋服に同じ。表裏とも白の生絹にて作り、無紋にして、横の處に襷縫あり、僧侶の着用する道服の如し。(第五十圖を見よ)

○袴 アコメギヌといひ、後世略してアコメとのみいふ。單の上に著る衣なり。その製、衣の體にて短し。こゝは白平絹の袴なり。(第五十三圖を見よ)

○襪 下履の義にて、足に著くるものなり。今の足袋に似て、指の股なく、上部は紐を附けて留む。(第五十四圖を見よ)

○日蔭絲 白青の絹絲にて作り、數條に垂る。新嘗、

大嘗等の神事に、女子の用とす。(日蔭蔓の條參照)

○心葉 冠の巾子に著くる模造の花の枝をいふ。これ日蔭絲を垂るゝ爲に、その本を結び付くべきためなり(第五十一圖及五十五圖を見よ)

○幄舎 板屋根の建物ないふ。もさ幄さは、衾幔(俗にいふ 鯨幕)にて家の形をなしたるをいひ、今の天幕の類なり。

○膳屋 神饌を調理する所なり。古へ 供膳をば、必ず 榊葉に盛りし故に、膳屋をカシハヤ又はカシハドノともいふ。

○稻舂歌 貞觀 儀式に據るに、造酒兒、まづ御飯の稻を舂く、酒波等、共に手をかへずして、且つ舂き且つ歌ふ。歌の詞は當時之を製す」とあり。大嘗祭毎に、悠紀主基の國々の名所を、一首の歌の中に詠み入れて、御代を壽ぐものにて、これをうたひながら米を舂く例なり。三條天皇の長和元年の大嘗祭の時の歌

雁一臺、雉子一臺、蘿蔔一臺、胡蘿蔔一臺、午莠一臺。

右一脚

○葉薦 竹を御簾の如くに編みて、白生絹を裏に付け、白絲を付けたるもの、大饗などの時、机の下に敷くに用ふ。

○御菅蓋 菅の葉にて編める蓋を、長き柄に取附けたるものにて、蓋の中央より紐二筋を下げて、左右にこれを執るなり。(第五十六圖を見よ)

○脂燭 また紙燭とも書く。古の製は、松の細き木にて作り、長さ一尺五寸程に切り、太さ徑り三分斗に丸く削り、先の方を炭火にてあぶり、黒くこがし、其の上に油を引き乾かし、紙層紙を廣さ五寸斗に裁ちて脂燭の本を左に巻くなり。(第五十七圖を見よ)

○簀子 簀子縁ともいふ。こは板敷なれども、竹簀の如く板と板との間を、少しづつ透かして張る故に、然

は左の如し。

悠紀 近江坂田郡

大中臣 輔親

やまのごま坂田の稻を抜きつみて君が千歳の初穂にぞ舂く

主基 丹波大藏山

源 兼澄

二葉より大藏山にはこぶ稲年はつむこも盡くる世もあらじ

○本殿 悠紀の御殿をいふ。

○庭積の机代物 諸國より御供物として献じたる山海の産物をいふ。殿上ならずして庭上なるゆゑ庭積といひ、机代物とは、机に居る種々の物といふ義なり。明治四年大嘗會式の庭積机代は左の如し。

鯛一臺、鮭一臺、若海布一臺、海松一臺。

右一脚

蛇一臺、烏賊一臺、棗栗一臺、柿一臺。

右一脚

いふ。  
 ○國栖の古風 昔應神天皇吉野に行幸し給ひし時、國栖(大和國吉野郡の地名)の人來りて、醴酒を奉りて歌ひしに起り、爾來朝廷の節會の時には、參りて歌笛を奏し、土物を進るこゝなれり。この度は宮内省の樂員そのまねびをするなり。古風さは、古の歌さいふこゝなるべし。  
 ○風俗歌 もさはその地方に行はれたる歌謡のこゝなりしが、後には曲調のよるしきものを撰びて、雅樂にも用ひしなり。大嘗會の時には、悠紀主基の兩地方より、其の地方の風俗の歌を奏する例なり。  
 ○神饌ヲ行立ス 膳屋にて調理したる神饌及び御直會の祭具等を、行列をたて、悠紀殿に持運ぶをいふ。  
 ○削木 木を削りかけて作れる造花にて、俗にケツリバナさいふものなり。

○海老膳盥槽 御手水の具なり。俗に云ふ椽の如きもの。蝦の膳に似たる手、左右に著けり、故にその名あり。(第五十八圖を見よ)  
 ○多志良加 御手水の水を入れたる器にして、赤土の素焼の水入なり。(第五十八圖を見よ)  
 ○陪膳女官 供御を奉る時に伺候する女官をいふ。  
 ○御刀子宮 竹を曲げて本とし、黒木葛にて作れる宮なり。小刀一こ、楊枝二本と、藁穂十筋を容れたる。(第五十八圖を見よ)  
 ○後取女官 後取さは、隨從者をいふ稱なり。  
 ○御巾子宮 御巾子さは、俗にいふ手拭なり。御手水の後に、御手を拭ひたまふ手拭を入れたる宮。(第五十八圖を見よ)  
 ○切袴 長袴の裾を切り短くせるもの。  
 ○白色帛書衣 白地の帛に花木等の模様を染きたるをいふ。

○青摺襪 青摺さは、白き布を粉張にして、山藍にて草鳥などの模様を刻板にて摺出したるもの。襪は千早とも書く。祭事を行ふ時、神職及び巫女の着用する服にて、地質は大和錦又は練絹布等を用ひ、その製作は、袖なき羽織の如く、長さ凡二尺斗なり。蓋し小忌衣の一變せしものなるべしといふ。(第五十九圖を見よ)  
 ○神食薦 神饌を載するための葉薦にて、垂を付けた。大嘗會神饌調度之圖に、神食薦、悠紀一枚、主紀一枚、長四尺、木綿ヲ付ク、但白紙ヲ切リテ二所ニ付ケテ之ヲ貫ク、あみめ五所アリ」と見えたり。(第六十圖を見よ)  
 ○御食薦 天皇陛下の供御のための葉薦なり。大嘗會神饌調度之圖に、御食薦、悠紀一枚、主紀一枚、長四尺、木綿ヲ付ケズ、あみめ五所アリ」と見えたり。(第六十圖を見よ)

○御箸宮 竹の御箸六具を入れたり。壬生家記に、竹ノ箸六ツヲ入、五ツハ神ノ料、一ツハ御直會料 竹一筋ヲ引マゲテ裏上チ糸ニテカケタリ」と見えり。(第六十圖を見よ)  
 ○御枚手宮 一枚手は葉盤に同じ。柏の葉を十枚合せ、竹の針を以て刺綴ちて、平たく盤の如く作れるものなり。それを入れたる宮をいふ。壬生家記に、中ニ平手アリ、葉チカサネ、上下丸ク折、竹グシ少メトメタリ」と見えり。(第六十圖を見よ)  
 ○御飯宮 齋田にて獲たる米と粟とを以て炊きたる御飯(蒸したるもの)を、葉椀に盛りたるなり。(第六十圖を見よ)  
 ○鮮物宮 生の魚類四種を葉椀に入れたるなり。鮓、鯛、鰯等を用ひたり。(第六十圖を見よ)  
 ○干物宮 干したる魚類四種を葉椀に入れたるなり。蒸鯛、干鯛、干鰯魚、鰯等を用ひたり。(第六十圖を見よ)

よ)  
 ○御菓子宮 菓物四種を葉盤に入れたるなり。干棗、搗栗、生栗、干柿を用ひたり。(第六十圖を見よ)  
 ○海藻汁漬 海藻さは和布をいふ。  
 ○空蓋 酒杯なり。(第六十圖を見よ)  
 ○御羹八足机 御羹を居うる八足机なり。御羹は鮑と和布との汁のものなり。(第六十圖を見よ)  
 ○御酒 齋田より獲たる米にて醸造せる白酒黒酒也。

主基殿供饌ノ儀

其ノ儀、悠紀殿供饌ノ式ノ如シ。  
 ○其ノ儀云々、その供饌の御次第は、悠紀殿の式と同一くして、その時刻は、翌日の晩に至るなり。

即日早旦、豊樂殿ヲ裝飾ス。  
 即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀

白酒は、古は一夜酒なりしが、近世は常の清酒を用ひらる。黒酒は、古は常山の灰(三升)を和合して製したり。後には黒胡麻を入れて造れり。  
 ○御粥 齋田より獲たる米と粟とにて炊ぎ遣りたる粥(煮たるものにて、今の御飯をいふ)なり。  
 ○御直會机 神に供へたる後に、天皇陛下の召したまふための物を居うる机なり。直會さは、神祭の後に行ふ解齋の式をいふ。

其ノ儀、本殿ノ北廂ニ錦軟障 山水ノ圖ヲ設ケ、東北隅ニ悠紀地方風俗歌ノ屏風、西北隅ニ主基地方風俗歌ノ屏風ヲ立ツ。母屋ノ四面ニ壁代ヲ作り、之ヲ塞ケ、其ノ中央ニ天皇ノ御座、平鋪御座ヲ設ケ、各御椅子並御臺盤ヲ立ツ。東方ニ皇后ノ御座、平鋪御座ヲ設ケ、其ノ内ニ諸員陪宴ノ第一座ヲ設ケ、南、東、西、三廂ノ周圍ニ青簾ヲ懸ケ、之ヲ塞ケ、其ノ内ニ諸員陪宴ノ第二座ヲ分設シ、床子並臺盤ヲ立ツ。顯陽、承歡、觀德、明義、各堂ノ後面ニ綵綾軟障ヲ設ケ、前面ニ青簾ヲ懸ケ、之ヲ塞ケ、其ノ内ニ諸員陪宴ノ第二座ヲ分設シ、床子並臺盤ヲ立ツ。南庭ノ中央ニ舞臺ヲ構へ、其ノ東南隅ニ樂官ノ幄ヲ設ク。  
 時刻、文武高官有爵者優遇者並夫人、及外國交際官並夫人、朝集所ニ參集ス。  
 但シ、服裝、即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ。各地ニ於テ、饗饌ヲ賜フヘキ者亦同シ。

次ニ、儀鸞、逢春、承秋、嘉樂、高陽ノ各門ヲ開ク。皇宮警部之ヲ警固ス。  
 次ニ、大禮使高等官前導、諸員殿上ノ廂、又ハ顯陽、承歡、觀德、明義ノ各堂ニ參進ス

ル者ノ區別ハ、時ニ參進。殿上參進者ハ、逢春門ヨリ入り東階ヲ昇ル。顯陽堂・承慶堂參進者ハ、嘉樂門ヨリ入り、觀德堂・明義堂參進者ハ、高陽門ヨリ入ル。各其ノ本位ニ就ク。

次ニ、式部官警蹕ヲ稱フ。

次ニ、天皇御正裝出御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從劍璽ヲ奉シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後ニ候シ、皇太子・親王・王・内大臣・大禮使長官供奉ス。

次ニ、皇后御大禮服出御。

式部次官・皇后宮大夫前行シ、女官御後ニ候シ、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・大禮使次官供奉ス。

次ニ、天皇御座ニ著御。侍從劍璽ヲ案上ニ奉安ス。

次ニ、皇后御座ニ著御。

次ニ、供奉員各本位ニ就ク。

次ニ、勅語アリ。

次ニ、内閣總理大臣奉對ス。

次ニ、外國交際官首席者奉對ス。

次ニ、天皇・皇后ニ白酒・黒酒ヲ供ス。侍從竝女官奉仕。

次ニ、諸員ニ白酒・黒酒ヲ賜フ。

次ニ、式部長官、悠紀・主基兩地方獻物ノ色目ヲ奏ス。内舍人奉仕。

此ノ時、兩地方ノ獻物ヲ南榮ニ排列ス。侍從竝女官奉仕。

次ニ、天皇・皇后ニ御膳竝御酒ヲ供ス。侍從竝女官奉仕。

次ニ、諸員ニ膳竝酒ヲ賜フ。

次ニ、久米舞ヲ奏ス。

次ニ、天皇・皇后ニ御穀物ヲ益供ス。侍從竝女官奉仕。

次ニ、諸員ニ穀物ヲ益賜ス。

次ニ、悠紀・主基兩地方ノ風俗舞ヲ奏ス。

次ニ、大歌及五節舞ヲ奏ス。

次ニ、天皇・皇后ニ挿華ヲ供ス。侍從並女官奉仕。

次ニ、諸員ニ挿華ヲ賜フ。

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉、警蹕、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、各退下。

當日、文武官・有爵者・優遇者並夫人ニシテ召サレサル者ニハ、各其ノ所在地ニ於テ饗饌ヲ賜フ。但シ、饗饌ヲ賜フヘキ者ノ範圍及其ノ場所ハ、時ニ臨ミ之ヲ定ム。

〔注意〕天皇未成年ナルトキハ、勅語ノ項ヲ「攝政御座ノ前面ニ參進シ、東方ニ

侍立シ、勅語ヲ傳宣ス」トス。

○大饗 大に饗宴する義にて、古の大嘗會に相當せり

即ち皇族以下諸臣を召して、饗宴を賜ふなり。

○豐樂殿 豐樂院の正殿なり。古の豐樂院は、大嘗會、節會、饗宴など行ふ所なり。本年の御大典には、二條離宮に豐樂殿代と賜宴場との二棟を御建設すといふ。(第六圖を見よ)

○錦軟障 錦の縁を付けたる松と山水を繪ける軟障なり。軟障は幕の一種にして、中の地に繪を書き、四方に縁を取り、チを付け、そのチによりて懸くるなり。

○風俗歌ノ屏風 悠紀主基の地方の風俗歌を書ける屏風なり。この風俗歌も、大嘗會の行はるゝ度毎に、詠みて上るものにて、屏風にその風俗歌の意味を現はしたる繪を添がき、繪の上部に、その歌をば、色紙形に書きて張り付くるなり。

○母屋四面 母屋とは、豐樂殿の建物の中にて、廂を除きたる中央の部分をいひ、その四面とは、母屋と廂との境となる處なり。

○平鋪の御座 平鋪は平座なり。高御座の御座、御帳臺

の御座などあるに對していふ。床板の上に直に疊茵を敷きたるをいふ。その上に御椅子を立て臺盤を置かるなり。

○臺盤 食物を盛りたる盤を載する臺をいふ。四脚にして、今の食卓の如きものなり。

○床子 机の如き腰掛をいふ。

○顯陽承觀觀德明義 豐樂院の各堂をいふ。(第六圖を見よ)

○儀鸞逢春承秋嘉樂高陽 豐樂院の諸門をいふ。(第六圖を見よ)

○正裝 洋裝にして、陸軍式御服と海軍式御服に分てり。大正二年十一月十五日官報皇室令第九號に詳なり。

○大禮服 洋裝にして、マントードゴールと稱す。(第九圖を見よ)

○白酒黒酒 前に出づ。

○内舍人、侍從職の職員。内舍人ハ判任トス(十五人)  
内禁ノ雜務ニ從事ス。(宮内省官制)

○膳、飯菜を具ふることをいふ。

○酒、これは常の清酒なり。

○久米舞、舞人四人、卷纏冠を載き、赤抹額を纏ひ、赤袍を著け、金装剣を佩ひ、靴を穿ちて舞ふ。歌ハ雅樂の一種にして、歌を主として、笏、拍子、倭琴、龍笛、篳篥を以て節文をなす。其の起源は、神武天皇東遷の時に、大和の菟田の魁帥只耜を征し給ひし時に作れる御詠にして、當時道臣命に勅して、大來目部に歌はしめたるに起る。

○風俗舞、諸國の風俗を樂に作りたるものにして、風俗歌に和して之を舞ふ。

○大歌、古大歌所にて、我が邦古來の歌謠中、風調の雅正なるものを採りて、鼓吹に合せて奏樂し、朝會公儀等の時に用ひしものなり。今雅樂部にて之を掌

る。

○五節舞、大嘗會、新嘗會の時、行はるゝ童女の舞にして、舞の間に五度袖をあぐるによりて、此の名あり。其の起源は、天武天皇吉野瀧の宮に御座しける時、日暮琴を弾じて心を澄ませ給ひけるに、向ひの山の袖より怪雲立昇りたるを御覽するに、其の雲の下に、神女の姿あらはれて、琴の調に合はせて舞ひけるを、天皇御覽じしかども、近侍の人々は終に知らざりき。神女袖を眺すこも五度に及ぶ、天皇「少女子がなごめさびすかもから玉をたもこにまきてをさめさびすも」と詠じ賜へり。これよりして、毎年五人の舞姫を御覽じ給ふ事なれり。

○挿華、普通には御挿しの花をいふ。冠に挿す遣り花なり。初は其の時の花、木葉を挿したりしが、後世は金屬を以て製し、冠の上に挿すに至れり。官位及び禮典に依りて、其の花を異にす。大嘗會の時は、天皇は

藤花、親王は紅梅を挿せり。

### 即位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀

當日何時、文武高官・有爵者・優遇者並夫人・及外國交際官並夫人、二條離宮内ノ朝集所ニ參集ス。

但シ、服裝、大饗第一日ノ儀ニ同シ。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王、二條離宮ニ參著ス。

次ニ、天皇・皇后、二條離宮ニ行幸啓。

次ニ、大禮使高等官前導、諸員正寢ニ參進、本位ニ就ク。

次ニ、天皇、皇后、御正裝。御大禮服。出御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官・皇后宮大夫・女官御後ニ候シ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・大禮使長官供奉ス。

次ニ、天皇・皇后、御座ニ著御。

次ニ、陪宴スヘキ供奉員、本位ニ就ク。

次ニ、賜宴。

此ノ間、奏樂。

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、各退下。

○二條離宮 古く二條城と稱す。京都二條堀河の西に在り。

○正寢 表御殿なり。

即位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀

時刻、文武高官・有爵者・優遇者並夫人・及外國交際官並夫人、二條離宮内ノ朝集所ニ參集ス。

但シ、服裝、踐祚後朝見ノ儀ニ同シ。

次ニ、大禮使高等官前導、諸員正寢ニ參進、本位ニ就ク。

次ニ、天皇・皇后御正裝。御中禮服。出御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官・皇后宮大夫・女官御後ニ候シ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・大禮使長官供奉ス。

次ニ、舞樂 萬歲樂・太平樂ニ曲ヲ奏ス。

次ニ、賜宴。

此ノ間、奏樂。

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、各退下。

○萬歲樂 隋樂。平調二十九曲中の一。一名を煬帝萬

歲樂と稱す。中曲にして、常の裝束を用ひ、舞人六人

あり。(第六十一圖を見よ)  
○太平樂、唐樂。大食調二十四曲中の一。一名を武昌太平樂、或は武昌樂といふ。多く祝儀に用ひらる

る舞樂なり。中曲にして、舞人四人、甲冑に弓を負ひ鉦を執り、武裝にて舞ふなり。(第六十二圖を見よ)

即位禮及大嘗祭後神宮ニ親調ノ儀

當日何時、頓宮出御。

次ニ、天皇、板垣御門外ニ於テ御下乗。

式部長官・宮内大臣前行シ、御前侍從劍璽ヲ奉ジ、御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ、御綱ヲ張り、御笏宮ヲ奉ス。侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後ニ候シ、皇太子・親王・王・内大臣・大禮使長官供奉ス。

衣冠單。但シ、侍從武官長・侍從武官ハ正裝、正服、以下天皇供奉員ノ服裝ニ付キ、別ニ分注ヲ施ササルモノハ、皆本儀ニ同シ。

次ニ、皇后、板垣御門外ニ於テ御下乗。

皇后宮大夫前行シ、式部官御菅蓋ヲ捧持シ、御綱ヲ張り、女官御檜扇宮ヲ奉シ、

御後ニ候ス。皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・大禮使次官供奉ス。

男子ハ衣冠單。女子ハ

桂袴、以下皇后供奉員ノ服裝ニ付キ、別

ニ分注ヲ施サ、ルモノハ、皆本儀ニ同シ。

神宮禰宜

次ニ、外玉垣御門外ニ於テ、天皇・皇后ニ大麻、御鹽ヲ奉ル。

奉仕。

次ニ、内玉垣御門内ニ於テ、天皇・皇后ニ御手水ヲ供ス。

侍從並女官奉仕。

此ノ時、祭主・大少宮司、正殿ノ御扉ヲ開キ、御幌ヲ褰ケ、御供進ノ幣物ヲ殿内ノ案

上ニ奉安シ、御階ノ下ニ候ス。

次ニ、天皇、瑞垣御門内ニ進御。

掌典長、衣冠單。前行シ、御前侍從劍璽ヲ奉シ、御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ、御綱ヲ張り、

御笏宮ヲ奉ス。侍從長御後ニ候ス。供奉員中、皇太子・親王・王ハ瑞垣御門外ニ候

シ、其ノ他ノ諸員ハ、内玉垣御門外ニ候ス。

次ニ、皇后、瑞垣御門内ニ進御。

掌典、服裝掌典長。前行シ、式部官御菅蓋ヲ捧持シ、御綱ヲ張り、女官御檜扇宮ヲ奉シ、



御後ニ候ス。供奉員中、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王ハ瑞垣御門外ニ候シ、其ノ他ノ諸員ハ、内玉垣御門外ニ候ス。

次ニ、天皇、正殿ノ御階ヲ昇御、大床ノ御座ニ著御、侍從劍璽ヲ奉シ、御階ノ下ニ候ス。

次ニ、皇后、正殿ノ御階ヲ昇御、大床ノ御座ニ著御。

次ニ、天皇御拜禮。

次ニ、皇后御拜禮。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮。

次ニ、天皇・皇后、頓宮ニ還御。

供奉、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、各退下。

〔注意〕天皇襪袴ニ在ルトキハ、正殿御階ノ下マテ女官奉抱シ、大床ノ御座ニ著

御ノ時ハ、皇太后皇太后ナキトキハ、奉抱御拜禮、皇太后ノ御服ハ皇后ニ同

シ、以下ノ二儀之ニ倣フ。

○板垣御門 板垣鳥居いたがきのとりかともいふ。内より四重目ノ御垣に付きたる鳥居なり。

○外玉垣御門 内より三重目ノ御垣に付きたる御門なり。

○内玉垣御門 玉串御門とも、第二ノ御門ともいふ。二重目ノ玉垣に付きたる御門なり。

○神宮禰宜 禰宜ハ奏任トス。大宮司又ハ少宮司ノ命ヲ承ケテ神前ニ祇候シ、神膳ヲ供撤シ、殿内一切ノ事ヲ辨シ、臨時祈禱祓除ヲナシ、廳中ノ庶務ニ従事ス。

(神宮司廳官制)

○祭主 親任トシ、皇族ヲ以テ之ニ任ス。大御手代トシテ奉齋シ、祭事ヲ管理ス。(同上)

○大少宮司 大宮司ハ勅任又ハ奏任トス。祭主ノ命ヲ承ケテ祭祀ニ奉任シ、諄辭ヲ奉讀シ、内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケテ、所部ノ職員ヲ統督シ、廳中ノ事務ヲ管理ス。少宮司ハ奏任トス。大宮司ヲ佐ケテ祭祀ニ奉任シ、廳中ノ事務ヲ整理ス。(同上)

○瑞垣御門 一重目ノ御垣に付きたる御門なり。内院中御門ともいふ。

○大床 大は敬語なり。床は寶子たからこに同じ。

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵そくみれいおほびだいじやうさいごじんむくんのやまのみやうらふ並前帝四代山陵ならびにぜんていだいよんじやうらふニ親謁ノ儀

當日早旦、陵所ヲ裝飾ス。

時刻、大禮使高等官著床。

但シ、服装、京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ。

次ニ、神饌・幣物ヲ供ス。

此ノ間、奏樂。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇頓宮出御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從劍璽ヲ奉シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官  
御後ニ候シ、皇太子・親王・王・内大臣・大禮使長官供奉ス。

次ニ、皇后御五衣、御小挂、御袴頓宮出御。

皇后宮大夫前行シ、女官御後ニ候シ、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・大禮使  
次官供奉ス。

次ニ、天皇御拜禮。

次ニ、皇后御拜禮。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮。

次ニ、天皇・皇后・頓宮ニ還御。  
供奉、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、幣物・神饌ヲ撤ス。

此ノ間、奏樂。

次ニ、各退下。

東京ニ還幸ノ儀

其ノ儀、京都ニ行幸ノ式ニ準ス。

賢所かしろ温明殿ニ還御ノ儀

其ノ儀、賢所、春興殿ニ渡御ノ式ノ如シ。

○温明殿 賢所の大座します御殿。大内裏ありし時、神鏡を奉安せし所なり。此にては東京宮城内にて賢所

の在す御殿をいへり。

東京 還幸後賢所御神樂ノ儀

其ノ儀、皇室祭祀令附式中賢所御神樂ノ式ノ如シ。

但シ、皇太子・皇太子妃ニ關スル儀注ヲ除キ、式部職掌典部・樂部職員ノ服裝、大禮使高等官ノ著床及天皇・皇后ノ供奉員ハ、即位禮後一日賢所御神樂ノ式ニ依ル。

○賢所御神樂ノ儀

當日何時、御殿ヲ裝飾ス。

時刻、大勳位・親任官及各廳勅任官總代・宮内委任官總

代各一人・有爵者總代毎爵一人著床。

次ニ、御屏ヲ開ク。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌・幣物ヲ供ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇出御。是ヨリ先キ、綾綺殿ニ於テ天皇・皇后

御服、御手水、御笏、皇后ニ御服、御手水、御繪扇

ヲ供シ、皇太子ニ御服、手水、笏、皇太子妃ニ御服、

手水繪扇ヲ供シ、及供奉諸

員、服裝ヲ易フルノ儀アリ。

式部長官前行シ、侍從御劍ヲ奉シ、侍從長・侍從・侍

從武官長・侍從武官御後ニ候シ、親王・王供奉ス。

次ニ、皇后出御。皇后宮大夫前行シ、女官御後ニ候シ、親王妃・内親

王・王妃・女王供奉ス。

次ニ、皇太子參進。

東宮大夫前行シ、東宮侍從御劍ヲ奉シ、東宮侍從

長・東宮侍從・東宮武官長・東宮武官後ニ候ス。

次ニ、皇太子妃參進。

東宮主事前行シ、女官後ニ候ス。

次ニ、天皇・皇后御拜禮。

次ニ、皇太子・皇太子妃拜禮。

次ニ、親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮。

次ニ、御神樂。

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、皇太子・皇太子妃退下。

供奉、參進ノ時ノ如シ。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、幣物・神饌ヲ撤ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御屏ヲ閉ツ。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、各退下。

還幸後皇靈殿・神殿ニ親謁ノ儀

當日早旦、御殿ヲ裝飾ス。

時刻、大禮使高等官著床。

但シ、服裝、大禮服・正裝・正服・關係諸員

式部職掌典部職員ヲ除ク。

中男子亦同シ、女子ハ通常服。

樂部職員ハ  
布衣單。

次ニ、御扉ヲ開ク。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、神饌・幣物ヲ供ス。

此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、掌典長祝詞ヲ奏ス。

次ニ、天皇出御。

式部長官・宮内大臣前行シ、侍從御劍ヲ奉シ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官

御後ニ候シ、皇太子・親王・王・内大臣・大禮使長官供奉ス。

次ニ、皇后御服、賢所ニ期日  
奉告ノ儀ニ同シ。出御。

皇后宮大夫前行シ、女官御後ニ候シ、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・大禮使

次官供奉ス。

次ニ、天皇内陣ノ御座ニ著御。侍從御劍ヲ奉シ、簀子ニ候ス。

次ニ、皇后内陣ノ御座ニ著御。

次ニ、天皇御拜禮。

次ニ、皇后御拜禮。

次ニ、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮。

次ニ、天皇・皇后入御。

供奉、出御ノ時ノ如シ。

次ニ、諸員拜禮。

次ニ、幣物・神饌ヲ撤ス。

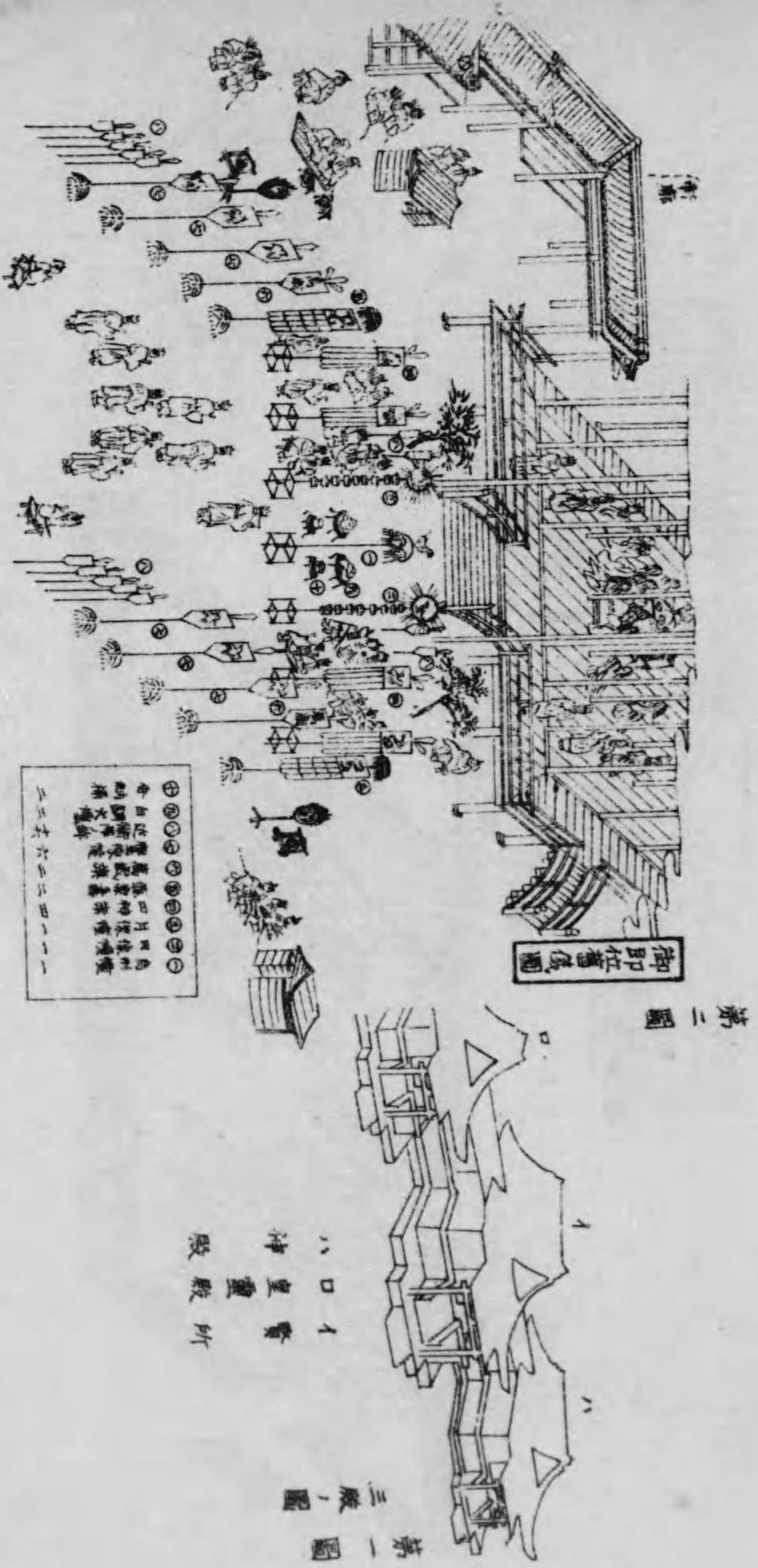
此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。

次ニ、御扉ヲ閉ツ。

此ノ間神樂歌ヲ奏ス。

次二、各退下。

附式終



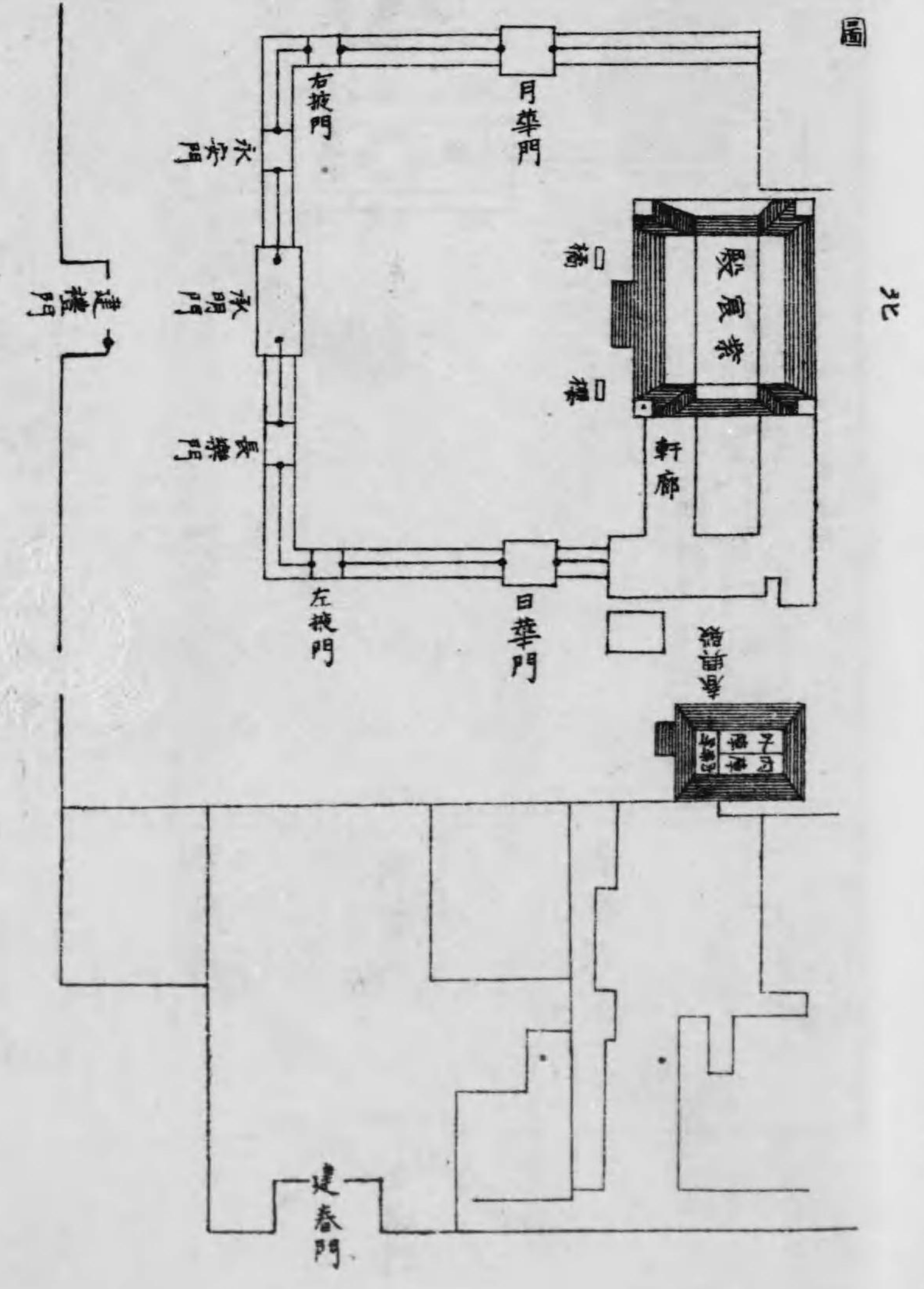
第二圖

第一圖

三口  
皇靈殿  
八口  
殿

殿興春并殿宸紫 皇居 以後 安政

第五圖



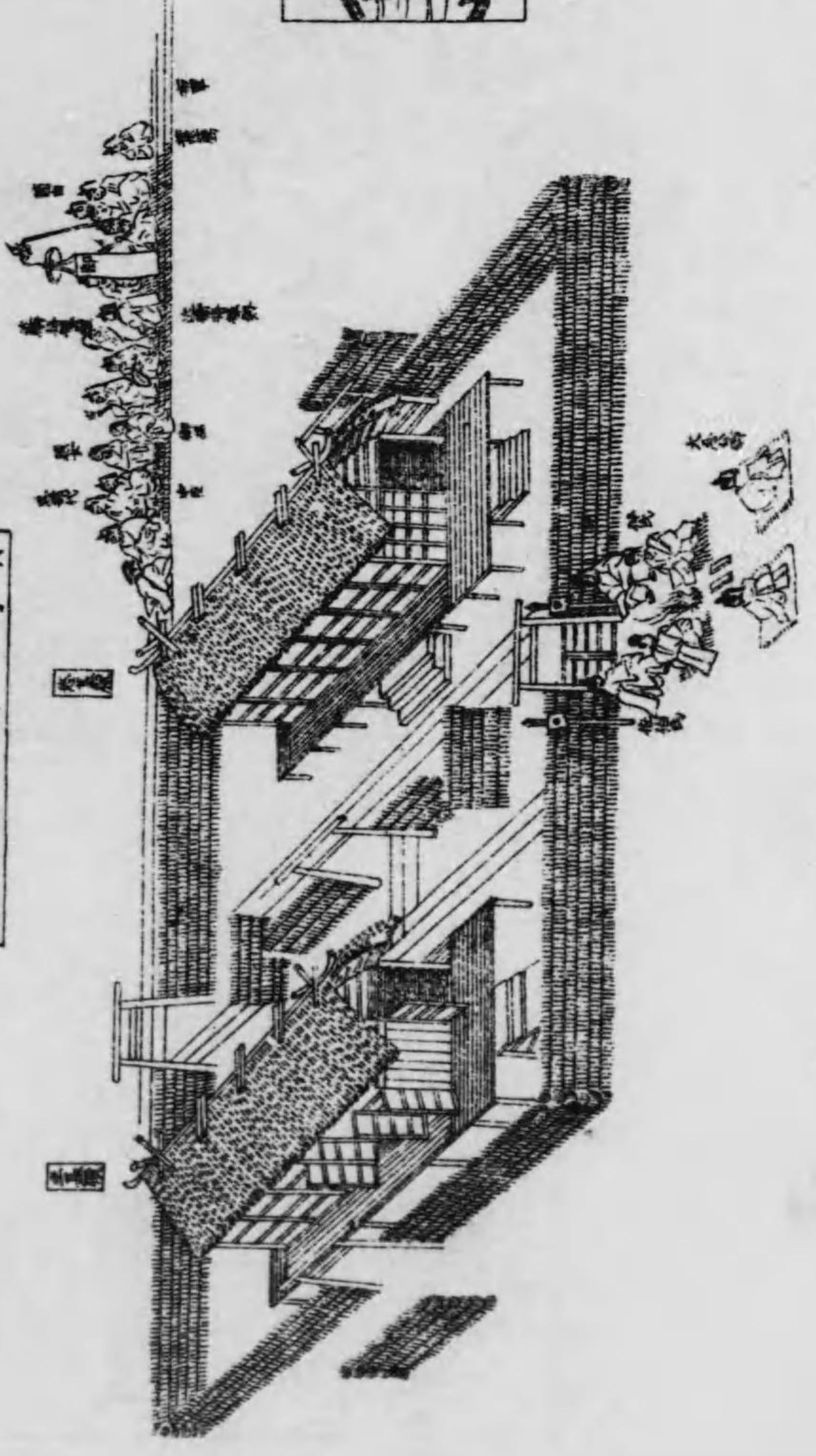
第三圖



宮堂大の治明

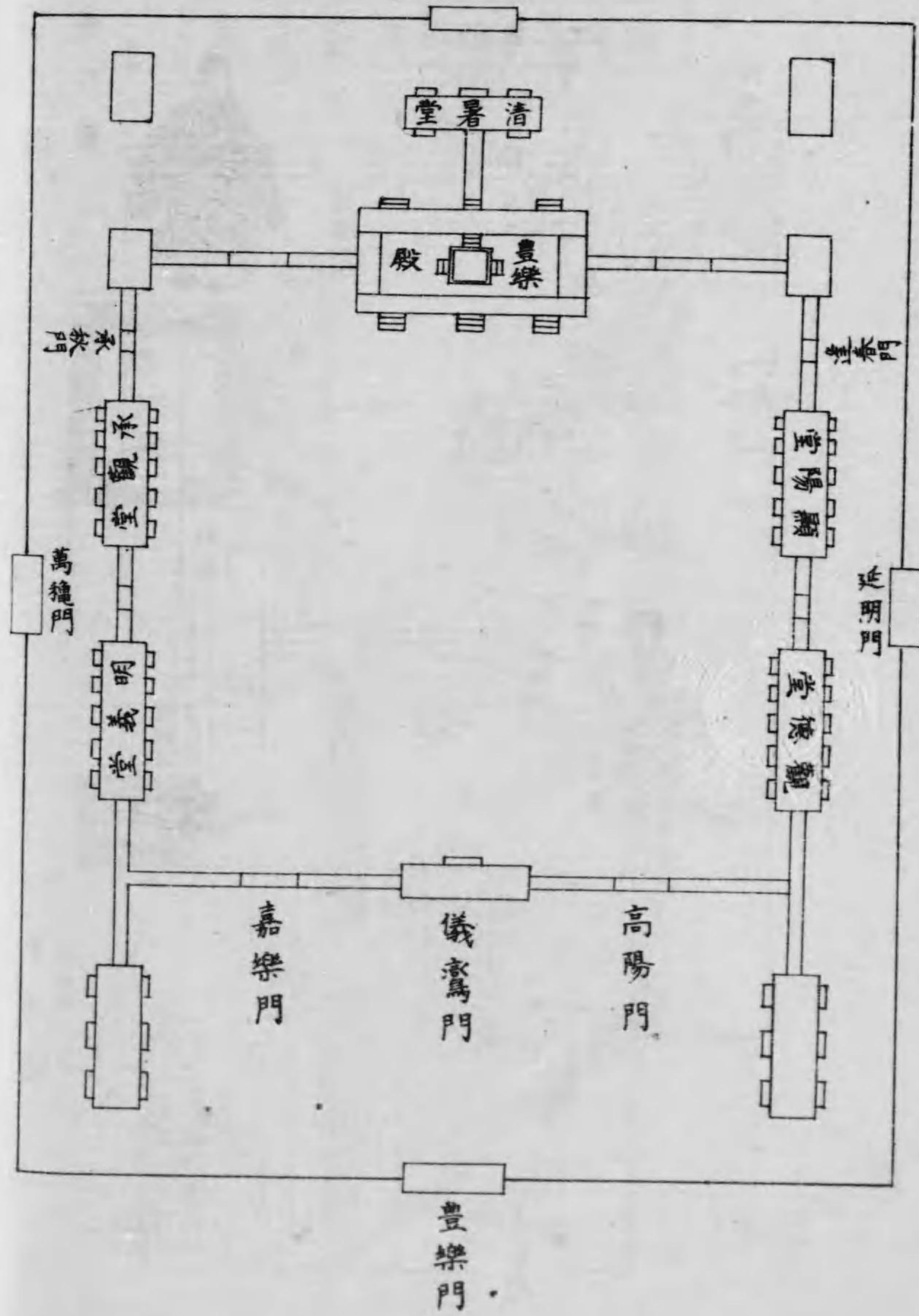
第四圖

角亭四并大宮會圖



豐樂院圖

第六圖



第七圖



第八圖



第九圖



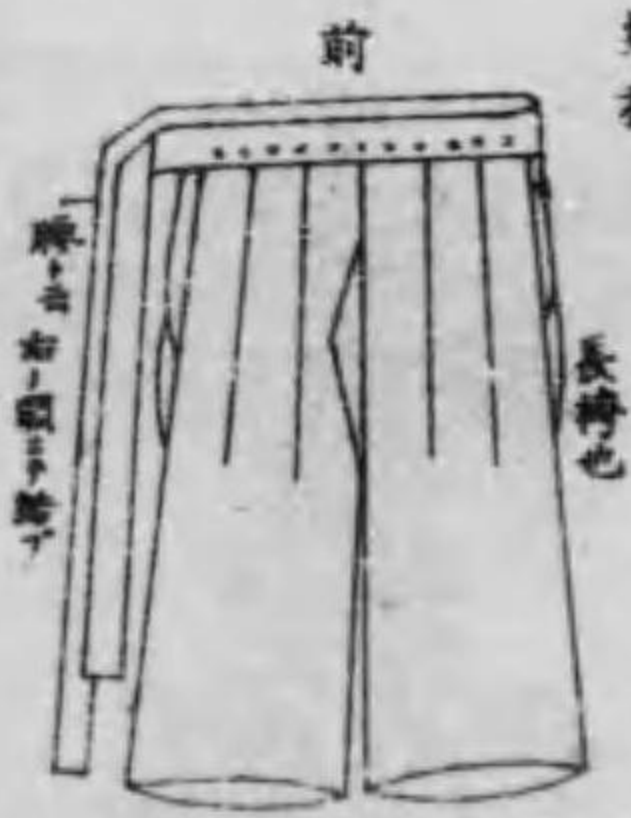
第九圖 (其三)  
大禮服 マントドクル



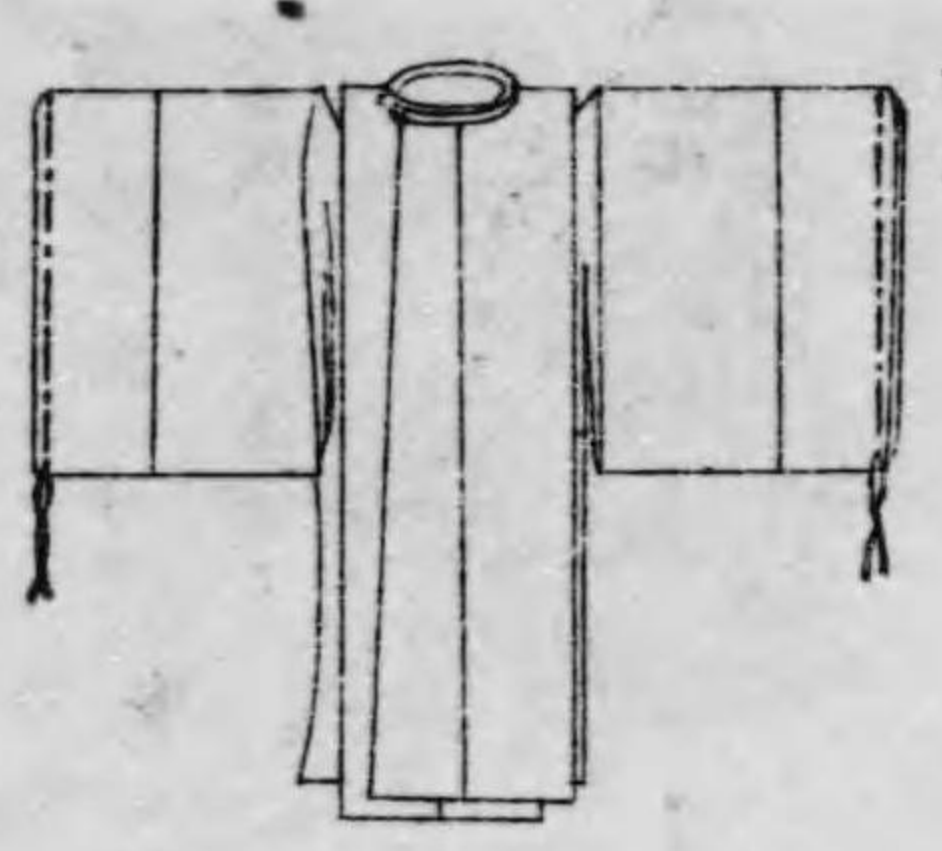
第十圖



第十一圖



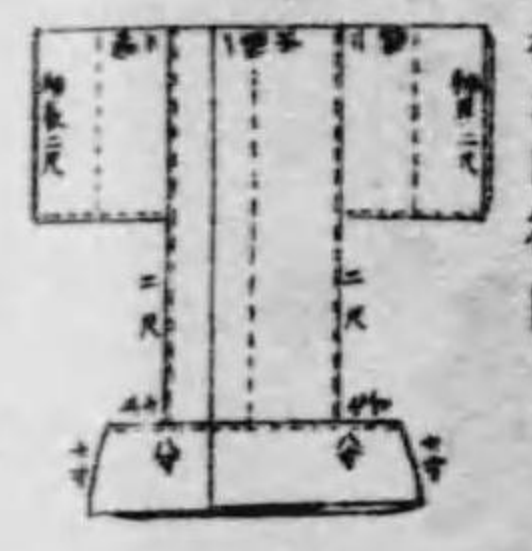
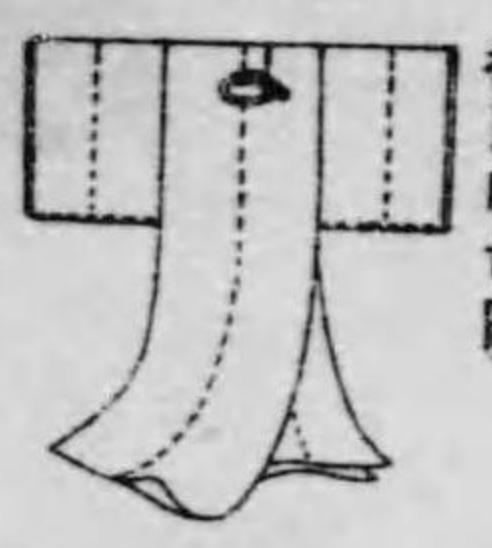
第十二圖  
布衣



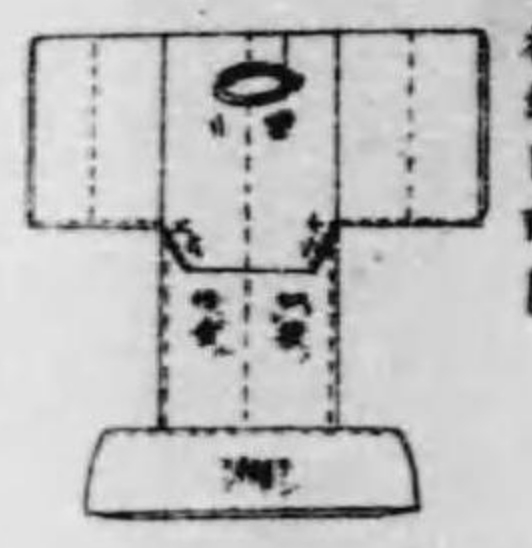
第十五圖  
袍關後圖



袍關前圖



袍縫腋後圖



袍縫腋前圖

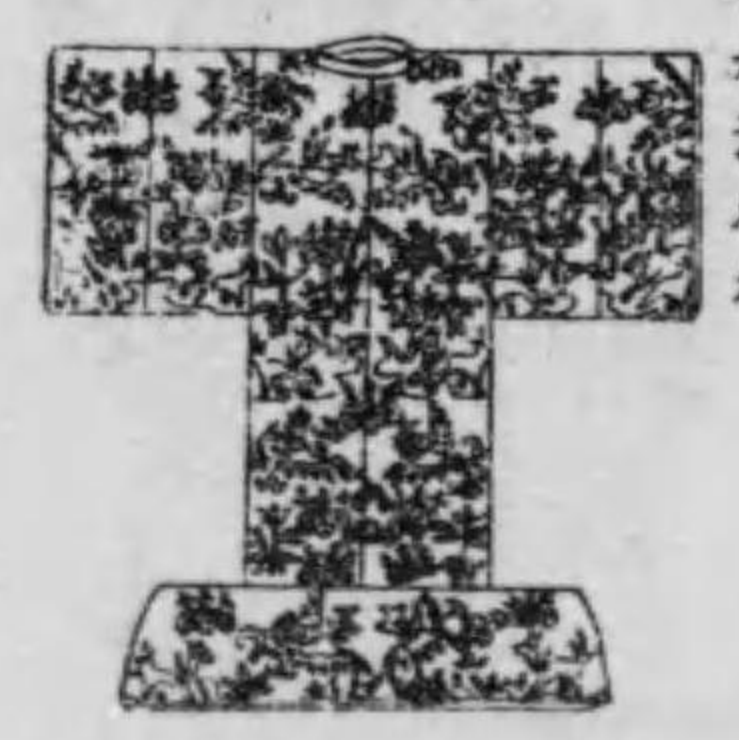
第十三圖  
束帶



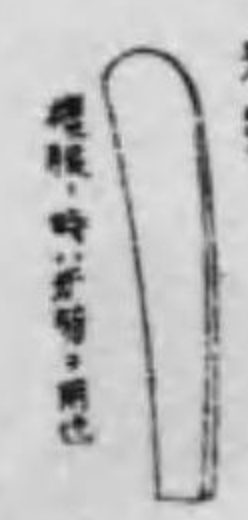
第十六圖  
帽黑頂空



第十四圖  
黃禮染御袍



第十七圖  
牙笏



第十八圖



第十九圖  
短小襪子着丸圖



第二十圖  
繪扇



第二十一圖  
鳥皮履



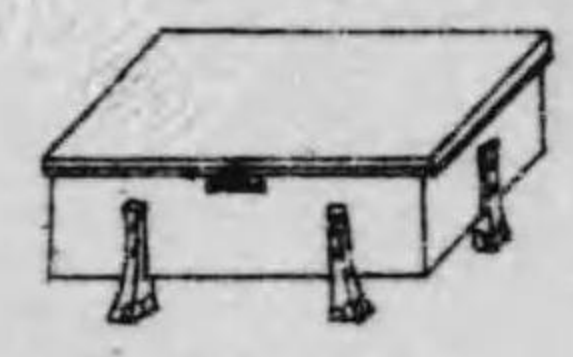
鳥皮履



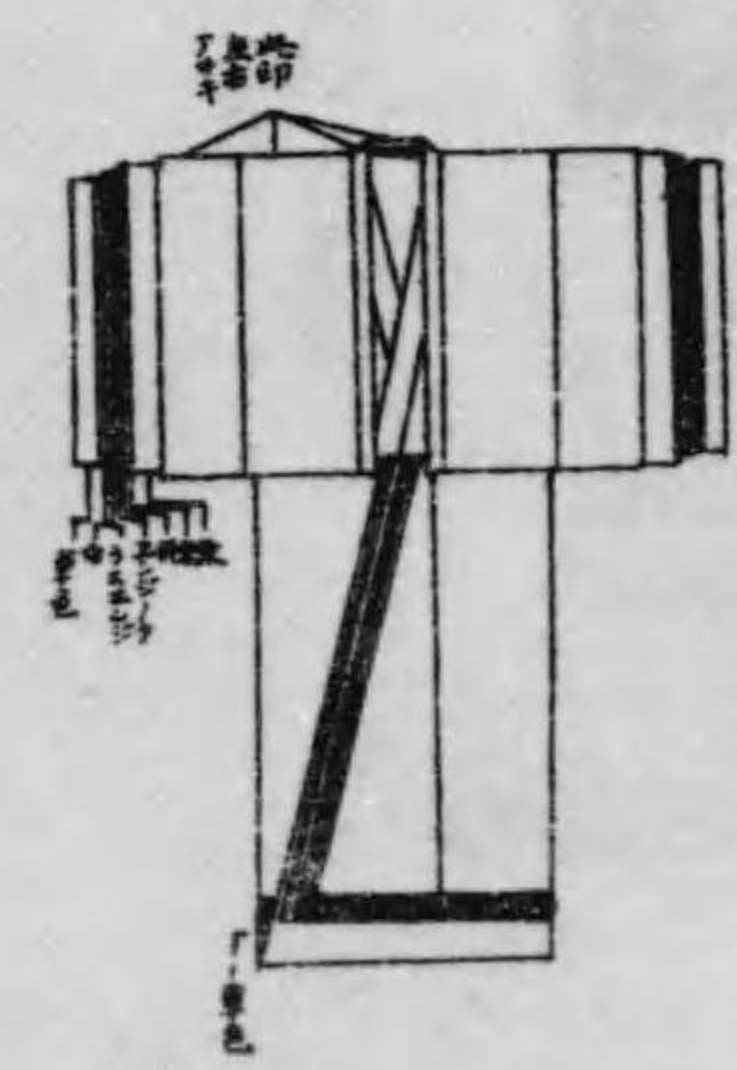
第二十二圖  
直衣



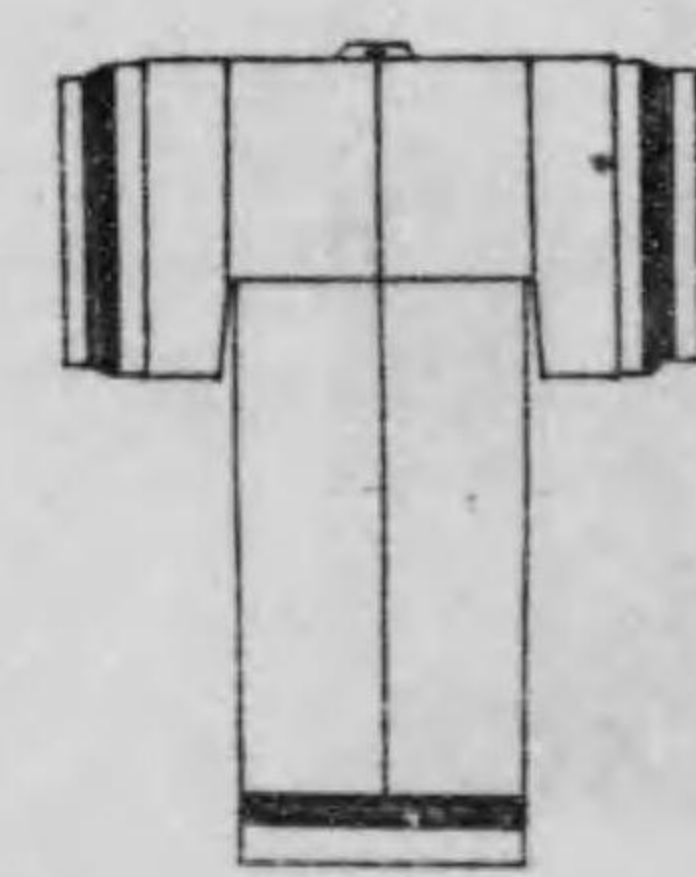
第二十三圖  
辛櫃



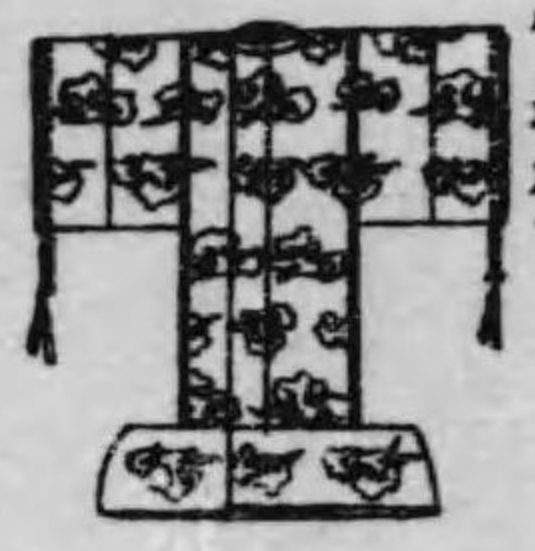
第二十四圖  
唐衣ノ前



唐衣ノ後



小直衣







第二十五圖  
裳



第二十六圖  
壁代



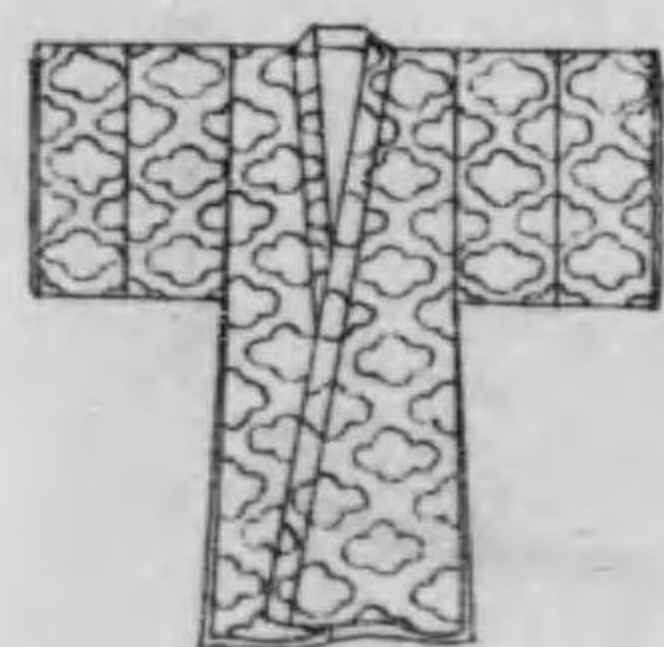
第二十七圖



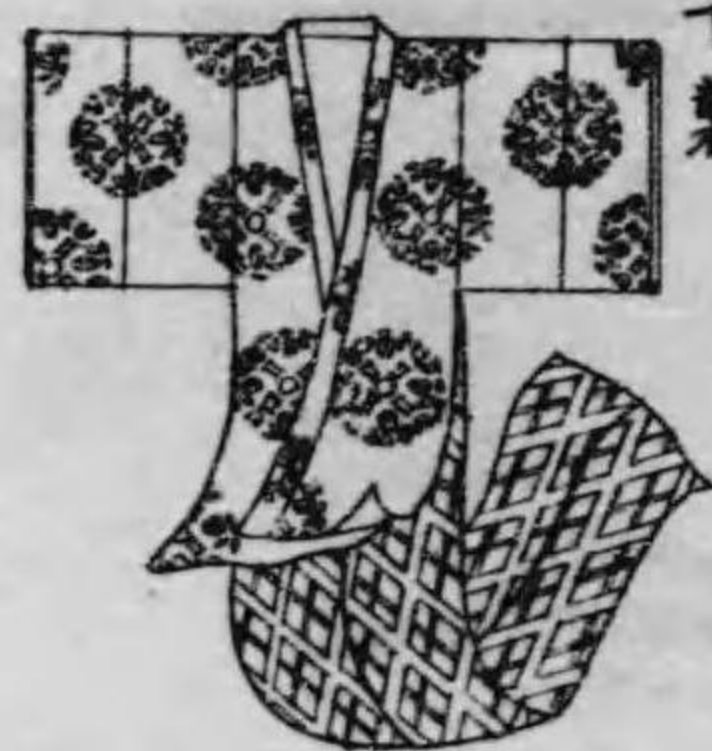
第二十八圖  
柄襦(打懸)



第二十九圖  
攝腰(名引敷)



第三十圖  
單



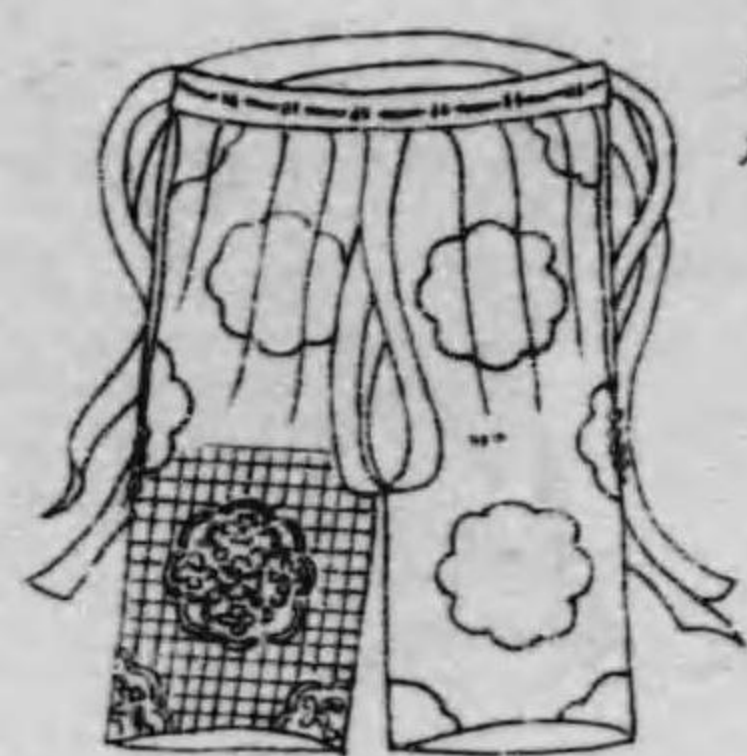
第三十一圖  
下裝



第三十二圖  
半臂



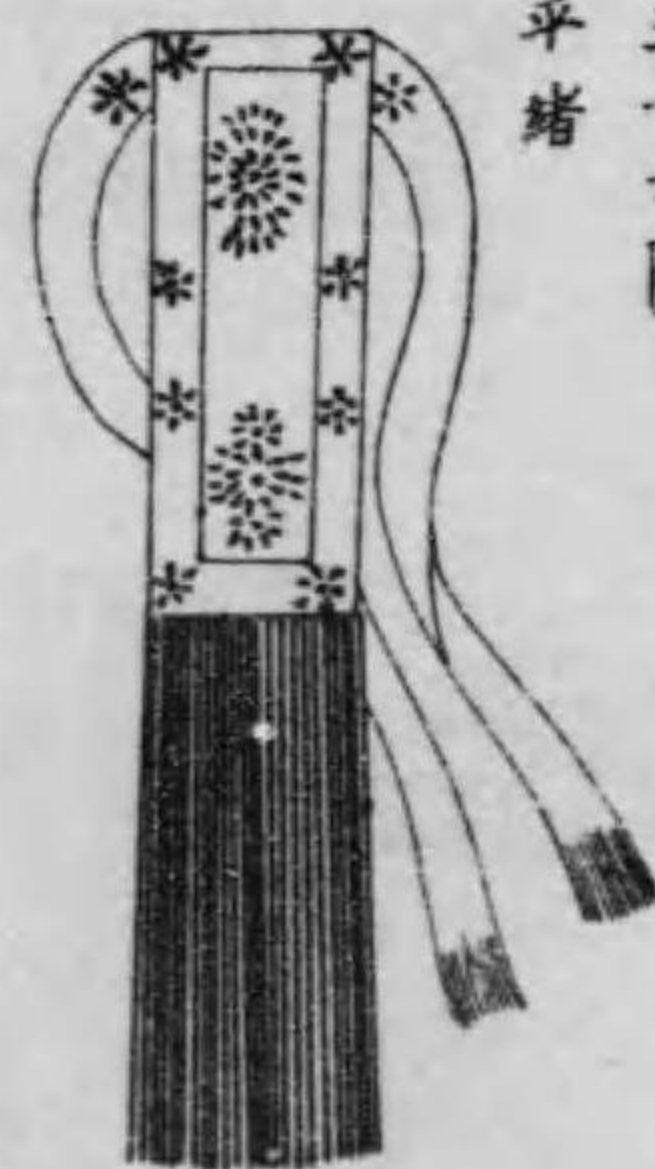
第三十三圖  
大口



第三十四圖  
表袴



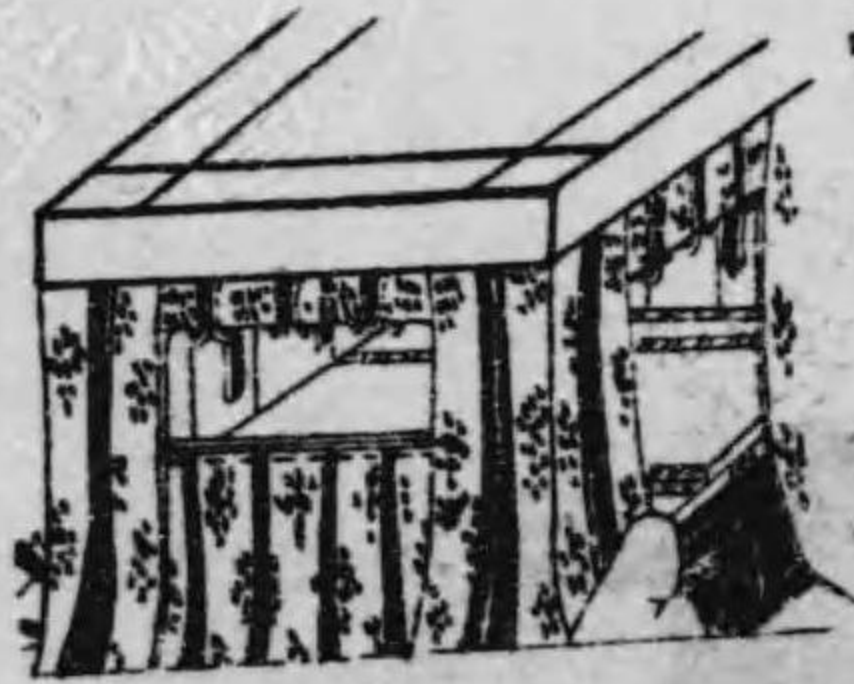
第三十五圖  
腰巾



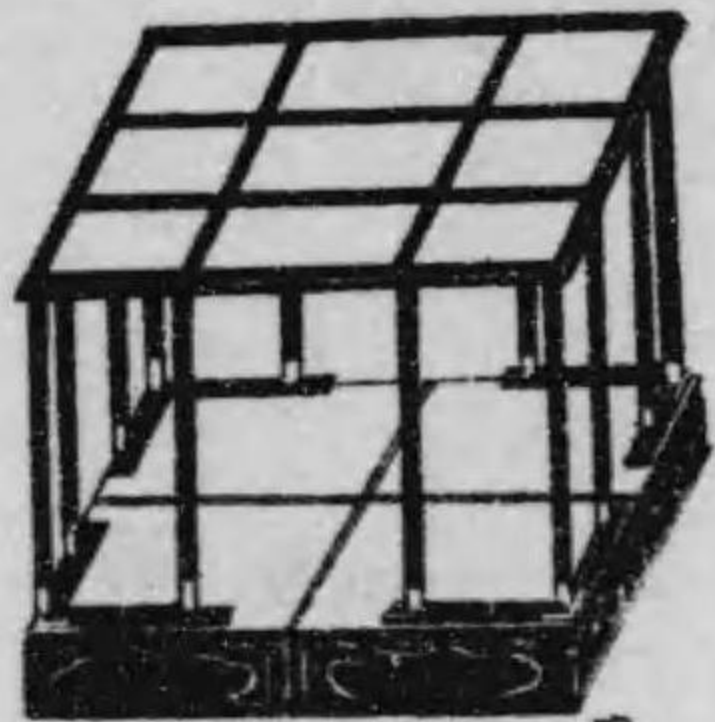
第三十六圖  
平袴



第四十六圖  
御椅子



第四十七圖(其二)  
御帳幔



第四十七圖(其三)



第四十七圖(其三)  
几帳幔 同裏



第四十二圖  
挂甲



圖三十四第

頭帽



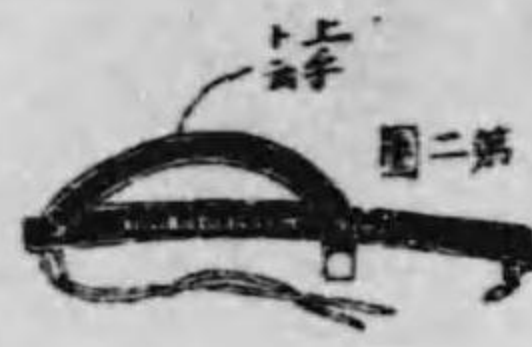
第四十四圖  
高脚座



第四十五圖

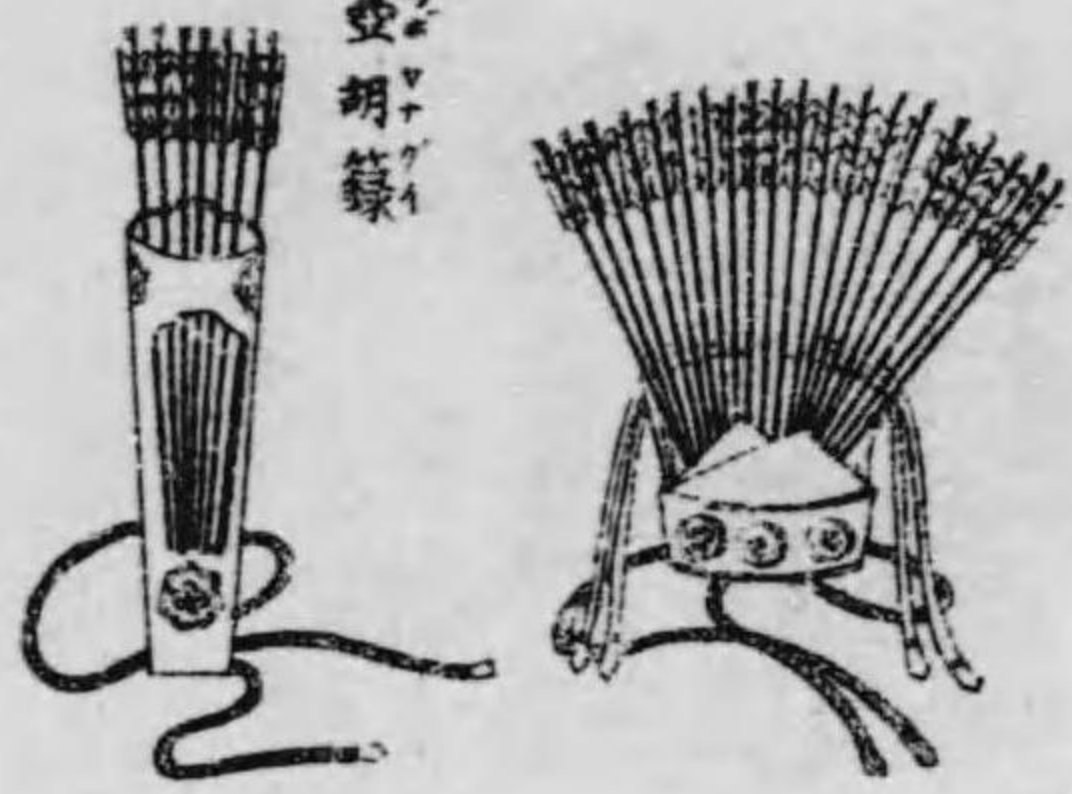


第三十九圖  
石帶

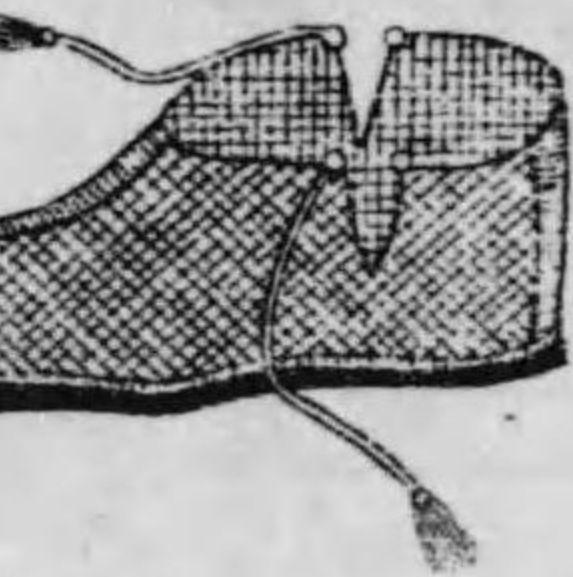


圖一第

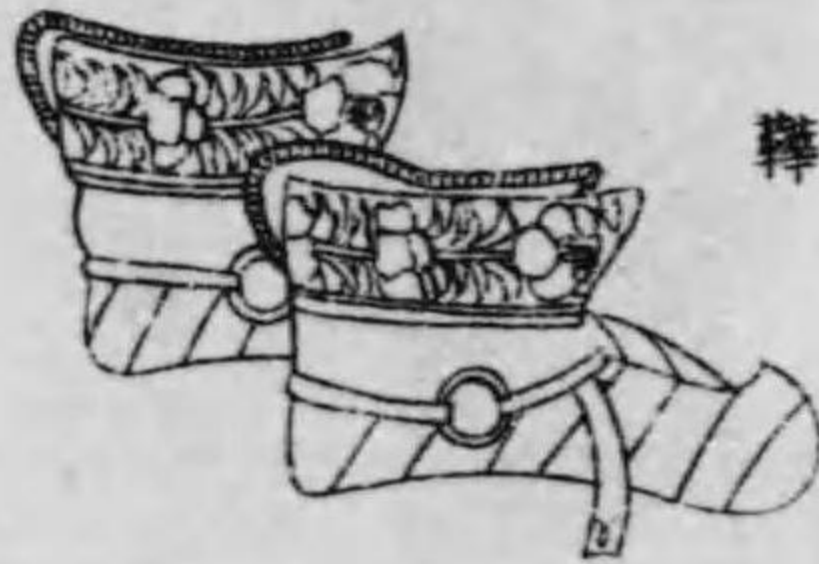
圖二第



第三十七圖  
平明箑



第三十八圖  
絲鞋



第四十圖  
鞋



第四十一圖  
指



絲鞋

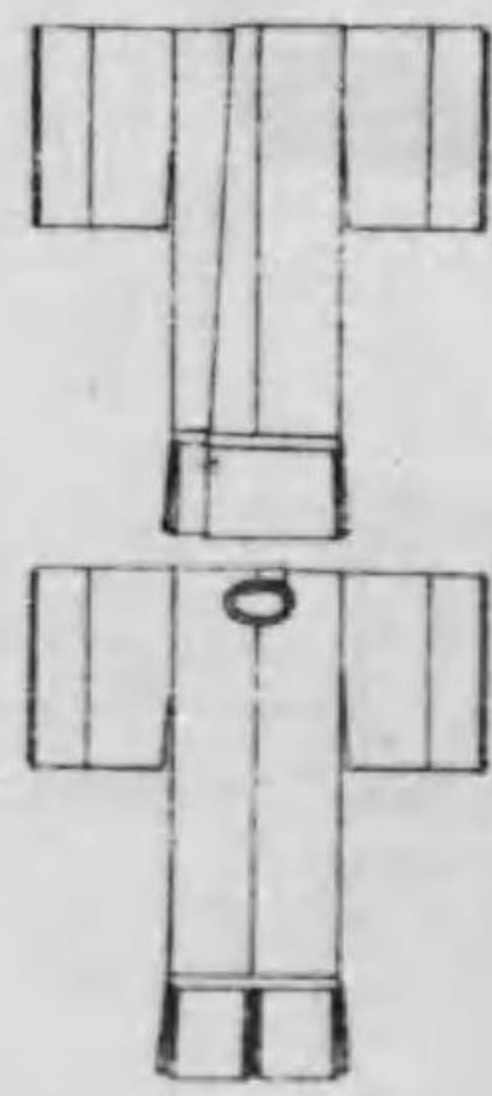
第四十八圖



第四十九圖  
淺沓



第五十圖  
齊服



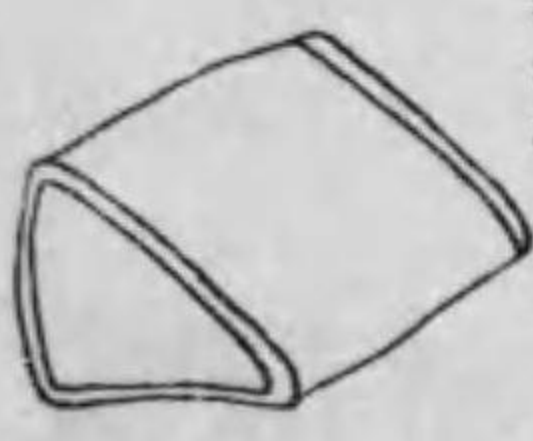
第五十圖



第五十一圖



第五十一圖 (其二)



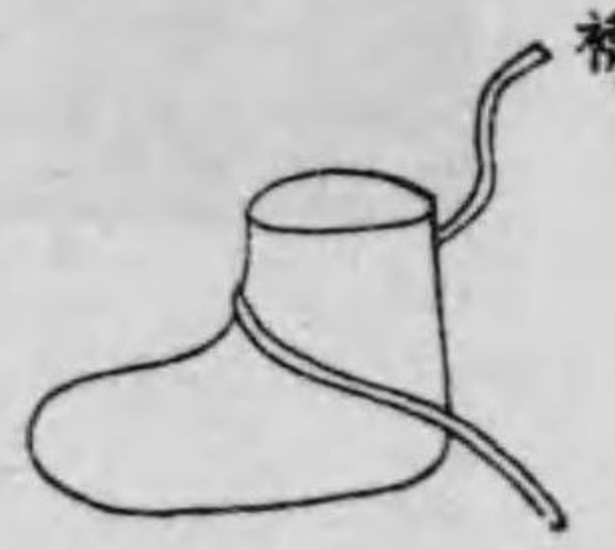
第五十二圖



第五十三圖



第五十四圖



第五十五圖



第五十六圖



第五十七圖



第五十八圖



第五十八圖 (其二)



一 海老鱈魚  
口 多志良如  
八 御刀子筥  
二 御巾子筥

御情

小忌衣

心葉日蔭蓑

襦

心葉銅花鏡

御手巾

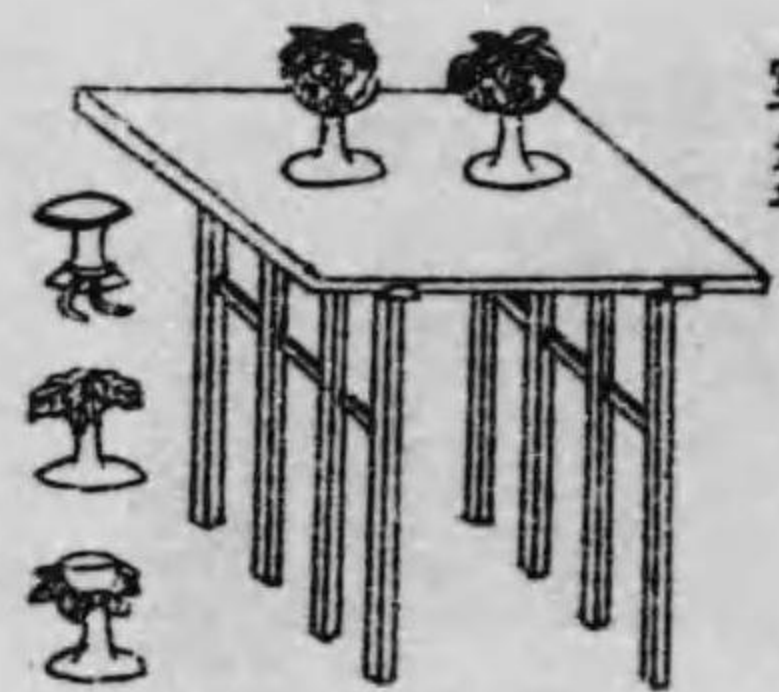
揚杖

刀子

筆



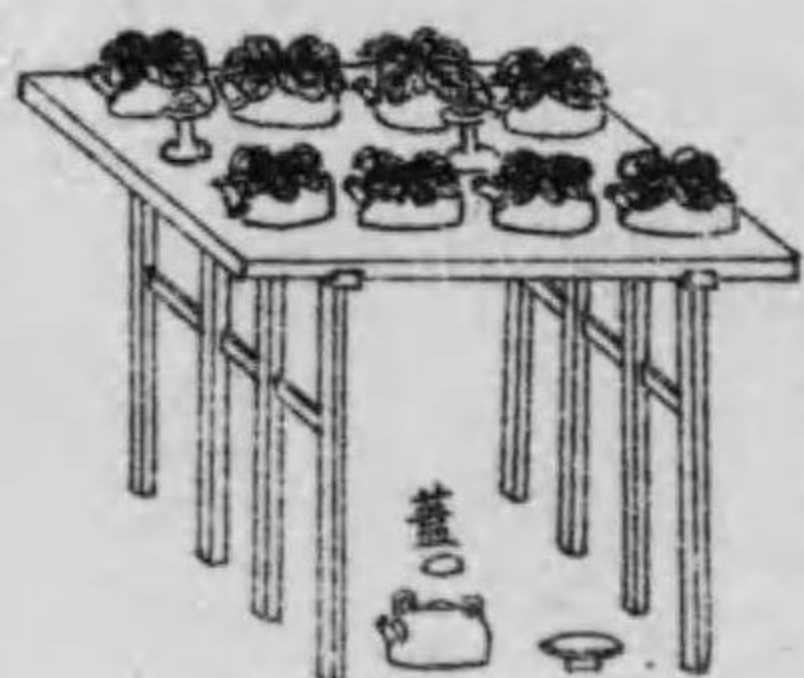
蛇羹  
和菓子



第六十圖  
空蓋



神御料二瓶白酒

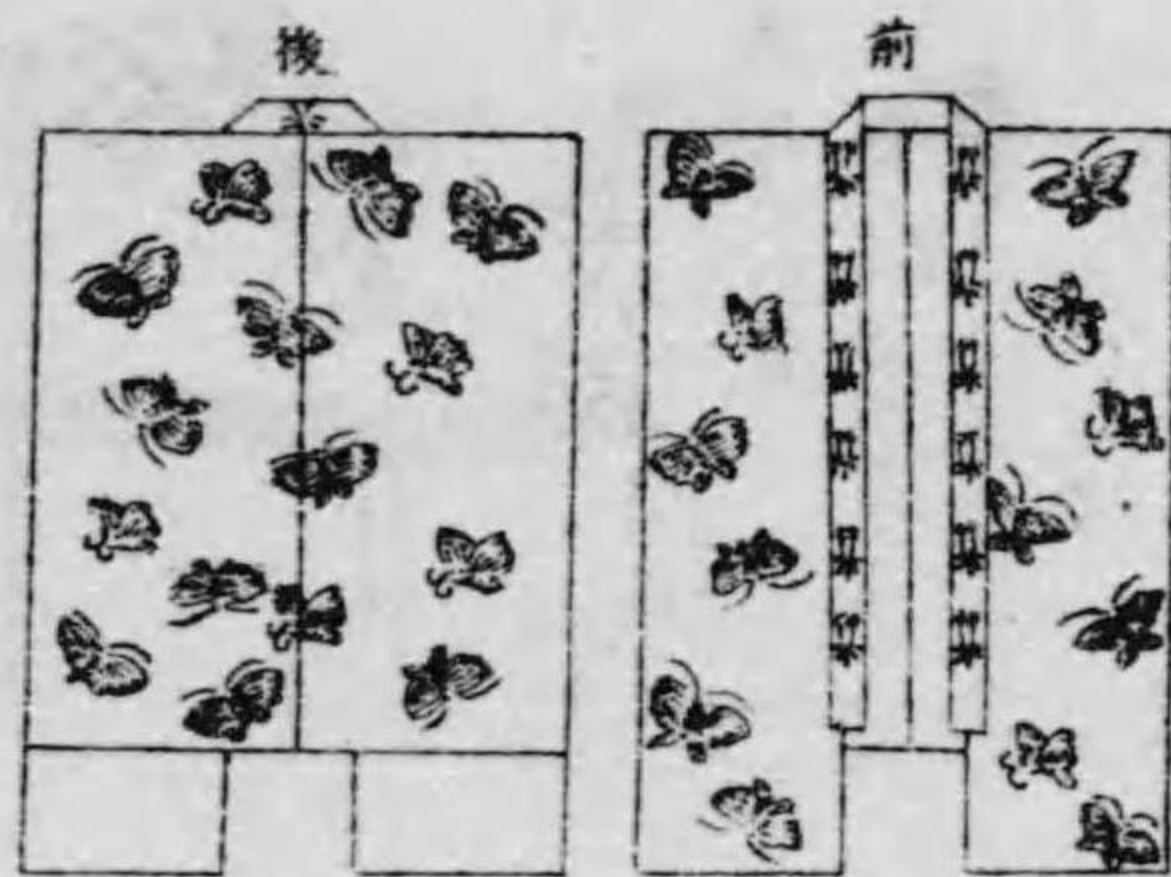


直會御酒白酒

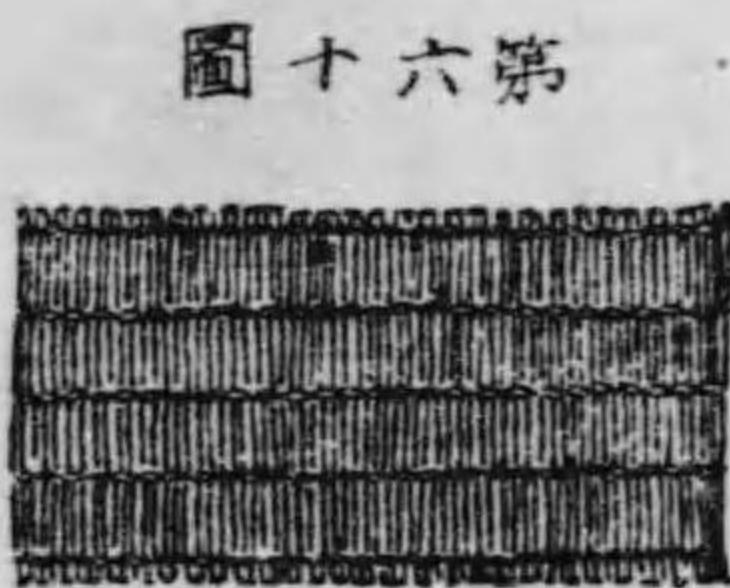


圖十六第

神食薦三尺



第五十九圖  
水器具俵



圖十六第

御食薦



瓶手和菓子  
着二瓶



御著、瓶手、水俵  
着二瓶



圖十六第

何レ、巾五分長二寸五分  
位、切り圓、如ク、廣ル

竹ノ縁ニテ  
柏葉ヲ折テ  
干竹ノ計ニテ  
ル

枚手

籠手ノ縁



第六十圖  
御著

漆手  
木御籠ノ蓋リ  
タル圓

栗御籠ノ蓋リ  
タル圓

附 錄

◎大禮使彙報

○大禮使官制(大正四年四月十日官報號外)

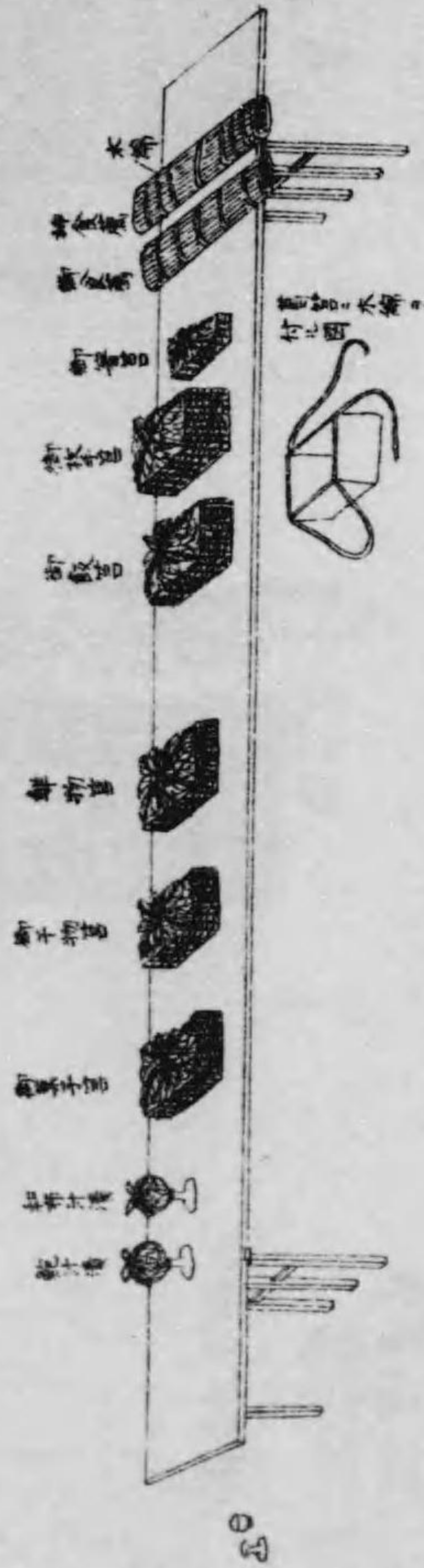
朕大禮使官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正四年四月十二日

陸軍大臣	岡	市之助
外務大臣	加藤	高明
內務大臣	子爵	大浦兼武
內閣總理大臣	伯爵	大隈重信

第六十圖



第六十一圖



第六十二圖



海軍大臣	八代六郎
大藏大臣	若槻禮次郎
文部大臣	博士 一木喜徳郎
司法大臣	尾崎行雄
逓信大臣	武富時敏
農商務大臣	河野廣中

勅令第五十一號

大禮使官制

第一條 大禮使ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ即位ノ禮及大嘗祭ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 大禮使ニ總裁一人ヲ置ク  
總裁ハ皇族ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第三條 大禮使ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	一人	次官	二人	參與官	若干人
事務官	若干人	典儀官	若干人	書記	若干人

前項ノ職員ノ外必要アルトキハ御用掛ヲ置クコトヲ得

第四條 長官ハ之ヲ勅命ス

次官、參與官、事務官及典儀官ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス御用掛ヲ命スルトキ亦同シ

書記ハ長官之ヲ命ス

第五條 長官ハ所部ノ職員ヲ統督シ使務ヲ總理ス

長官事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名シタル次官其ノ事務ヲ代理ス

第六條 次官ハ長官ヲ輔ケ使務ヲ掌理ス

第七條 參與官ハ長官ノ命ヲ承ケ使務ヲ輔ク

第八條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

典儀官ハ上官ノ命ヲ承ケ典式ヲ掌ル

第九條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及典式ニ關スル事務ニ従事ス

第十條 官職ヲ有スルニ因リ大禮使職員ヲ命セラレタル者ノ待遇ハ其ノ官職ニ付受クル待遇ニ依リ其ノ他ハ長官ハ親任官、次官及參與官ハ勅任官、事務官及典儀官ハ奏任官、書記ハ判任官ノ待遇トシ御用掛ノ待遇ハ各別ニ之ヲ定ム

第十一條 官職ヲ有スルニ因リ大禮使職員ヲ命セラレタル者其ノ官職ヲ退キタルトキハ退職ス

第十二條 使務ノ處理ニ關スル規程ハ長官之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○令旨訓示挨拶(大正四年四月十三日官報)

大禮使總裁同長官以下昨十二日午前十時宮中西溜ノ間ニ參集左ノ令旨訓示及挨拶アリ  
タリ

○大禮使總裁殿下(大勳位 貞愛親王)令旨

本日ヲ以テ大禮使ヲ置カレ茲ニ總裁ノ重任ヲ辱フス願クハ長官以下各職員ノ勵精ニ依リ大典ノ滞ナク遂行セラレムコトヲ望ム

○内閣總理大臣(伯爵大 隈重信)訓示

大禮使ノ官制ハ本日ヲ以テ公布セラレ貞愛親王殿下ヲ總裁ニ奉戴シ長官以下ノ職員夫々任命セラレタリ此ノ機會ヲ以テ本大臣ハ茲ニ一言スルコトヲ得ルハ最モ光榮トスル所ナリ

謹ミテ惟ルニ即位ノ禮及大嘗祭ハ御宇ノ始ニ當リ行ハセラルル皇室竝國家最高ノ大典タリ國民一般此ノ機ヲ以テ更ニ思ヲ建國ノ由來國體ノ本義ニ致シ忠愛ノ真情ヲ傾倒シテ聖壽ノ無彊ヲ奉祝シ國運ノ隆昌ヲ慶賀スルノ秋ナルハ勿論トス職ヲ大禮使ニ

奉スル者克ク心ヲ此ニ存シ深ク朝野誠意ノ存スル所ヲ願ミ細心努力以テ其ノ職責ヲ盡クシ大典ノ遂行セラルルニ於テ些ノ遺漏ナカラムコトヲ要ス

大禮ニ關スル典式ハ登極令其ノ他規定ノ存スルモノハ其ノ規定ニ依リ規定ナキモノハ古例ヲ斟酌シテ施行セラルヘキハ言ヲ待タサル所ナリト雖能ク儀式ノ根底ニ存スル精神本義ヲ表明スルニ務メ質素ヲ旨トセラレタル先帝ノ遺訓ヲ紹述シ給フノ聖旨ヲ奉體シ繁縟虛禮ヲ避ケ而カモ能ク我國運進暢ノ現狀ニ適應スルノ施設ヲ爲スハ最モ切望ニ堪ヘサル所ナリ

終ニ臨ミ本大臣ハ此ノ大典ニ屬スル各般ノ儀禮順天遂行セラレ十分ノ光輝ト無限ノ瑞祥トヲ發揮シテ能ク中外ノ瞻望ヲ空シクセサラムコトヲ希望シテ止マサルナリ

大禮使長官(公爵鷹司照通)挨拶

大禮使長官ノ榮任ヲ拜シ負荷ノ甚タ重キヲ感ス自今勵精努力總裁宮殿下ノ令旨ヲ奉シ以テ大典ノ滯ナク遂行セラレムコトヲ期ス職員一同能ク此ノ趣旨ヲ體シ使務ノ處

理ニ關シテハ尙内閣總理大臣閣下ノ訓示ニ從ヒ協心戮力各其ノ事ニ勉勵スヘシ茲ニ謹ンテ總裁宮殿下ノ令旨ニ對ヘ奉リ併セテ主務大臣閣下ノ訓示ニ副フ所アラムコトヲ期ス

○大禮使處務規程(大正四年四月十三日官報)

大禮使處務規程

第一條 大禮使ニ評議會、長官官房及左ノ六部ヲ置ク

典儀部 調度部 造營部

車馬部 鐵道部 主計部

第二條 評議會ハ長官ノ諮問ニ依リ重要ノ事項ヲ審議ス

第三條 長官官房ニ於テハ人事、文書、饗宴其ノ他各部ニ屬セサル事務ヲ掌ル

第四條 典儀部ニ於テハ祭祀、典式及接伴ニ關スル事務ヲ掌ル



第五條 調度部ニ於テハ物件ノ購入、供給、運送、自動車及雜役ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 造營部ニ於テハ建築其ノ他ノ工事ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 車馬部ニ於テハ馬車及馬匹ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 鐵道部ニ於テハ鐵道ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 主計部ニ於テハ會計ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 次官ハ臨時命ヲ承ケ長官官房又ハ各部ノ事務ヲ掌ルコトアルヘシ

第十一條 評議會ニ會員及幹事、長官官房ニ官房主任、各部ニ部長ヲ置キ典儀部ニ限リ部長ノ下ニ次長ヲ置ク

第十二條 評議會ノ議事ハ長官之ヲ整理シ長官事故アルトキハ長官ノ指名シタル次官之ニ代ル

第十三條 參與官、事務官、典儀官及書記ノ勤務ハ長官之ヲ命ス

評議會會員及各部長ハ次官及參與官ノ中ヨリ、評議會幹事及長官官房主任ハ事務官ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

第十四條 重要ナル事項ハ決裁ノ後總裁ニ具申ス

○悠紀主基兩地方勅定(大正三年二月六日官報)

大嘗祭ノ齋田ヲ定ムヘキ悠紀ノ地方並ニ主基ノ地方左ノ通勅定セラレタリ

悠紀ノ地方 愛知縣

主基ノ地方 香川縣

(備考)

悠紀ノ齋田 愛知縣碧海郡六ツ美村大字下中島字上丸ノ内早川定之助所有地四反

主基ノ齋田 香川縣綾歌郡山田村大字山田上字田頃岩瀨辰三郎所有地四反四步

○大嘗祭獻穀 大嘗祭ニ付キ新穀獻納ノ儀ヲ願出テタルトキハ朝鮮、臺灣、樺太、道、

府、縣毎ニ精米一升及精粟五合限悠紀主基兩殿ニ於ケル庭積ノ机代物トシテ獻納聽許セラルヘキニ付キ所轄廳ハ凡テ新嘗祭獻穀ノ例ニ依リ本年十月三十一日マテニ京都皇宮内大禮使出張所ニ差出スヘシ(大正四年五月一日官報)

○大典歌詠進方(大正四年五月二十六日官報)

宮内省御用掛 子爵 黒田 清 綱

大嘗祭及大饗悠紀歌詠進被仰付

御歌所御用掛 子爵 入 江 爲 守

大嘗祭及大饗主基歌詠進被仰付

○踐祚(受禪)、即位、大嘗祭一覽

御歴代	踐 祚(受 禪)	即 位	大 嘗 祭	主悠基紀
神武天皇		辛酉歲(紀元元年) 正月朔庚辰		
綏靖天皇		庚辰歲(紀元八〇) 正月八日己卯		
安寧天皇		壬子歲(紀元一一二) 七月三日乙丑		
懿德天皇		辛卯歲(紀元一五一) 二月四日壬子		
孝昭天皇		丙寅歲(紀元一八六) 正月九日甲午		
孝安天皇		己丑歲(紀元二六九) 正月七日辛卯		
孝靈天皇		辛未歲(紀元三七二) 正月十二日癸卯		
孝元天皇		丁亥歲(紀元四四七) 正月十四日甲申		
開化天皇		癸未歲(紀元五〇三) 十一月十二日壬午		

雄略天皇	安廣天皇	九恭天皇	反正天皇	履中天皇	仁德天皇	應神天皇	仲哀天皇	成務天皇	景行天皇	垂仁天皇	崇神天皇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

甲申歲(紀元五六四) 正月十三日甲午  
 壬辰歲(紀元六三二) 正月二日戊寅  
 辛未歲(紀元七三一) 七月十一日己卯  
 辛未歲(紀元七九一) 正月五日戊子  
 壬申歲(紀元八五二) 正月十一日庚子  
 庚寅歲(紀元九三〇) 正月朔丁亥  
 癸酉歲(紀元九七三) 正月三日己卯  
 庚子歲(紀元一〇六〇) 二月朔壬午  
 丙午歲(紀元一〇六六) 正月二日戊寅  
 壬子歲(紀元一〇七二) 十二月  
 癸巳歲(紀元一一一三) 十二月十四日壬午  
 丙申歲(紀元一一一六) 十一月十三日甲子

推古天皇	崇峻天皇	用明天皇	敏達天皇	欽明天皇	宣化天皇	安閑天皇	繼體天皇	武烈天皇	仁賢天皇	顯宗天皇	清寧天皇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

庚申歲(紀元一一四〇) 正月十五日壬子  
 乙丑歲(紀元一一四五) 正月朔己巳  
 戊辰歲(紀元一一四八) 正月五日乙酉  
 戊寅歲(紀元一一五八) 十二月  
 丁亥歲(紀元一一六七) 二月四日甲午  
 繼體天皇廿五年辛亥(紀元一一九一)二月七日丁未  
 乙卯歲(紀元一一九五) 十二月  
 己未歲(紀元一一九九) 十二月五日甲申  
 壬辰歲(紀元一二三二) 四月三日甲戌  
 乙巳歲(紀元一二四五) 九月五日戊午  
 丁未歲(紀元一二四七) 八月二日甲辰  
 壬子歲(紀元一二五二) 十二月八日己卯

舒明天皇	皇極天皇	孝德天皇	齊明天皇	天智天皇	弘文天皇	天武天皇	持統天皇	文武天皇	元明天皇	元正天皇	聖武天皇
大化元年乙巳歲(紀元一三〇五)六月廿七日庚戌受禪											
已丑歲(紀元一二八九)正月四日丙午	壬寅歲(紀元一三〇二)正月十五日辛未	同日	乙卯歲(紀元一三一五)正月三日甲戌	七年戊辰(紀元一三二八)正月三日戊子	天智天皇十年辛未(紀元一三三一)十二月五日丁卯	癸酉歲(紀元一三三三)二月二十七日癸未	朱鳥四年庚寅(紀元一三五〇)正月朔戊寅	同日	慶雲四年丁未(紀元一三六七)七月十七日壬子	同日	同日
元年癸酉十一月十六日丁卯	朱鳥五年辛卯(紀元一三五二)十一月	二年戊戌(紀元一三五八)十一月二十三日己卯	和銅元年戊申(紀元一三六八)十一月廿一日己卯	靈龜二年丙辰(紀元一三七六)十一月十九日辛卯	同年十一月二十三日己卯	元年癸酉十一月十六日丁卯	朱鳥五年辛卯(紀元一三五二)十一月	二年戊戌(紀元一三五八)十一月二十三日己卯	和銅元年戊申(紀元一三六八)十一月廿一日己卯	靈龜二年丙辰(紀元一三七六)十一月十九日辛卯	同年十一月二十三日己卯
丹播	因播	尾張	但遠	但遠	但遠	丹播	丹播	丹播	丹播	丹播	丹播
丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波	丹波

孝謙天皇	淳仁天皇	稱德天皇	光仁天皇	桓武天皇	平城天皇	嵯峨天皇	淳和天皇	仁明天皇	文德天皇	清和天皇	陽成院天皇
天平感寶元年己丑(紀元一四〇九)七月二日受禪	天平寶字二年戊戌(紀元一四一八)八月朔庚子受禪	天平寶字八年甲辰(紀元一四二四)十月九日壬申踐祚	天應元年辛酉(紀元一四四一)四月三日辛卯受禪	大同元年丙戌(紀元一四六六)三月十七日辛巳踐祚	大同四年己丑(紀元一四六九)四月三日戊寅受禪	弘仁十四年癸卯(紀元一四八三)四月廿六日庚子受禪	天長十年癸丑(紀元一四九三)三月二日乙酉受禪	嘉祥三年庚午(紀元一五〇〇)三月二日己亥踐祚	天安二年戊寅(紀元一五〇八)八月二十七日乙卯踐祚	貞觀十八年丙申(紀元一五三三)七月二十九日壬寅受禪	
同日	同日	寶龜元年庚戌(紀元一四三〇)十月朔己丑	同年同月十五日癸卯	同年五月十八日辛巳	同年同月十三日戊子	同年同月二十七日辛亥	同年三月六日癸巳	同年四月十七日甲子	同年十一月十七日甲子	元慶元年丁酉(紀元一五三七)正月三日乙亥	
天平勝寶元年己丑(紀元一四四九)十一月廿五日乙卯	同年戊戌十一月二十三日辛卯	天平神護元年乙巳(紀元一四四九)十一月廿二日己卯	寶龜二年辛亥(紀元一四三一)十一月廿一日癸卯	同年十一月十三日丁卯	大同三年戊子(紀元一四六八)十一月十四日辛卯	弘仁元年戊寅(紀元一四七〇)十一月十九日乙卯	同年十一月十七日丁卯	仁壽元年辛未(紀元一五〇一)十一月廿三日辛卯	貞觀元年己卯(紀元一五〇九)十一月十六日丁卯	同年十一月十八日乙卯	
美濃	丹波	因幡	因幡	越前	伊勢	美濃	丹波	近江	伊勢	美濃	美濃
美濃	丹波	因幡	因幡	越前	伊勢	美濃	丹波	近江	伊勢	美濃	美濃

光孝天皇	元慶八年甲辰(紀元一五四四)二月五日丙申踐祚	同年同月二十三日甲寅	同年十一月二十二日己卯	伊前
宇多院天皇	仁和三年丁未(紀元一四七)八月五日丁卯踐祚	同年十一月十七日丙戌	仁和四年戊申(紀元一四八)十一月廿二日乙卯	播磨
醍醐天皇	寬平九年丁巳(紀元一五五七)七月三日丙子受禪	同年同月十三日丙戌	同年十一月二十日辛卯	丹波
朱雀院天皇	延長八年庚寅(紀元一五九〇)六月三日壬午受禪	同年十一月二十一日庚辰	承平二年壬辰(紀元一五九二)十一月十三日辛卯	丹波
村上天皇	天慶九年丙午(紀元一六〇六)四月二十日庚辰受禪	同年同月二十八日戊子	同年十一月十六日癸卯	丹波
冷泉院天皇	康保四年丁卯(紀元一六二七)五月五日癸丑踐祚	同年十月十一日丙寅	安和元年戊辰(紀元一六二八)十一月廿四日癸卯	播磨
圓融院天皇	安和二年己巳(紀元一六二九)八月三日戊子受禪	同年九月二十三日丁卯	天祿元年庚午(紀元一六三〇)十一月十七日乙卯	丹波
花山院天皇	永觀二年甲申(紀元一六四四)八月二十日甲辰受禪	同年十月十日丙戌	寬和元年乙酉(紀元一六四五)十一月廿一日辛卯	丹波
一條院天皇	寬和二年丙戌(紀元一六四六)六月三日庚申踐祚	同年七月二十二日戊子	同年十一月十五日己卯	丹波
三條院天皇	寬弘八年辛亥(紀元一六一七)六月五日乙卯受禪	同年十月十六日乙卯	長和元年壬子(紀元一六七二)十一月廿二日乙卯	備前
後一條院天皇	長和五年丙辰(紀元一六七六)正月三日甲戌受禪	同年二月七日壬午	同年十一月十五日乙卯	備前
後朱雀院天皇	長元九年丙子(紀元一六九六)四月七日乙丑踐祚	同年七月十日丙戌	同年十一月十七日辛卯	丹波

後冷泉院天皇	寬德二年乙酉(紀元一七〇五)正月廿日癸酉受禪	同年四月八日甲午	永承元年丙戌(紀元一七〇六)十一月十五日辛卯	備前
後三條院天皇	治曆四年戊申(紀元一七二八)四月廿日庚申踐祚	同年七月二十一日辛卯	同年十一月二十二日辛卯	備前
白河院天皇	延久四年壬子(紀元一七三二)三月八日壬午受禪	同年同月二十九日癸卯	承保元年甲寅(紀元一七三四)十一月廿一日乙卯	備前
堀河院天皇	應德三年丙寅(紀元一七四六)十一月廿日庚辰受禪	同年十二月十九日癸卯	寬治元年丁卯(紀元一七四七)十一月十九日丁卯	備前
鳥羽院天皇	嘉承二年丁亥(紀元一七六七)七月五日癸卯踐祚	同年十二月朔壬午	天仁元年戊子(紀元一七六八)十一月廿一日丁卯	備前
崇德院天皇	保安四年癸卯(紀元一七八三)正月廿日壬午受禪	同年二月十九日癸卯	同年十一月十八日丁卯	備前
近衛院天皇	永治元年辛酉(紀元一八〇一)三月七日辛未受禪	同年同月二十七日辛卯	康治元年壬戌(紀元一八〇二)十一月十五日癸卯	備前
後白河院天皇	久壽二年乙亥(紀元一八一五)七月廿日己巳踐祚	同年十月二十六日庚子	同年十一月二十三日丁卯	備前
二條院天皇	保元三年戊寅(紀元一八一八)八月廿日戊戌受禪	同年十二月二十日丙午	平治元年己卯(紀元一八一九)十一月廿三日癸卯	備前
六條院天皇	永萬元年乙酉(紀元一八五五)六月二十五日壬寅受禪	同年七月二十七日甲戌	仁安元年丙戌(紀元一八二六)十一月十五日乙卯	備前
高倉院天皇	仁安三年壬子(紀元一八六二)二月十九日壬子受禪	同年三月二十日壬午	同年十一月二十二日己卯	備前
安徳天皇	治承四年庚子(紀元一八八〇)二月二十一日癸卯受禪	同年四月二十二日甲辰	壽永元年壬寅(紀元一八四二)十一月廿四日辛卯	備前

後鳥羽院天皇	壽永二年癸卯(紀元一八四三)八月二十日踐祚	壽永三年甲辰(紀元一八四四)七月廿日甲寅行即位之禮	同年十一月十八日癸卯	丹近
土御門院天皇	建久九年戊午(紀元一八五八)正月十一日己酉受禪	同年三月三日庚子	同年十一月二十二日乙卯	備近
順德院天皇	承元四年庚午(紀元一八七〇)十一月二十五日己酉受禪	同年十二月二十八日壬午	建曆二年壬申(紀元一八七二)十一月十三日乙卯	丹近
仲恭天皇	承久三年辛巳(紀元一八八二)四月二十日甲戌受禪	同年十二月朔庚辰	貞應元年壬午(紀元一八八二)十一月廿三日丁卯	備近
後堀河院天皇	承久三年辛巳(紀元一八八二)七月九日辛卯踐祚	同年十二月五日庚辰	嘉祿元年乙未(紀元一八九五)十一月二十日己卯	丹近
四條院天皇	貞永元年壬辰(紀元一八九三)十月四日庚辰受禪	同年三月十八日庚子	同年十一月十三日辛卯	備近
後嵯峨院天皇	仁治三年壬寅(紀元一九〇二)正月二十日癸卯踐祚	同年三月十一日庚子	同年十一月二十四日己卯	丹近
後深草院天皇	寬元四年丙午(紀元一九〇六)正月二十九日己未受禪	同年十二月二十八日丙寅	文應元年庚申(紀元一九二〇)十一月十六日己卯	備近
龜山院天皇	正元元年己未(紀元一九一九)十一月二十六日乙丑受禪	同年三月二十六日癸卯	同年十一月十九日辛卯	丹近
後宇多院天皇	文永十一年甲戌(紀元一九二〇)正月二十六日甲辰受禪	正應元年戊子(紀元一九四八)三月十五日庚子	正應元年戊子十一月二十二日癸卯	備近
伏見院天皇	弘安十年丁亥(紀元一九四七)十月二十一日戊寅受禪	同年十月十三日丁卯	同年十一月二十日癸卯	丹近
後伏見院天皇	永仁六年戊戌(紀元一九五〇)七月二十二日丁未受禪			丹近

後二條院天皇	正安三年辛丑(紀元一九六二)正月二十一日壬戌受禪	同年三月二十四日甲子	同年十一月二十日乙卯	備近
花園院天皇	延慶元年戊申(紀元一九六八)八月二十六日壬子踐祚	同年十一月十六日庚子	延慶二年己酉(紀元一九六九)十一月二十四日癸卯	丹近
後醍醐天皇	文保二年戊午(紀元一九七〇)二月二十六日戊午受禪	同年三月二十九日庚寅	同年十一月二十二日己卯	備近
後村上院天皇	延元四年己卯(紀元一九九〇)八月十五日辛丑受禪	同年十月五日庚寅		丹近
後龜山院天皇	正平二十三年戊申(紀元一九三三)踐祚			丹近
後小松院天皇	弘和二年壬戌(紀元一九四二)四月十一日庚寅爲後醍醐院天皇太子受禪	同年十二月二十八日壬寅行即位之禮	弘和三年癸亥(紀元一九四三)十一月十六日乙卯	丹近
稱光院天皇	應永十九年壬辰(紀元一九三〇)八月二十九日壬午受禪	應永二十一年甲午(紀元一九三二)十二月十九日戊子	應永二十二年乙未(紀元一九三三)十一月二十一日乙卯	備近
後花園院天皇	正長元年戊申(紀元一九三〇)七月二十八日戊寅踐祚	永享元年己酉(紀元一九三〇)十二月二十七日己亥	永享二年庚戌(紀元一九三〇)十一月十八日乙卯	丹近
後土御門院天皇	寬正五年甲申(紀元一九三三)七月十九日庚午受禪	寬正六年乙酉(紀元一九三五)十二月二十七日庚子	文正元年丙戌(紀元一九三三)十二月十八日乙卯	丹近
後柏原院天皇	明應九年庚申(紀元一九三六)十月二十五日丙午踐祚	大永元年辛巳(紀元一九三六)三月二十二日甲戌		丹近
後奈良院天皇	大永六年丙戌(紀元一九三六)四月二十九日壬午踐祚	天文五年丙申(紀元一九三六)二月二十六日壬子		丹近
正親町院天皇	弘治三年丁巳(紀元一九三三)十月二十七日丙午踐祚	永祿三年庚申(紀元一九三三)二月二十七日甲午		丹近

後陽成院天皇	天正十四年丙戌(紀元三三四) 十一月十七日戊戌受禪	同年同月二十五日丙辰		
後水尾院天皇	慶長十六年辛亥(紀元三三三) 三月二十七日丁卯受禪	同年四月十二日壬午		
明正院天皇	寬永六年己巳(紀元三三九) 十一月八日己丑受禪	寬永七年庚午(紀元三四〇) 九月十二日戊子		
後光明院天皇	寬永二十年癸未(紀元三四三) 三月三十日甲子受禪	同年十月二十一日壬午		
後西院天皇	承應三年甲午(紀元三四四) 十一月二十八日甲寅踐祚	明曆二年丙申(紀元三四三) 一月二十六日癸卯		
靈元院天皇	寬文三年癸卯(紀元三四三) 正月二十六日乙未受禪	同年四月二十七日乙丑		
東山院天皇	貞享四年丁卯(紀元三四七) 三月二十一日己亥受禪	同年四月二十八日乙亥		
中御門院天皇	寶永六年己丑(紀元三五九) 六月二十一日庚申受禪	寶永七年庚寅(紀元三六〇) 十一月十一日辛丑		
櫻町院天皇	享保二十年乙卯(紀元三六九) 三月二十一日辛卯受禪	同年十一月三日戊戌		
桃園院天皇	延享四年丁卯(紀元三九七) 五月二日辛卯受禪	同年九月二十一日戊申		
後櫻町院天皇	寶曆十二年壬午(紀元四一三) 七月二十七日戊子受禪	寶曆十三年癸未(紀元四一四) 三月十一日庚辰		
後桃園院天皇	明和七年庚寅(紀元四三三) 十一月二十四日丙寅受禪	明和八年辛卯(紀元四三三) 四月二十八日戊戌		
			元文三年戊午(紀元三四六) 十一月十九日丁卯	丹近 波江
			寬延元年戊辰(紀元三四〇) 八月十一日丁卯	丹近 波江
			明和元年甲申(紀元四二四) 十一月八日乙卯	丹近 波江
			同年十一月十九日乙卯	丹近 波江

光格天皇	安永八年己亥(紀元四三九) 十一月二十五日乙巳踐祚	安永九年庚子(紀元四四〇) 十二月四日戊申	天明七年丁未(紀元四四七) 十一月二十七日辛卯	丹近 波江
仁明天皇	文化十四年丁丑(紀元四四七) 七月十三日乙丑受禪	同年九月二十一日壬戌	文政元年戊寅(紀元四六八) 十一月二十一日乙卯	丹近 波江
孝明天皇	弘化三年丙午(紀元四五六) 二月十三日己亥踐祚	弘化四年丁未(紀元四五七) 七月九日己亥	嘉永元年戊申(紀元四五八) 十一月二十一日辛卯	丹近 波江
明治天皇	慶應三年丁卯(紀元四五七) 正月九日甲子踐祚	明治元年戊辰(紀元二五二八) 八月二十七日辛未	明治四年辛未(紀元二五三三) 十一月十七日癸卯	安甲 房斐
今上天皇	明治四十五年(紀元二五七五) 七月三十日踐祚	大正四年(紀元二五七五) 十一月十日	同年同月十四日	愛知縣 香川縣

大正四年十月二日印刷  
大正四年十月五日發行

大典義解

定價金六拾錢

送料金六錢

著者 神谷初之助

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

發行所 兼 吉川弘文館

代表者 吉川半七

東京市京橋區弓町十三番地

印刷所 千代田印刷株式會社



發行所

振替東京二四四番  
電話京橋二九九番

會社 吉川弘文館



339  
587

終

